







又は財団の場合においては、定款又は寄附行為に準ずるもの。以下同じ。及び登記事項証明書並びに別紙様式第三号により作成した株主若しくは社員の名簿及び親会社の株主若しくは社員の名簿又はこれらに代わる書面

六 代理店（第一条の三第四項に規定する代理店をいう。以下同じ。）がある場合においては、当該代理店に係る代理店契約書又はこれに代わる書面

七 別紙様式第三号の二により作成した登録申請者、重要な使用者及び貸金業務取扱主任者の氏名及び生年月日等を記載した書面

八 法人である場合においては、登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度の貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、登録の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、当該法人の成立の時に作成する貸借対照表又はこれに代わる書面

九 次に掲げるいずれかの法人である場合においては、それぞれ次に定める登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会計監査報告又は監査報告の内容を記載した書面

イ 会社法第二条第十一号に規定する会計監査人設置会社 会社法第三百九十六条第一項後段に規定する会計監査報告

ロ イに掲げるもののほか、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第三十条第九号ロにおいて同じ。）又は監査法人の監査を受けている法人 当該公認会計士又は監査法人の監査報告

十 個人である場合においては、別紙様式第四号により作成した財産に関する調査

十一 貸金業務取扱主任者が申請の日前三年以内に貸金業務取扱主任者研修（法第十二条の三第五項に規定する研修をいう。以下同じ。）を受講した者である場合においては、第十条の八第二項の書面の写し

十二 貸金業務取扱主任者が申請の日前三年以内に貸金業務取扱主任者研修（法第十二条の三第五項に規定する研修をいう。以下同じ。）を受講した者である場合においては、第十条の八第二項の書面の写し

十三 貸金業務の業務に関する組織図（内部管理に関する業務を行う組織等を含む。）及び別紙様式第四号の二により作成した貸付けの業務の経験者（営業所等）自動契約受付機若しくは現金自動設備のみにより貸付けに関する業務を行うものを除く。）に在籍する貸付けの業務に一年以上従事した者をいう。）の業務経歴書

（登録の実施）  
第四条の二 財務局長、福岡財務支局長又は都道府県知事は、法第五条第一項の規定による登録をするときは、別紙様式第一号の第二面から第八面までを貸金業者登録簿に「〃」により行うものとする。

（登録の拒否の通知）  
第四条の三 財務局長又は福岡財務支局長は、法第六条第二項の規定による通知をするときは、別紙様式第四号の四により作成した登録拒否通知書により行うものとする。

（登録の更新の申請期限）  
第五条 貸金業者は、法第三条第二項の規定による登録の更新を受けようとするときは、その者が現に受けている登録の有効期間満了の日の二月前までに当該登録の更新を申請しなければならない。

（不正な行為等をするおそれがあると認められる者）  
第五条の二 法第六条第一項第七号及び第二十四条の二十七第一項第八号に規定する内閣府令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 法第二十四条の六の五第一項各号のいずれかに該当するとして登録の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないこととの決定をする日までの間に法第十条第一項第四号又は

又は財団の場合においては、定款又は寄附行為に準ずるもの。以下同じ。及び登記事項証明書並びに別紙様式第三号により作成した株主若しくは社員の名簿及び親会社の株主若しくは社員の名簿又はこれらに代わる書面

六 代理店（第一条の三第四項に規定する代理店をいう。以下同じ。）がある場合においては、当該代理店に係る代理店契約書又はこれに代わる書面

七 別紙様式第三号の二により作成した登録申請者、重要な使用者及び貸金業務取扱主任者の氏名及び生年月日等を記載した書面

八 法人である場合においては、登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度の貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、登録の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、当該法人の成立の時に作成する貸借対照表又はこれに代わる書面

九 次に掲げるいずれかの法人である場合においては、それぞれ次に定める登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会計監査報告又は監査報告の内容を記載した書面

イ 会社法第二条第十一号に規定する会計監査人設置会社 会社法第三百九十六条第一項後段に規定する会計監査報告

ロ イに掲げるもののほか、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第三十条第九号ロにおいて同じ。）又は監査法人の監査を受けている法人 当該公認会計士又は監査法人の監査報告

十 個人である場合においては、別紙様式第四号により作成した財産に関する調査

十一 貸金業務取扱主任者が申請の日前三年以内に貸金業務取扱主任者研修（法第十二条の三第五項に規定する研修をいう。以下同じ。）を受講した者である場合においては、第十条の八第二項の書面の写し

十二 貸金業務取扱主任者が申請の日前三年以内に貸金業務取扱主任者研修（法第十二条の三第五項に規定する研修をいう。以下同じ。）を受講した者である場合においては、第十条の八第二項の書面の写し

十三 貸金業務の業務に関する組織図（内部管理に関する業務を行う組織等を含む。）及び別紙様式第四号の二により作成した貸付けの業務の経験者（営業所等）自動契約受付機若しくは現金自動設備のみにより貸付けに関する業務を行うものを除く。）に在籍する貸付けの業務に一年以上従事した者をいう。）の業務経歴書

（登録の実施）  
第四条の二 財務局長、福岡財務支局長又は都道府県知事は、法第五条第一項の規定による登録をするときは、別紙様式第一号の第二面から第八面までを貸金業者登録簿に「〃」により行うものとする。

（登録の拒否の通知）  
第四条の三 財務局長又は福岡財務支局長は、法第六条第二項の規定による通知をするときは、別紙様式第四号の四により作成した登録拒否通知書により行うものとする。

（登録の更新の申請期限）  
第五条 貸金業者は、法第三条第二項の規定による登録の更新を受けようとするときは、その者が現に受けている登録の有効期間満了の日の二月前までに当該登録の更新を申請しなければならない。

（不正な行為等をするおそれがあると認められる者）  
第五条の二 法第六条第一項第七号及び第二十四条の二十七第一項第八号に規定する内閣府令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 法第二十四条の六の五第一項各号のいずれかに該当するとして登録の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないこととの決定をする日までの間に法第十条第一項第四号又は

又は財団の場合においては、定款又は寄附行為に準ずるもの。及び登記事項証明書並びに別紙様式第三号により作成した株主若しくは社員の名簿及び親会社の株主若しくは社員の名簿又はこれらに代わる書面

六 代理店（第一条の三第四項に規定する代理店をいう。以下同じ。）がある場合においては、当該代理店に係る代理店契約書又はこれに代わる書面

七 別紙様式第三号の二により作成した登録申請者、重要な使用者及び貸金業務取扱主任者の氏名及び生年月日等を記載した書面

八 法人である場合においては、登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度の貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、登録の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、当該法人の成立の時に作成する貸借対照表又はこれに代わる書面

九 次に掲げるいずれかの法人である場合においては、それぞれ次に定める登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会計監査報告又は監査報告の内容を記載した書面

イ 会社法第二条第十一号に規定する会計監査人設置会社 会社法第三百九十六条第一項後段に規定する会計監査報告

ロ イに掲げるもののほか、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第三十条第九号ロにおいて同じ。）又は監査法人の監査を受けている法人 当該公認会計士又は監査法人の監査報告

十 個人である場合においては、別紙様式第四号により作成した財産に関する調査

十一 貸金業務取扱主任者が申請の日前三年以内に貸金業務取扱主任者研修（法第十二条の三第五項に規定する研修をいう。以下同じ。）を受講した者である場合においては、第十条の八第二項の書面の写し

十二 貸金業務の業務に関する組織図（内部管理に関する業務を行う組織等を含む。）及び別紙様式第四号の二により作成した貸付けの業務の経験者（営業所等）自動契約受付機若しくは現金自動設備のみにより貸付けに関する業務を行うものを除く。）に在籍する貸付けの業務に一年以上従事した者をいう。）の業務経歴書

（登録の実施）  
第四条の二 財務局長、福岡財務支局長又は都道府県知事は、法第五条第一項の規定による登録をするときは、別紙様式第一号の第二面から第八面までを貸金業者登録簿に「〃」により行うものとする。

（登録の拒否の通知）  
第四条の三 財務局長又は福岡財務支局長は、法第六条第二項の規定による通知をするときは、別紙様式第四号の四により作成した登録拒否通知書により行うものとする。

（登録の更新の申請期限）  
第五条 貸金業者は、法第三条第二項の規定による登録の更新を受けようとするときは、その者が現に受けている登録の有効期間満了の日の二月前までに当該登録の更新を申請しなければならない。

（不正な行為等をするおそれがあると認められる者）  
第五条の二 法第六条第一項第七号に規定する内閣府令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 法第二十四条の六の五第一項各号のいずれかに該当するとして登録の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないこととの決定をする日までの間に法第十条第一項第四号又は

又は財団の場合においては、定款又は寄附行為に準ずるもの。及び登記事項証明書並びに別紙様式第三号により作成した株主若しくは社員の名簿及び親会社の株主若しくは社員の名簿又はこれらに代わる書面

六 代理店（第一条の三第四項に規定する代理店をいう。以下同じ。）がある場合においては、当該代理店に係る代理店契約書又はこれに代わる書面

七 別紙様式第三号の二により作成した登録申請者、重要な使用者及び貸金業務取扱主任者の氏名及び生年月日等を記載した書面

八 法人である場合においては、登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度の貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、登録の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、当該法人の成立の時に作成する貸借対照表又はこれに代わる書面

九 次に掲げるいずれかの法人である場合においては、それぞれ次に定める登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会計監査報告又は監査報告の内容を記載した書面

イ 会社法第二条第十一号に規定する会計監査人設置会社 会社法第三百九十六条第一項後段に規定する会計監査報告

ロ イに掲げるもののほか、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第三十条第九号ロにおいて同じ。）又は監査法人の監査を受けている法人 当該公認会計士又は監査法人の監査報告

十 個人である場合においては、別紙様式第四号により作成した財産に関する調査

十一 貸金業務取扱主任者が申請の日前三年以内に貸金業務取扱主任者研修（法第十二条の三第五項に規定する研修をいう。以下同じ。）を受講した者である場合においては、第二十六条の二十六第二項の書面の写し

（新設）  
（登録の実施）  
第四条の二 財務局長、福岡財務支局長又は都道府県知事は、法第五条第一項の規定による登録をするときは、別紙様式第一号の第二面から第八面までを貸金業者登録簿に「〃」により行うものとする。

（登録の拒否の通知）  
第四条の三 財務局長又は福岡財務支局長は、法第六条第二項の規定による通知をするときは、別紙様式第四号の四により作成した登録拒否通知書により行うものとする。

（登録の更新の申請期限）  
第五条 貸金業者は、法第三条第二項の規定による登録の更新を受けようとするときは、その者が現に受けている登録の有効期間満了の日の二月前までに当該登録の更新を申請しなければならない。

（不正な行為等をするおそれがあると認められる者）  
第五条の二 法第六条第一項第七号に規定する内閣府令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 法第三十七条第一項各号のいずれかに該当するとして登録の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないこととの決定をする日までの間に法第十条第一項第四号又は第五号の

第五号の規定による届出をした者（解散又は貸金業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から五年を経過しないもの

二 前号の期間内に法第十条第一項第二号、第四号又は第五号の規定による届出をした法人（合併、解散又は貸金業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員であった者であつて、前号に規定する通知があつた日前三十日に当たる日から当該法人の合併、解散又は廃止の日までの間にその地位にあつたもので当該届出の日から五年を経過しないもの

三 法第二十四条の六の四第二項の規定により解任を命ぜられた役員（同項に規定する役員をいう。次号において同じ。）でその処分を受けた日から五年を経過しない者

四 法第二十四条の六の四第二項に該当するとして役員を命ぜらるる処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことと決定をする日までの間に退任した当該命令により解任されるべきとされた者（退任について相当の理由がある者を除く。）で当該退任の日から五年を経過しない者

（資金需要者等の利益を損なうおそれがないと認められる事由）

第五号の三 法第六条第一項第十四号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げるものとする。

一 再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けたこと（当該決定に係る再生手続又は更生手続が終了している場合を除く。）。

二 次に掲げるすべての要件に該当すること。

イ 営利を目的としない法人であること。

ロ 純資産額（第五号の四第一項第一号又は第二項第一号若しくは第二号に規定する金額をいう。）が五百万円以上であること。

ハ 特定非営利活動（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）（第二号第一項に規定する特定非営利活動をいう。）に係る事業に対する貸付け又は生活に困窮する者を支援するための貸付けを事業の主たる目的とし、その旨を定款又は寄附行為において定めていること）。

ニ 定款又は寄附行為において、次に掲げる事項を定めていること。

(1) 剰余金の分配及び出資の払込みを受けた額を超える払戻しを行わないこと。

(2) 解散時の残余財産を八規定する貸付けの事業を行うことを主たる目的とする者又は国若しくは地方公共団体に帰属させること。

ホ 純資産額が令第三条の二で定める金額に満たない者がイからニまでに掲げる要件に該当し法第三条第一項の登録を受けた場合（純資産額が令第三条の二で定める金額に満たない貸金業者が、第二十六条の二十五第一項第三号による届出をして引き続き貸金業を営む場合を含む。第二十六条の二十五第一項第四号において同じ。）においては、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

(1) 本号イからニまでに掲げる要件に該当した後行つすすべての貸付けに關し、年七・五パーセントを超える割合による利息（みなし利息）（法第十二条の八第二項に規定するみなし利息をいう。）を含む。以下(1)及び(2)において同じ。）の契約をし、又はその貸付けに關し当該割合を超える割合による利息を受領し、若しくはその支払を要求しないこと。

(2) 貸付け（本号イからニまでに掲げる要件に該当した後行つた貸付けに限る。以下(2)及び(3)において同じ。）による利息の収入があるときは、各事業年度における当該収入額に占める八に規定する貸付けによる利息の収入額の割合が百分の五十を超えていること。

(3) 次に掲げる書類を作成し、次に掲げる書類の区分に応じ、それぞれ次に定める日までの間、主たる営業所又は事務所に備え置き、債務者等その他利害関係人から閲覧の請求があつた場合には、これを閲覧させること。

(イ) 法第四条第一項各号に掲げる事項を記載した登録申請書の写し。その登録の有効期間の満了日。

(ロ) 各事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書その他決算に関する書類。翌々事業年度の末日。

(ハ) 各事業年度末において残高のある貸付けの契約の内容がわかる書面（個人である債務者等の氏名は除く。）。

(ニ) 翌々事業年度の末日。

（登録の拒否の審査）

第五号の規定による届出をした者（解散又は貸金業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から五年を経過しないもの

二 前号の期間内に法第十条第一項第二号、第四号又は第五号の規定による届出をした法人（合併、解散又は貸金業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員であった者であつて、前号に規定する通知があつた日前三十日に当たる日から当該法人の合併、解散又は廃止の日までの間にその地位にあつたもので当該届出の日から五年を経過しないもの

三 法第二十四条の六の四第二項の規定により解任を命ぜられた役員（同項に規定する役員をいう。次号において同じ。）でその処分を受けた日から五年を経過しない者

四 法第二十四条の六の四第二項に該当するとして役員を命ぜらるる処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことと決定をする日までの間に退任した当該命令により解任されるべきとされた者（退任について相当の理由がある者を除く。）で当該退任の日から五年を経過しない者

（資金需要者等の利益を損なうおそれがないと認められる事由）

第五号の三 法第六条第一項第十四号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げるものとする。

一 再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けたこと（当該決定に係る再生手続又は更生手続が終了している場合を除く。）。

二 次に掲げるすべての要件に該当すること。

イ 営利を目的としない法人であること。

ロ 純資産額（第五号の四第一項第一号又は第二項第一号若しくは第二号に規定する金額をいう。）が五百万円以上であること。

ハ 特定非営利活動（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）（第二号第一項に規定する特定非営利活動をいう。）に係る事業に対する貸付け又は生活に困窮する者を支援するための貸付けを事業の主たる目的とし、その旨を定款又は寄附行為において定めていること）。

ニ 定款又は寄附行為において、次に掲げる事項を定めていること。

(1) 剰余金の分配及び出資の払込みを受けた額を超える払戻しを行わないこと。

(2) 解散時の残余財産を八に規定する貸付けの事業を行うことを主たる目的とする者又は国若しくは地方公共団体に帰属させること。

ホ 純資産額が令第三条の二で定める金額に満たない者がイからニまでに掲げる要件に該当し法第三条第一項の登録を受けた場合（純資産額が令第三条の二で定める金額に満たない貸金業者が、第二十六条の二十五第一項第三号による届出をして引き続き貸金業を営む場合を含む。第二十六条の二十五第一項第四号において同じ。）においては、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

(1) 本号イからニまでに掲げる要件に該当した後行つすすべての貸付けに關し、年七・五パーセントを超える割合による利息（みなし利息）（昭和二十九年法律第百号）（第三条の規定により利息とみなされるものを含む。以下(1)及び(2)において同じ。）の契約をし、又はその貸付けに關し当該割合を超える割合による利息を受領し、若しくはその支払を要求しないこと。

(2) 貸付け（本号イからニまでに掲げる要件に該当した後行つた貸付けに限る。以下(2)及び(3)において同じ。）による利息の収入があるときは、各事業年度における当該収入額に占める八に規定する貸付けによる利息の収入額の割合が百分の五十を超えていること。

(3) 次に掲げる書類を作成し、次に掲げる書類の区分に応じ、それぞれ次に定める日までの間、主たる営業所又は事務所に備え置き、債務者等その他利害関係人から閲覧の請求があつた場合には、これを閲覧させること。

(イ) 法第四条第一項各号に掲げる事項を記載した登録申請書の写し。その登録の有効期間の満了日。

(ロ) 各事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書その他決算に関する書類。翌々事業年度の末日。

(ハ) 各事業年度末において残高のある貸付けの契約の内容がわかる書面（個人である債務者等の氏名は除く。）。

(ニ) 翌々事業年度の末日。

（登録の拒否の審査）

第五号の規定による届出をした者（解散又は貸金業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から五年を経過しないもの

二 前号の期間内に法第十条第一項第二号、第四号又は第五号の規定による届出をした法人（合併、解散又は貸金業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員であった者であつて、前号に規定する通知があつた日前三十日に当たる日から当該法人の合併、解散又は廃止の日までの間にその地位にあつたもので当該届出の日から五年を経過しないもの

三 法第二十四条の六の四第二項の規定により解任を命ぜられた役員（同項に規定する役員をいう。次号において同じ。）でその処分を受けた日から五年を経過しない者

四 法第二十四条の六の四第二項に該当するとして役員を命ぜらるる処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことと決定をする日までの間に退任した当該命令により解任されるべきとされた者（退任について相当の理由がある者を除く。）で当該退任の日から五年を経過しない者

（財産的基礎等）

第五号の三 法第六条第一項第十四号に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、第四条第三項第八号に規定する貸借対照表若しくはこれに代わる書面又は同項第十号に規定する財産に関する調書において、資産の合計額から負債の合計額を控除した額が当該各号に掲げる額以上であることとする。

一 法人（日賦貸金業者（法第十四条第五号に規定する日賦貸金業者をいう。以下同じ。）を除く。） 五百万円

二 個人（日賦貸金業者を除く。） 三百万円

三 日賦貸金業者 百五十万円

2 法第六条第一項第十四号に規定する資金需要者等の利益を損なうおそれがないものとして内閣府令で定める事由とは、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けたこと（当該決定に係る再生手続又は更生手続が終了している場合を除く。）とする。

規定による届出をした者（解散又は貸金業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から五年を経過しないもの

二 前号の期間内に法第十条第一項第二号、第四号又は第五号の規定による届出をした法人（合併、解散又は貸金業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員であった者であつて、前号に規定する通知があつた日前三十日に当たる日から当該法人の合併、解散又は廃止の日までの間にその地位にあつたもので当該届出の日から五年を経過しないもの

（新設）

（新設）

（財産的基礎等）

第五号の三 法第六条第一項第十四号に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、第四条第三項第八号に規定する貸借対照表若しくはこれに代わる書面又は同項第十号に規定する財産に関する調書において、資産の合計額から負債の合計額を控除した額が当該各号に掲げる額以上であることとする。

一 法人（日賦貸金業者（法第十四条第五号に規定する日賦貸金業者をいう。以下同じ。）を除く。） 五百万円

二 個人（日賦貸金業者を除く。） 三百万円

三 日賦貸金業者 百五十万円

2 法第六条第一項第十四号に規定する資金需要者等の利益を損なうおそれがないものとして内閣府令で定める事由とは、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けたこと（当該決定に係る再生手続又は更生手続が終了している場合を除く。）とする。





添付して、当該都道府県知事に提出しなければならない。

(個人の資金需要者等に関する情報の安全管理措置等)  
第十条の二 貸金業者は、その取り扱う個人である資金需要者等に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(返済能力情報の取扱い)

第十条の三 貸金業者は、信用情報に関する機関(資金需要者等の借入金返済能力に関する情報の収集及び貸金業者に対する当該情報の提供を行うものをいう。)から提供を受けた情報であつて個人である資金需要者等の借入金返済能力に関するものを、資金需要者等の返済能力の調査以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

(特別の非公開情報の取扱い)

第十条の四 貸金業者は、その取り扱う個人である資金需要者等に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(その業務上知り得た公表されていない情報をいう。)を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

(委託業務の的確な遂行を確保するための措置)

第十条の五 貸金業者は、貸金業の業務を第三者に委託する場合には、当該業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。  
一 当該業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者に委託するための措置

二 当該業務の委託を受けた者(以下この条において「受託者」という。)における当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、受託者が当該業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、受託者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置  
三 受託者が行う当該業務に係る資金需要者等からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置

四 受託者が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託する等、当該業務に係る資金需要者等の保護に支障が生じること等を防止するための措置  
五 貸金業者の業務の健全かつ適切な運営を確保し、当該業務に係る資金需要者等の保護を図る必要がある場合には、当該業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置

(社内規則等)

第十条の六 貸金業者は、その営む業務の内容及び方法に応じ、資金需要者等の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の資金需要者等に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置(書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容の説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。)に関する社内規則等(社内規則その他これに準ずるものをいう。以下この条において同じ。)を定めるとともに、従業者に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(貸金業務取扱主任者の設置)

第十条の七 法第十二条の三第一項の規定により、貸金業者が営業所等に貸金業務取扱主任者(法第四十条第一項第六号の貸金業務取扱主任者をいう。)以下同じ。を置くときは、当該貸金業務取扱主任者は次の各号のいずれにも該当しない者でなければならない。ただし、自動契約受付機若しくは現金自動設備のみにより貸付けに関する業務を行う営業所等又は代理店(当該代理店が貸金業者である場合に限る。)に貸金業務取扱主任者を置く場合においては、この限りでない。  
一 当該営業所等において常時勤務する者でない者  
二 貸金業務取扱主任者として他の営業所等に置かれている者

(法第十二条の三第一項の内閣府令で定める数)  
第十条の八 法第十二条の三第一項の内閣府令で定める数は、営業所等において貸金業に従事する者の数に対する同項に規定する貸金業務取扱主任者の数とする。

添付して、当該都道府県知事に提出しなければならない。

(個人の資金需要者等に関する情報の安全管理措置等)  
第十条の二 貸金業者は、その取り扱う個人である資金需要者等に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(返済能力情報の取扱い)

第十条の三 貸金業者は、信用情報に関する機関(資金需要者等の借入金返済能力に関する情報の収集及び貸金業者に対する当該情報の提供を行うものをいう。)から提供を受けた情報であつて個人である資金需要者等の借入金返済能力に関するものを、資金需要者等の返済能力の調査以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

(特別の非公開情報の取扱い)

第十条の四 貸金業者は、その取り扱う個人である資金需要者等に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(その業務上知り得た公表されていない情報をいう。)を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

(委託業務の的確な遂行を確保するための措置)

第十条の五 貸金業者は、貸金業の業務を第三者に委託する場合には、当該業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。  
一 当該業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者に委託するための措置

二 当該業務の委託を受けた者(以下この条において「受託者」という。)における当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、受託者が当該業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、受託者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置  
三 受託者が行う当該業務に係る資金需要者等からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置

四 受託者が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託する等、当該業務に係る資金需要者等の保護に支障が生じること等を防止するための措置  
五 貸金業者の業務の健全かつ適切な運営を確保し、当該業務に係る資金需要者等の保護を図る必要がある場合には、当該業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置

(社内規則等)

第十条の六 貸金業者は、その営む業務の内容及び方法に応じ、資金需要者等の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の資金需要者等に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置(書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容の説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。)に関する社内規則等(社内規則その他これに準ずるものをいう。以下この条において同じ。)を定めるとともに、従業者に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(貸金業務取扱主任者の選任)

第十条の七 貸金業者は、法第十二条の三第一項の規定により貸金業務取扱主任者を選任するときは、既に他の営業所等の貸金業務取扱主任者として選任している者を選任することができない。ただし、自動契約受付機若しくは現金自動設備のみにより貸付けに関する業務を行う営業所等又は代理店に係る貸金業務取扱主任者の選任にあつては、この限りでない。

(貸金業務取扱主任者研修の受講)  
第十条の八 貸金業務取扱主任者研修は、次に掲げる事項について行うものとする。

添付して、当該都道府県知事に提出しなければならない。

(個人の資金需要者等に関する情報の安全管理措置等)  
第十条の二 貸金業者は、その取り扱う個人である資金需要者等に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(返済能力情報の取扱い)

第十条の三 貸金業者は、信用情報に関する機関(資金需要者等の借入金返済能力に関する情報の収集及び貸金業者に対する当該情報の提供を行うものをいう。)から提供を受けた情報であつて個人である資金需要者等の借入金返済能力に関するものを、資金需要者等の返済能力の調査以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

(特別の非公開情報の取扱い)

第十条の四 貸金業者は、その取り扱う個人である資金需要者等に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(その業務上知り得た公表されていない情報をいう。)を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

(委託業務の的確な遂行を確保するための措置)

第十条の五 貸金業者は、貸金業の業務を第三者に委託する場合には、当該業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。  
一 当該業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者に委託するための措置

二 当該業務の委託を受けた者(以下この条において「受託者」という。)における当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、受託者が当該業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、受託者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置  
三 受託者が行う当該業務に係る資金需要者等からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置

四 受託者が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託する等、当該業務に係る資金需要者等の保護に支障が生じること等を防止するための措置  
五 貸金業者の業務の健全かつ適切な運営を確保し、当該業務に係る資金需要者等の保護を図る必要がある場合には、当該業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置

(社内規則等)

第十条の六 貸金業者は、その営む業務の内容及び方法に応じ、資金需要者等の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の資金需要者等に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置(書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容の説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。)に関する社内規則等(社内規則その他これに準ずるものをいう。以下この条において同じ。)を定めるとともに、従業者に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(貸金業務取扱主任者の選任)

第十条の七 貸金業者は、法第十二条の三第一項の規定により貸金業務取扱主任者を選任するときは、既に他の営業所等の貸金業務取扱主任者として選任している者を選任することができない。ただし、自動契約受付機若しくは現金自動設備のみにより貸付けに関する業務を行う営業所等又は代理店に係る貸金業務取扱主任者の選任にあつては、この限りでない。

(貸金業務取扱主任者研修の受講)  
第十条の八 貸金業務取扱主任者研修は、次に掲げる事項について行うものとする。

添付して、当該都道府県知事に提出しなければならない。

(個人の資金需要者等に関する情報の安全管理措置等)  
第十条の二 貸金業者は、その取り扱う個人である資金需要者等に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(返済能力情報の取扱い)

第十条の三 貸金業者は、信用情報に関する機関(資金需要者等の借入金返済能力に関する情報の収集及び貸金業者に対する当該情報の提供を行うものをいう。)から提供を受けた情報であつて個人である資金需要者等の借入金返済能力に関するものを、資金需要者等の返済能力の調査以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

(特別の非公開情報の取扱い)

第十条の四 貸金業者は、その取り扱う個人である資金需要者等に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(その業務上知り得た公表されていない情報をいう。)を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

(委託業務の的確な遂行を確保するための措置)

第十条の五 貸金業者は、貸金業の業務を第三者に委託する場合には、当該業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。  
一 当該業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者に委託するための措置

二 当該業務の委託を受けた者(以下この条において「受託者」という。)における当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、受託者が当該業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、受託者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置  
三 受託者が行う当該業務に係る資金需要者等からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置

四 受託者が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託する等、当該業務に係る資金需要者等の保護に支障が生じること等を防止するための措置  
五 貸金業者の業務の健全かつ適切な運営を確保し、当該業務に係る資金需要者等の保護を図る必要がある場合には、当該業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置

(社内規則等)

第十条の六 貸金業者は、その営む業務の内容及び方法に応じ、資金需要者等の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の資金需要者等に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置(書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容の説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。)に関する社内規則等(社内規則その他これに準ずるものをいう。以下この条において同じ。)を定めるとともに、従業者に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(貸金業務取扱主任者の選任)

第十条の七 貸金業者は、法第十二条の三第一項の規定により貸金業務取扱主任者を選任するときは、既に他の営業所等の貸金業務取扱主任者として選任している者を選任することができない。ただし、自動契約受付機若しくは現金自動設備のみにより貸付けに関する業務を行う営業所等又は代理店に係る貸金業務取扱主任者の選任にあつては、この限りでない。

(貸金業務取扱主任者研修の受講)  
第十条の八 貸金業務取扱主任者研修は、次に掲げる事項について行うものとする。



扱主任者の数の割合が五十分の一以上となる数とする。

- 1 法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）（利息制限法）、金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）その他の貸金業に関する法令の規定に関する事項
- 2 貸金業の業務に従事する使用人その他の従業者に対し、前号に規定する法令の規定を遵守させ、その業務を適正に実施するための管理体制の整備に関する事項
- 3 前項の書面には、当該書面ごとに番号を付すとともに、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - 1 貸金業務取扱主任者研修を受講した者の氏名及び生年月日
  - 2 貸金業務取扱主任者研修を受講した年月日
  - 3 貸金業務取扱主任者研修を実施した者の名称
- 4 法第十二条の三第六項に規定する内閣府令で定める期間は、三年間とする。
- 5 貸金業者は、法第十二条の三第八項の規定により届出をしようとするときは、別紙様式第六号の二により作成した研修受講届出書に、第二項の書面の写し一通を添付して、その登録を受けた財務局長若しくは福岡財務支局長又は都道府県知事に提出しなければならない。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

- 1 法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）（利息制限法）（昭和二十九年法律第九十五号）（金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律）（平成十四年法律第三十二号）その他の貸金業に関する法令の規定に関する事項
- 2 貸金業の業務に従事する使用人その他の従業者に対し、前号に規定する法令の規定を遵守させ、その業務を適正に実施するための管理体制の整備に関する事項
- 3 前項の書面には、当該書面ごとに番号を付すとともに、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - 1 貸金業務取扱主任者研修を受講した者の氏名及び生年月日
  - 2 貸金業務取扱主任者研修を受講した年月日
  - 3 貸金業務取扱主任者研修を実施した者の名称
- 4 法第十二条の三第六項に規定する内閣府令で定める期間は、三年間とする。
- 5 貸金業者は、法第十二条の三第八項の規定により届出をしようとするときは、別紙様式第六号の二により作成した研修受講届出書に、第二項の書面の写し一通を添付して、その登録を受けた財務局長若しくは福岡財務支局長又は都道府県知事に提出しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

- 第十條の八の三 法第十二条の三第十項の指定は、次の各号のいずれにも適合していると認められる者について行う。
  - 一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人その他の営利を目的としない団体であること。
  - 二 第十條の八の五の規定により指定を取り消されたことのある団体である場合にあつては、その取消の日から五年を経過していること。
  - 三 貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を適正かつ確実に実施するために必要な知識及び能力を有する者であること。
  - 四 行おうとする貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務の内容が適切であるものと認められること。
- (変更の届出)
  - 第十條の八の四 法第十二条の三第十項の指定を受けた者は、第十條の八の二の規定により提出した指定申請書及び貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務の概要を記載した書類に記載した事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。
- (指定の取消)
  - 第十條の八の五 金融庁長官は、法第十二条の三第十項の指定を受けた者が第十條の八の三各号（第二号を除く。）のいずれかに適合しなくなつた場合又は前条の規定による届出をしなかつた場合には、その指定を取り消すことができる。
- (貸金業務取扱主任者研修の実施結果の報告)
  - 第十條の八の六 都道府県知事（法第十二条の三第十項の規定により、都道府県知事が同項の指定を受けた者に貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を行わせる場合にあつては、当該者）（以下この条において「指定を受けた者」といふ。）は、貸金業務取扱主任者研修を実施したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を、金融庁長官（指定を受けた者が実施したときは、金融庁長官及びその者に貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を行させた都道府県知事）に提出しなければならない。
  - 一 実施年月日
  - 二 実施場所
  - 三 受講者数

- 第十條の八の三 法第十二条の三第十項の指定は、次の各号のいずれにも適合していると認められる者について行う。
  - 一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人その他の営利を目的としない団体であること。
  - 二 第十條の八の五の規定により指定を取り消されたことのある団体である場合にあつては、その取消の日から五年を経過していること。
  - 三 貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を適正かつ確実に実施するために必要な知識及び能力を有する者であること。
  - 四 行おうとする貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務の内容が適切であるものと認められること。
- (変更の届出)
  - 第十條の八の四 法第十二条の三第十項の指定を受けた者は、第十條の八の二の規定により提出した指定申請書及び貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務の概要を記載した書類に記載した事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。
- (指定の取消)
  - 第十條の八の五 金融庁長官は、法第十二条の三第十項の指定を受けた者が第十條の八の三各号（第二号を除く。）のいずれかに適合しなくなつた場合又は前条の規定による届出をしなかつた場合には、その指定を取り消すことができる。
- (貸金業務取扱主任者研修の実施結果の報告)
  - 第十條の八の六 都道府県知事（法第十二条の三第十項の規定により、都道府県知事が同項の指定を受けた者に貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を行わせる場合にあつては、当該者）（以下この条において「指定を受けた者」といふ。）は、貸金業務取扱主任者研修を実施したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を、金融庁長官（指定を受けた者が実施したときは、金融庁長官及びその者に貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を行させた都道府県知事）に提出しなければならない。
  - 一 実施年月日
  - 二 実施場所
  - 三 受講者数

(削る)

(証明書の様式等)  
第十条の九 法第十二条の四第一項に規定する証明書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項が記載され、従業者の写真がはり付けられたものとする。

- 一 貸金業者の貸金業の業務に従事する場合(次号に該当する場合を除く。)
- イ 貸金業者の商号、名称又は氏名、住所及び登録番号(登録番号の括弧書きについては省略することができる。)
- ロ 従業者の氏名
- ハ 証明書の番号

- 二 貸金業者の委託により貸金業の業務に従事する場合(貸金業者の委任を受けて貸金業を代理する場合を含む。)
- イ 貸金業の業務を委託した貸金業者の商号、名称又は氏名、住所及び登録番号(登録番号の括弧書きについては省略することができる。)
- ロ 当該貸金業者から貸金業の業務を委託された者の商号、名称又は氏名、住所及び当該委託された者が貸金業者である場合にあつてはその登録番号(登録番号の括弧書きについては省略することができる。)

- 三 従業者は、貸金業の業務に従事するに際し、相手方の請求があつたときは、第一項の証明書を提示しなければならない。
- 八 当該貸金業者が貸金業の業務を委託した旨
- 二 従業者の氏名
- ホ 証明書の番号

法第十二条の四第一項に規定する貸金業の業務には、勧誘を伴わない広告のみを行う業務及び営業所等において資金需要者等と対面することなく行う業務を含まないものとする。

(従業者名簿の記載事項等)

第十条の九の二 法第十二条の四第二項の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 生年月日
- 二 主たる職務内容
- 三 貸金業務取扱主任者であるか否かの別
- 四 貸金業務取扱主任者であるときは、その登録番号
- 五 当該営業所等の従業者となつた年月日
- 六 当該営業所等の従業者でなくなつた年月日
- 七 法第十二条の四第二項に規定する従業者名簿の様式は、別紙様式第六号の二の五のものとする。
- 三 貸金業者は、法第十二条の四第二項に規定する従業者名簿を、最終の記載をした日から十年間保存しなければならない。

(生命保険契約の締結に係る制限)

第十条の十 法第十二条の七に規定する内閣府令で定める契約は、次に掲げる契約とする。

- 一 住宅の建設若しくは購入に必要な資金(住宅の用に供する土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。)(又は住宅の改良に必要な資金の貸付けに係る契約)
- 二 自ら又は他の者により前号の貸付けが行われることが予定されている場合において、当該貸付けが行われるまでのつなぎとして行う貸付けに係る契約

(貸付けに係る契約の締結の条件としてはならない履行担保措置)

第十条の八第二項の規定により交付する書面の交付年月日

- 五 前各号に掲げるもののほか、指定を受けた者にあつては、貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を行つた都道府県知事が定める事項

前項の報告書には、受講者の氏名、生年月日及び第十条の八第二項の規定により交付する書面の番号を記載した受講者一覧表を添付しなければならない。

前項の受講者一覧表に記載される事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクの添付をもつて前項の受講者一覧表の添付に代えることができる。

(貸金業務取扱主任者の選任等の届出)

第十条の八の七 法第十二条の三第十一項の規定による届出は、別紙様式第六号の四による届出書により行つるものとする。

(証明書の様式等)

第十条の九 法第十二条の四に規定する証明書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項が記載され、従業者の写真がはり付けられたものとする。

- 一 貸金業者の貸金業の業務に従事する場合(次号に該当する場合を除く。)
- イ 貸金業者の商号、名称又は氏名、住所及び登録番号(登録番号の括弧書きについては省略することができる。)
- ロ 従業者の氏名
- ハ 証明書の番号

- 二 貸金業者の委託により貸金業の業務に従事する場合(貸金業者の委任を受けて貸金業を代理する場合を含む。)
- イ 貸金業の業務を委託した貸金業者の商号、名称又は氏名、住所及び登録番号(登録番号の括弧書きについては省略することができる。)
- ロ 当該貸金業者から貸金業の業務を委託された者の商号、名称又は氏名、住所及び当該委託された者が貸金業者である場合にあつてはその登録番号(登録番号の括弧書きについては省略することができる。)

- 八 当該貸金業者が貸金業の業務を委託した旨
- 二 従業者の氏名
- ホ 証明書の番号

法第十二条の四に規定する貸金業の業務には、勧誘を伴わない広告のみを行う業務及び営業所等において資金需要者等と対面することなく行う業務を含まないものとする。

(新設)

(生命保険契約の締結に係る制限)

第十条の十 法第十二条の七に規定する内閣府令で定める契約は、次に掲げる契約とする。

- 一 住宅の建設若しくは購入に必要な資金(住宅の用に供する土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。)(又は住宅の改良に必要な資金の貸付けに係る契約)
- 二 自ら又は他の者により前号の貸付けが行われることが予定されている場合において、当該貸付けが行われるまでのつなぎとして行う貸付けに係る契約

第十条の八第二項の規定により交付する書面の交付年月日

- 五 前各号に掲げるもののほか、指定を受けた者にあつては、貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を行つた都道府県知事が定める事項

前項の報告書には、受講者の氏名、生年月日及び第十条の八第二項の規定により交付する書面の番号を記載した受講者一覧表を添付しなければならない。

前項の受講者一覧表に記載される事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクの添付をもつて前項の受講者一覧表の添付に代えることができる。

(新設)

(証明書の様式等)

第十条の九 法第十二条の四に規定する証明書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項が記載され、従業者の写真がはり付けられたものとする。

- 一 貸金業者の貸金業の業務に従事する場合(次号に該当する場合を除く。)
- イ 貸金業者の商号、名称又は氏名、住所及び登録番号(登録番号の括弧書きについては省略することができる。)
- ロ 従業者の氏名
- ハ 証明書の番号

- 二 貸金業者の委託により貸金業の業務に従事する場合(貸金業者の委任を受けて貸金業を代理する場合を含む。)
- イ 貸金業の業務を委託した貸金業者の商号、名称又は氏名、住所及び登録番号(登録番号の括弧書きについては省略することができる。)
- ロ 当該貸金業者から貸金業の業務を委託された者の商号、名称又は氏名、住所及び当該委託された者が貸金業者である場合にあつてはその登録番号(登録番号の括弧書きについては省略することができる。)

- 八 当該貸金業者が貸金業の業務を委託した旨
- 二 従業者の氏名
- ホ 証明書の番号

法第十二条の四に規定する貸金業の業務には、勧誘を伴わない広告のみを行う業務及び営業所等において資金需要者等と対面することなく行う業務を含まないものとする。

(新設)

(生命保険契約の締結に係る制限)

第十条の十 法第十二条の七に規定する内閣府令で定める契約は、次に掲げる契約とする。

- 一 住宅の建設若しくは購入に必要な資金(住宅の用に供する土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。)(又は住宅の改良に必要な資金の貸付けに係る契約)
- 二 自ら又は他の者により前号の貸付けが行われることが予定されている場合において、当該貸付けが行われるまでのつなぎとして行う貸付けに係る契約

(証明書の様式等)

第十三条の二 法第十三条の二に規定する証明書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項が記載され、従業者の写真がはり付けられたものとする。

- 一 貸金業者の貸金業の業務に従事する場合(次号に該当する場合を除く。)
- イ 貸金業者の商号、名称又は氏名、住所及び登録番号(登録番号の括弧書きについては省略することができる。)
- ロ 従業者の氏名
- ハ 証明書の番号

- 二 貸金業者の委託により貸金業の業務に従事する場合(貸金業者の委任を受けて貸金業を代理する場合を含む。)
- イ 貸金業の業務を委託した貸金業者の商号、名称又は氏名、住所及び登録番号(登録番号の括弧書きについては省略することができる。)
- ロ 当該貸金業者から貸金業の業務を委託された者の商号、名称又は氏名、住所及び当該委託された者が貸金業者である場合にあつてはその登録番号(登録番号の括弧書きについては省略することができる。)

- 八 当該貸金業者が貸金業の業務を委託した旨
- 二 従業者の氏名
- ホ 証明書の番号

法第十三条の二に規定する貸金業の業務には、勧誘を伴わない広告のみを行う業務及び営業所等において資金需要者である顧客又は保証人(これらになることとする者を含む。)(と対面することなく行う業務を含まないものとする。

(新設)

(新設)

第十條の十一 法第十二條の八第五項に規定する内閣府令で定めるものは、貸付けに係る契約に基づく債務の履行を担保するために土地、建物その他の財産を担保に供することとする。

(新設)

(貸付けに係る契約の締結の条件としてはならない保証料の契約)  
第十條の十二 法第十二條の八第八項に規定する内閣府令で定めるものは、保証業者が、貸付けに係る契約(利息の額が定まらないもの)主たる債務について支払うべき利息が利息の契約後変動し得る利率をもつて定められている場合を除く。)に基づく債務を主たる債務とする保証を行う場合における保証料の契約とする。

(新設)

(保証業者と締結してはならない根保証契約)

第十條の十三 法第十二條の八第九項に規定する内閣府令で定める根保証契約は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(新設)

一 当該根保証契約を締結する時に現に存する主たる債務の元本額及び当該根保証契約を締結した後に発生することが見込まれる貸付けに係る契約に係る債務の元本額(当該根保証契約を締結する時までの主たる債務者の資金の借入れ又は当該根保証契約を締結する時に主たる債務者が保有する資産の状況に照らして合理的と認められる範囲内のものに限る。)を合算した金額を超える元本極度額(保証人が履行の責任を負うべき主たる債務の元本の上限の額をいう。)を定める根保証契約

二 当該根保証契約において三年を経過した日より後の日を元本確定期日として定める根保証契約又は元本確定期日の定めがない根保証契約

(新設)

(媒介のための新たな債務の提供を伴わないと認められる法律行為)  
第十條の十四 法第十二條の八第十項に規定する内閣府令で定める法律行為は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 貸付けに係る契約(金銭の貸借の媒介により締結されたものに限る。)(の締結後に行われる借換え(同一の貸金業者と債務者との間で行われるものに限る。))であつて、新たな債務の提供を伴わないと認められるもの

(新設)

(返済能力調査義務の例外)

第十條の十五 法第十二條第二項に規定する内閣府令で定める貸付けの契約は、次に掲げる契約とする。

(新設)

- 一 極度方式貸付けに係る契約
- 二 手形(融通手形を除く。)(の割引を内容とする契約)
- 三 金融商品取引業者(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二條第九項に規定する金融商品取引業者)(同法第二十八條第一項に規定する第一種金融商品取引業又は同法第四項に規定する投資運用業を行う者)に限る。(をいふ。次号において同じ。)(が顧客から保護預りを行っている有価証券が金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第 号)第六十八條第一号イから子までに掲げるいずれかの有価証券(これらと同様の性質を有するものを含む)当該保護預りをした顧客の所有するものに限る。次号において同じ。))であつて、当該顧客が当該有価証券を引き続き所有するために必要なものとして当該有価証券を担保として行う金銭の貸付けのうち、当該顧客に貸し付ける金額が当該貸付けの時における当該有価証券の時価の範囲内であるものに係る契約(同号に規定するものを除く。)
- 四 金融商品取引業者が顧客から保護預りを行っている有価証券が投資信託の受益証券のうち金融商品取引業等に関する内閣府令第六十八條第二号イから八までに掲げるいずれかの有価証券であつて、当該有価証券に係る解約を請求した顧客に対し、解約に係る金銭が支払われるまでの間に当該有価証券を担保として行うその解約に係る金銭の額に相当する額(金銭の貸付けに係る契約)同号に規定するものを除く。)
- 五 貸金業者を債権者とする金銭の貸借の媒介に係る契約

(新設)

(資力を明らかにする事項を記載した書面)  
第十條の十六 法第十三條第三項本文(同法第五項において準用する場合を含む。))及び第十三條の三第三項本文に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書面(直近のものに限る。)(若しくはその写し又は当該書面に代えて電磁的記録の作成がなされている場合における当該電

磁的記録とする。ただし、第三号に掲げる書面若しくはその写し又は当該書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録（この項において「書面等」という。）については、直近の二ヶ月分以上とし、顧客の勤務先に変更があった場合その他当該書面等が明らかにする当該顧客の資力に変更があったと認められる場合には、当該変更後の資力を明らかにするものに限る。

- 一 源泉徴収票（法第十三条第三項に規定する源泉徴収票をいう。）
- 二 支払調書
- 三 給与の支払明細書
- 四 確定申告書
- 五 青色申告決算書
- 六 収支内訳書
- 七 納税通知書
- 八 課税証明書
- 九 年金証書
- 十 年金通知書

2) 法第十三条第三項ただし書（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、前項に規定する書面又はその写し（当該書面の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）とする。

（貸付けの契約を締結した場合における返済能力の調査に関する記録の作成等）

第十条の十七 法第十三条第四項の規定により、貸金業者は、顧客等（法第十三条第四項に規定する顧客等をいう。以下この条において同じ。）ごとに、次に掲げる事項を記録しなければならない。

- 一 契約年月日
- 二 顧客等から前条第一項に規定する書面又はその写しの提出又は提供を受けた年月日
- 三 顧客等の資力に関する調査の結果
- 四 顧客等の借入の状況に関する調査の結果（法第十三条第二項の規定により、指定信用情報機関（法第二条第十六項に規定する指定信用情報機関をいう。以下同じ。）が保有する信用情報を使用して行った調査の結果を含む。）
- 五 その他法第十三条第一項の規定による調査に使用した書面又はその写し

2) 貸金業者は、前項に規定する記録（法第十三条第三項の規定により前条第一項に規定する書面又はその写し）の提出又は提供を受けたときは、当該書面又はその写しを含む（を、次の各号に掲げる貸付けの契約の区分に応じ、当該各号に掲げる日までの間これを保存しなければならない。）

- 一 貸付けに係る契約 当該貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日（当該貸付けに係る契約に基づく債権が弁済その他の事由により消滅したときにあつては、当該債権の消滅した日。ただし、当該貸付けに係る契約が極度方式基本契約又は極度方式貸付けに係る契約である場合にあつては、当該極度方式基本契約の解除の日又は当該極度方式基本契約に基づくすべての極度方式貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく債権のすべてが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、消滅した日）のつぎの月が過ぎた日）
- 二 貸付けに係る契約の保証契約 当該保証契約に基づく保証債務が消滅した日

（極度方式基本契約の相手方の利益の保護に支障を生ずることがない場合）

第十条の十八 法第十三条第五項に規定する内閣府令で定めるものは、極度方式基本契約の相手方と連絡することができることにより、極度額（貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対し当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの元本の残高の上限として極度額を定める額を提示している場合にあつては、当該下回る額。以下この条、次条第一項第一号及び第十条の二十七第一号において同じ。）を一時的に減額していた場合（当該相手方の返済能力の低下による場合を除く。）に、当該相手方と連絡することができたことにより、極度額を当該減額の前の額まで増額する場合とする。

（極度方式基本契約の極度額を増額した場合における返済能力の調査に関する記録の作成等）

第十条の十九 法第十三条第五項において準用する同条第四項の規定により、貸金業者は、債務者（以下、次に掲げる事項を記録しなければならない。）

（新設）

（新設）

（新設）

- 一 極度額を増額した年月日
  - 二 当該債務者から第十条の十六第一項に規定する書面又はその写しの提出又は提供を受けた年月日
  - 三 当該債務者の資力に関する調査の結果
  - 四 当該債務者の借入の状況に関する調査の結果（法第十三条第五項において準用する同条第二項の規定により、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用して行った調査の結果を含む。）
  - 五 その他法第十三条第五項において準用する同条第一項の規定による調査に使用した書面又はその写し
- 貸金業者は、前項に規定する記録（法第十三条第五項において準用する同条第三項の規定により第十条の十六第一項に規定する書面又はその写しの提出又は提供を受けたときは、当該書面又はその写しを含む。）は、当該極度方式基本契約の解除の日又は当該極度方式基本契約に基づいてその極度方式貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく債権のすべてが弁済その他の事由により消滅したときにおいてはその消滅した日）のうちいずれが遅い日までの間これを保存しなければならない。

（個人過剰貸付契約から除かれる契約）  
 第十条の二十一 法第十三条の二第二項に規定する内閣府令で定める契約は、次に掲げる契約とする。

- 一 住宅資金貸付契約（法第二十条第十七項に規定する住宅資金貸付契約をいう。）
- 二 不動産の建設若しくは購入に必要な資金（借地権の取得に必要な資金を含む。）又は不動産の改良に必要な資金の貸付けに係る契約（前号に掲げる契約を除く。）
- 三 自ら又は他の者により前二号に掲げる契約に係る貸付けが行われるまでのつなぎとして行う貸付けに係る契約
- 四 第十条の十五第二号から第四号までに掲げる契約
- 2) 貸金業者は、前項第一号から第三号までに掲げる契約を締結した場合は、不動産（借地権を含む。）の売買契約書又は建設工事の請負契約書その他の締結した契約が当該各号に掲げる契約に該当することを証明する書面又はその写しを、当該契約に定められた最終の返済期日（当該契約に基づく債権が弁済その他の事由により消滅したときにおいてはその消滅した日）までの間保存しなければならない。

（新設）

（年間の給与に類する定期的な収入の金額等）  
 第十条の二十一 法第十三条の二第二項に規定する年間の給与に類する定期的な収入の金額として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 年間の年金の金額
- 二 年間の恩給の金額
- 三 年間の定期的に受領する不動産の賃貸収入（事業として行う場合を除く。）の金額
- 2) 第十条の十六第一項に規定する書面（同項第三号に掲げるものに限る。）又はその写しを基礎に年間の給与を算出する場合には、直近の二月以上の給与（賞与を除く。）（当該書面又はその写しにおける一月当たりの平均金額に十二を乗じて得た金額を年間の給与の金額とする。）の平均金額に十二を乗じて得た金額を算出する場において、第十条の十六第一項に規定する書面（同項第三号に掲げるものに限る。）又はその写しに於いて、過去一年間の賞与の額を確認したときは、当該賞与の額を年間の給与の金額に含めることができる。
- 4) 法第十三条の二第二項に規定する年間の給与及びこれに類する定期的な収入の金額は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより算出するものとする。
  - 一 第十条の十六第一項に規定する書面（同項第三号に掲げるものを除く。）又はその写しを使用して算出する方法
  - 二 前二項の規定により算出する方法
  - 三 第十条の十六第一項に規定する書面（同項第三号に掲げるものに限る。）又はその写しに記載されている地方税額を基礎に合理的に算出する方法

（新設）

(個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約)  
第十條の二十二 法第十三條の二第二項に規定する個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第二條第一項第一号から第三号まで又は第九号から第十一号までに掲げる有価証券(同條第二項の規定により当該各号に掲げる有価証券の性質を有する有価証券とみなされる権利を含み、同項第九号に掲げる有価証券については、金融商品取引所(同條第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同様。))に上場されているもの及び同法第六十七條の十一第一項の規定により登録を受けたものに限り、)を担保とする貸付けに係る契約(貸付けの金額が当該貸付けに係る契約の締結時における当該有価証券の時価の範囲内であるものに限り。)

二 不動産(個人顧客(法第十三條第三項に規定する個人顧客をいう。以下同様。))の居宅、居宅の用に供する土地若しくは借地権又は当該個人顧客の生計を維持するため不可欠な不動産を除く。))を担保とする貸付けに係る契約であつて、当該個人顧客の返済能力を超えないと認められるもの(貸付けの金額が当該貸付けに係る契約の締結時におけるその不動産の価格(鑑定評価額、公示価格、路線価、固定資産税評価額(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百八十一條第一項又は第二項の規定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている価格をいう。))その他の資料に基づき合理的に算出した額をいう。以下この項及び次項において同じ。))の範囲内であるものに限り。)

三 売却を予定している不動産の売却代金により弁済がされる貸付けに係る契約であつて、個人顧客の返済能力を超えないと認められるもの(貸付けの金額が当該貸付けの時における当該不動産の価格の範囲内のものに限る。)

四 自動車の購入に必要な資金の貸付けに係る契約のうち、当該自動車の所有権を貸金業者が取得し、又は当該自動車が譲渡により担保の目的となつているものであつて、個人顧客の返済能力を超えないと認められるもの

五 個人顧客が現に締結している貸付けに係る契約に基づく債務を弁済するために必要な資金の貸付けに係る契約であつて、次に掲げるすべての要件に該当するもの

イ 当該貸付けに係る契約の一月の負担が当該弁済する債務に係る貸付けに係る契約の一月の負担を上回らないこと。

ロ 当該貸付けに係る契約の将来支払う返済金額の合計額及び当該貸付けに係る契約の締結に關し当該個人顧客が負担する元本及び利息以外の金銭の合計額が当該弁済する債務に係る貸付けに係る契約の将来支払う返済金額の合計額を上回らないこと。

ハ 当該弁済する債務に係る貸付けに係る契約に基づく債権に供されている物的担保以外の物的担保を供させないこと。

ニ 当該貸付けに係る契約に基づく債権につき物的担保を供させるときは、当該物的担保の条件が当該弁済する債務に係る貸付けに係る契約に基づく債権について供させていた物的担保の条件に比して物的担保を供する者に不利とならないこと。

ホ 当該弁済する貸付けに係る契約の保証契約の保証人以外の者を保証契約の保証人としないこと。

ヘ 当該貸付けに係る契約について保証契約を締結するときは、当該締結する保証契約の条件が当該弁済する貸付けに係る契約の保証契約の条件に比して保証人に不利とならないこと。

六 個人顧客又は当該個人顧客の親族で当該個人顧客と生計を一にする者の療養のために緊急に必要と認められる次のいずれかに掲げる療養費を支払つために必要な資金の貸付けに係る契約であつて、当該個人顧客の返済能力を超えないと認められるもの(へに掲げる療養費を支払つために必要な資金の貸付けに係る契約については、当該個人顧客が現にへの貸付けに係る契約を締結していないものに限る。)

イ 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第百十五條第一項に規定する高額療養費

ロ 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第三十一條ノ六第一項に規定する高額療養費

ハ 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第六十條の二第一項に規定する高額療養費

ニ 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第五十七條の二第一項に規定する高額療養費

ホ 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第一百五十二号)第六十二條の二第一項に規定する高額療養費

ヘ イからホまでに該当しない療養費

- 七 個人顧客に対する貸付けに係る契約を当該個人顧客の配偶者に対する貸付けに係る契約とみなして法第十三条の二第二項を適用した場合において、当該個人顧客の配偶者に係る同項に規定する個人過剰貸付けに該当しない貸付けに係る契約
- 八 事業を営む個人顧客に対する貸付けに係る契約であつて、次に掲げる要件を満たすもの
- イ 実地調査、当該個人顧客の直近の確定申告書その他の方法により当該事業の実態が確認されていること。
- ロ 当該個人顧客の事業計画、収支計画及び資金計画に照らし、当該個人顧客の返済能力を超えない貸付けに係る契約であると認められること。
- 九 現に事業を営んでいない個人顧客に対する新たな事業を行うために必要な資金の貸付けに係る契約であつて、次に掲げる要件を満たすもの
- イ 事業計画、収支計画及び資金計画の確認その他の方法により確実に当該事業の用に供するための資金の貸付けであると認められること。
- ロ 当該個人顧客の事業計画、収支計画及び資金計画に照らし、当該個人顧客の返済能力を超えない貸付けに係る契約であると認められること。
- 21
- 貸金業者は、前項各号に掲げる貸付けに係る契約を締結した場合は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に掲げる書面又はその写しを、当該貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日（当該貸付けに係る契約に基づく債権が弁済その他の事由により消滅したときにあつては、当該債権の消滅した日。ただし、当該貸付けに係る契約が極度方式基本契約又は極度方式貸付けに係る契約である場合にあつては、当該極度方式基本契約の解除の日又は当該極度方式基本契約に基づくすべての極度方式貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日のうち最後のもの）これらの契約に基づく債権のすべてが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、消滅した日（のうちいずれか遅い日）までの間保存しなければならない。
- 一 前項第一号に掲げる貸付けに係る契約 当該担保とする有価証券の種類、銘柄、数及び価額を記載した書面
- 二 前項第二号に掲げる貸付けに係る契約 次に掲げる書面
- イ 当該担保とする不動産の価格の算出の根拠を記載した書面
- ロ 当該担保とする不動産の登記事項証明書
- ハ 担保権が実行された場合には、当該担保とする不動産が売却される可能性があることについての当該個人顧客の同意書
- 三 前項第三号に掲げる貸付けに係る契約 次に掲げる書面
- イ 当該売却を予定している不動産の価格の算出の根拠を記載した書面
- ロ 当該売却を予定している不動産の売買契約書又は売買の媒介契約の契約書
- 四 前項第四号に掲げる貸付けに係る契約 次に掲げる書面
- イ 当該自動車の売買契約書
- ロ 当該自動車の自動車検査証
- 五 前項第五号に掲げる貸付けに係る契約 次に掲げる事項を記載した書面
- イ 当該貸付けに係る契約に係る将来支払う返済金額の合計額
- ロ 弁済する債務に係る貸付けに係る契約の貸付けの残高、各回の返済金額及び将来支払う返済金額の合計額
- ハ 当該貸付けに係る契約に基づく債権について物的担保を供せるときは、弁済する債務に係る貸付けに係る契約に基づく債権に供されている物的担保の内容
- ニ 当該貸付けに係る契約について保証契約を締結するときは、弁済する貸付けに係る契約について締結している保証契約の内容
- 六 前項第六号に掲げる貸付けに係る契約 医療機関からの療養費の請求書又は見積書
- 七 前項第七号に掲げる貸付けに係る契約 当該個人顧客が貸付けの返済にあつて、当該個人顧客の配偶者の収入を利用することに係る当該配偶者の同意書面
- 八 前項第八号に掲げる貸付けに係る契約 次に掲げる書面
- イ 第十条の十六第一項第五号の青色申告決算書、同項第六号の収支内訳書又は同項第七号の納税通知書
- ロ 当該個人顧客の事業計画書、収支計画書、及び資金計画書その他当該顧客の返済能力を超えない貸付けであると認められる理由を記載した書面
- ハ 口に規定する調査を行ったことを証明する書面
- 九 前項第九号に掲げる貸付けに係る契約 当該個人顧客の事業計画書、収支計画書、及び資金計画書その他当該顧客の返済能力を超え

ない貸付けであると認められる理由を記載した書面

(基準額超過極度方式基本契約に係る調査の要件等)  
第十条の二十三 法第十三条の三第一項に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる場合に該当するものとする。

一 極度方式基本契約の契約期間を一月以内ごとに区分した各期間において、当該期間内に行つた当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの金額(当該極度方式基本契約の相手方である個人顧客と締結している当該極度方式基本契約以外の極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの金額を含む。)(の合計額が五万円以上であり、かつ、当該期間の末日における当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの残高(当該極度方式基本契約の相手方である個人顧客と締結している当該極度方式基本契約以外の極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの残高を含む。)(の合計額が十万円以上である場合)

二 第十条の二十七第一号に掲げる措置を解除しようとする場合  
21 貸金業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日までに、法第十三条の三第一項の規定による調査を行わなければならない。  
一 前項第一号に掲げる場合 当該期間の末日から二週間を経過する日  
二 前項第二号に掲げる場合 当該措置を解除する日

(極度方式基本契約に係る定期的な調査)  
第十条の二十四 法第十三条の三第二項本文に規定する内閣府令で定める期間は、三月以内とする。

21 貸金業者は、前項に規定する期間の末日から二週間を経過する日までに、法第十三条の三第二項の規定による調査を行うものとする。  
31 法第十三条の三第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。  
一 第一項に規定する期間の末日における当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの残高(当該極度方式基本契約の相手方である個人顧客と締結している当該極度方式基本契約以外の極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの残高を含む。)(の合計額が十万円未満である場合)  
二 第一項に規定する期間の末日において当該極度方式基本契約について第十条の二十七第二号に掲げる措置が講じられている場合

(極度方式基本契約に係る定期的な調査における資力を明らかにする事項を記載した書面)  
第十条の二十五 貸金業者は、法第十三条の三第三項本文の規定により、同条第一項又は第二項の規定による調査において、同条第五項に規定する極度方式個人顧客合算額が百万円を超えると知つた日から一月以内に第十条の十六第一項に規定する書面又は写しの提出又は提供を受けなければならない。

21 法第十三条の三第三項ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、第十条の十六第一項各号に掲げる書面(同項第九号に掲げる書面を除き、過去三年以内に発行されたもの)(当該期間内に顧客の勤務先に変更があつた場合その他当該書面が明らかにする当該顧客の資力に変更があつたと認められる場合には、当該変更後の資力を明らかにするものに限る。)(に限る。)(又はその写し)である。

(極度方式基本契約に係る定期的な調査における返済能力の調査に関する記録の作成等)  
第十条の二十六 法第十三条の三第四項の規定により、貸金業者は、個人顧客ごとに、次に掲げる事項を記録しなければならない。

一 法第十三条の三第一項及び第二項の規定による調査を行つた年月日  
二 当該個人顧客から第十条の十六第一項に規定する書面又はその写

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)



し)の提出又は提供を受けた年月日

- 三 当該個人顧客の資力に関する調査の結果
  - 四 当該個人顧客の借入の状況に関する調査の結果(法第十三条の三第一項及び第二項の規定により、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用して行った調査の結果を含む。)
  - 五 その他法第十三条の三第一項及び第二項の調査に使用した書面又はその写し
- 2) 貸金業者は、前項に規定する記録(法第十三条の三第三項の規定により前条第一項に規定する書面又はその写し)の提出又は提供を受けたときは、当該書面又はその写しを含む。)をその作成後三年間保存しなければならない。

(極度方式貸付けを抑制するために必要な措置)

第十條の二十七 法第十三条の四に規定する極度方式貸付けを抑制するために必要な措置として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 当該極度方式基本契約が基準額超過極度方式基本契約に該当することのないような当該極度方式基本契約の極度額の減額
- 二 当該極度方式基本契約に基づく新たな極度方式貸付けの停止

(貸付条件の揭示)

第十一條 法第十四条第一号に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる貸付けの区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- 一 金銭の貸付け(次号に掲げるものを除く。)(別表中の算式一)
- 二 手形の割引及びその媒介(別表中の算式二又は算式三のいずれか(算式二を用いる場合にあつては、割引率であることを明示するものとする。))

2) 法第十四条第一号に規定する貸付けの利率に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、市場金利に一定の利率を加える方法により算定される利率を用いて貸付けの利率を算定する場合には、基準とする市場金利の名称及びこれに加算する利率とする。

3) 法第十四条第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けの区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 金銭の貸付け 次に掲げる事項
  - イ 賠償額の予定(違約金を含む。以下同じ。)(に関する定めをする場合における当該賠償額の元本に対する割合(その年率を、百分率で少なくとも小数点以下一位まで表示したものに限る。))
  - ロ 担保を供することが必要な場合における当該担保に関する事項
- ハ 主な返済の例

二 金銭の貸借の媒介(媒介手数料(何らの名義をもつてするを問わず、金銭の貸借の媒介を行う者が、その媒介に関し受ける金銭をいう。以下同じ。))の計算の方法(媒介手数料の割合(当該媒介に係る貸借の金額に対する媒介手数料の割合(百分率で少なくとも小数点以下一位まで表示したものに限る。))を含む。以下同じ。))

4) 貸金業者は、法第十四条の規定により貸付けの利率を揭示するときは、別表中の算式一、算式二又はこれらに準ずるものとして金融庁長官が指定する方法によつて算出した元本の額を用いて得た年率を百分率で少なくとも小数点以下一位まで表示する方法によるものとする。

5) 法第十四条の規定による揭示は、当該営業所等で行う貸付けの種類ごとに、見やすい方法で行わなければならない。ただし、当該営業所等が現金自動設備であつて、当該現金自動設備があらかじめ定める条件により継続して貸付けを行う契約(以下、「包括契約」という。))に基づく金銭の交付又は回収のみを行うものであるときは、揭示することを要しない。

(貸付条件の広告等)

第十二條 法第十五条第一項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 金銭の貸付け(手形の割引及び売渡担保を除く。)(次に掲げる事項)
  - イ 返済の方式並びに返済期間及び返済回数
  - ロ 前条第三項第一号イ及びロに掲げる事項
- 二 金銭の貸借の媒介(媒介手数料の計算の方法)
- 三 貸金業者登録簿に登録されたホームページアドレス又は電子メールアドレスを表示し、又は説明するとき 貸金業者登録簿に登録された電話番号

(新設)

(貸付条件の揭示)

第十一條 法第十四条第一号に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる貸付けの区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- 一 金銭の貸付け(次号に掲げるものを除く。)(別表中の算式一)
- 二 手形の割引及びその媒介(別表中の算式二又は算式三のいずれか(算式二を用いる場合にあつては、割引率であることを明示するものとする。))

2) 法第十四条第一号に規定する貸付けの利率に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、市場金利に一定の利率を加える方法により算定される利率を用いて貸付けの利率を算定する場合には、基準とする市場金利の名称及びこれに加算する利率とする。

3) 法第十四条第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けの区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 金銭の貸付け 次に掲げる事項
  - イ 賠償額の予定(違約金を含む。以下同じ。)(に関する定めをする場合における当該賠償額の元本に対する割合(その年率を、百分率で少なくとも小数点以下一位まで表示したものに限る。))
  - ロ 担保を供することが必要な場合における当該担保に関する事項
- ハ 主な返済の例

二 金銭の貸借の媒介(媒介手数料(何らの名義をもつてするを問わず、金銭の貸借の媒介を行う者が、その媒介に関し受ける金銭をいう。以下同じ。))の計算の方法(媒介手数料の割合(当該媒介に係る貸借の金額に対する媒介手数料の割合(百分率で少なくとも小数点以下一位まで表示したものに限る。))を含む。以下同じ。))

4) 貸金業者は、法第十四条の規定により貸付けの利率を揭示するときは、別表中の算式一、算式二又はこれらに準ずるものとして金融庁長官が指定する方法によつて算出した元本の額を用いて得た年率を百分率で少なくとも小数点以下一位まで表示する方法によるものとする。

5) 法第十四条の規定による揭示は、当該営業所等で行う貸付けの種類ごとに、見やすい方法で行わなければならない。ただし、当該営業所等が現金自動設備であつて、当該現金自動設備があらかじめ定める条件により継続して貸付けを行う契約(以下、「包括契約」という。))に基づく金銭の交付又は回収のみを行うものであるときは、揭示することを要しない。

(貸付条件の広告等)

第十二條 法第十五条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 金銭の貸付け(手形の割引及び売渡担保を除く。)(次に掲げる事項)
  - イ 返済の方式並びに返済期間及び返済回数
  - ロ 前条第三項第一号イ及びロに掲げる事項
- 二 金銭の貸借の媒介(媒介手数料の計算の方法)
- 三 貸金業者登録簿に登録されたホームページアドレス又は電子メールアドレスを表示し、又は説明するとき 貸金業者登録簿に登録された電話番号

(貸付条件の揭示)

第十一條 法第十四条第一号に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる貸付けの区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- 一 金銭の貸付け(次号に掲げるものを除く。)(別表中の算式一)
- 二 手形の割引及びその媒介(別表中の算式二又は算式三のいずれか(算式二を用いる場合にあつては、割引率であることを明示するものとする。))

2) 法第十四条第一号に規定する貸付けの利率に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、市場金利に一定の利率を加える方法により算定される利率を用いて貸付けの利率を算定する場合には、基準とする市場金利の名称及びこれに加算する利率とする。

3) 法第十四条第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けの区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 金銭の貸付け 次に掲げる事項
  - イ 賠償額の予定(違約金を含む。以下同じ。)(に関する定めをする場合における当該賠償額の元本に対する割合(その年率を、百分率で少なくとも小数点以下一位まで表示したものに限る。))
  - ロ 担保を供することが必要な場合における当該担保に関する事項
- ハ 主な返済の例

二 金銭の貸借の媒介(媒介手数料(何らの名義をもつてするを問わず、金銭の貸借の媒介を行う者が、その媒介に関し受ける金銭をいう。以下同じ。))の計算の方法(媒介手数料の割合(当該媒介に係る貸借の金額に対する媒介手数料の割合(百分率で少なくとも小数点以下一位まで表示したものに限る。))を含む。以下同じ。))

4) 貸金業者は、法第十四条の規定により貸付けの利率を揭示するときは、別表中の算式一、算式二又はこれらに準ずるものとして金融庁長官が指定する方法によつて算出した元本の額を用いて得た年率を百分率で少なくとも小数点以下一位まで表示する方法によるものとする。

5) 法第十四条の規定による揭示は、当該営業所等で行う貸付けの種類ごとに、見やすい方法で行わなければならない。ただし、当該営業所等が現金自動設備であつて、当該現金自動設備があらかじめ定める条件により継続して貸付けを行う契約(以下、「包括契約」という。))に基づく金銭の交付又は回収のみを行うものであるときは、揭示することを要しない。

(貸付条件の広告等)

第十二條 法第十五条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 金銭の貸付け(手形の割引及び売渡担保を除く。)(次に掲げる事項)
  - イ 返済の方式並びに返済期間及び返済回数
  - ロ 前条第三項第一号イ及びロに掲げる事項
- 二 金銭の貸借の媒介(媒介手数料の計算の方法)
- 三 貸金業者登録簿に登録されたホームページアドレス又は電子メールアドレスを表示し、又は説明するとき 貸金業者登録簿に登録された電話番号

(貸付条件の揭示)

第十一條 法第十四条第一号に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる貸付けの区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- 一 金銭の貸付け(次号に掲げるものを除く。)(別表中の算式一)
- 二 手形の割引及びその媒介(別表中の算式二又は算式三のいずれか(算式二を用いる場合にあつては、割引率であることを明示するものとする。))

2) 法第十四条第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けの区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 金銭の貸付け 次に掲げる事項
  - イ 賠償額の予定(違約金を含む。以下同じ。)(に関する定めをする場合における当該賠償額の元本に対する割合(その年率を、百分率で少なくとも小数点以下一位まで表示したものに限る。))
  - ロ 担保を供することが必要な場合における当該担保に関する事項
- ハ 主な返済の例

二 金銭の貸借の媒介(媒介手数料(何らの名義をもつてするを問わず、金銭の貸借の媒介を行う者が、その媒介に関し受ける金銭をいう。以下同じ。))の計算の方法(媒介手数料の割合(当該媒介に係る貸借の金額に対する媒介手数料の割合(百分率で少なくとも小数点以下一位まで表示したものに限る。))を含む。以下同じ。))

3) 貸金業者は、法第十四条の規定により貸付けの利率を揭示するときは、別表中の算式一、算式二又はこれらに準ずるものとして金融庁長官が指定する方法によつて算出した元本の額を用いて得た年率を百分率で少なくとも小数点以下一位まで表示する方法によるものとする。

4) 法第十四条の規定による揭示は、当該営業所等で行う貸付けの種類ごとに、見やすい方法で行わなければならない。ただし、当該営業所等が現金自動設備であつて、当該現金自動設備があらかじめ定める条件により継続して貸付けを行う契約(以下、「包括契約」という。))に基づく金銭の交付又は回収のみを行うものであるときは、揭示することを要しない。

(貸付条件の広告等)

第十二條 法第十五条第一項第二号に規定する貸付けの利率に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、市場金利に一定の利率を加える方法により算定される利率を用いて貸付けの利率を算定する場合には、基準とする市場金利の名称及びこれに加算する利率とする。

- 1) 法第十五条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
- 一 金銭の貸付け(手形の割引及び売渡担保を除く。)(次に掲げる事項)
  - イ 返済の方式並びに返済期間及び返済回数
  - ロ 前条第二項第一号イ及びロに掲げる事項
- 二 金銭の貸借の媒介(媒介手数料の計算の方法)
- 三 貸金業者登録簿に登録されたホームページアドレス又は電子メールアドレスを表示し、又は説明するとき 貸金業者登録簿に登録された電話番号

- 2 前条第四項の規定は、貸金業者が法第十五条第一項の規定による表示をし、又は説明をする場合について準用する。この場合において、その種類を明示するときは、貸付けの利率以外の利率を併記することができる。
- 3 貸金業者は、貸付けの条件を広告するとき、又は貸付けの契約の締結について勧誘をする場合において貸付けの条件を表示し、若しくは説明するときは、法第十五条第一項各号に掲げる事項を明瞭かつ正確に表示し、又は説明しなければならない。
- 4 法第十五条第二項に規定する広告に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、多数の者に対して同様の内容で行う勧誘とする。
- 5 法第十五条第二項に規定する連絡先等であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。
  - 一 電話番号
  - 二 ホームページアドレス
  - 三 電子メールアドレス
- 6 貸金業者は、貸付けの条件を広告するとき、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）、屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）第三条第一項の規定に基づく都道府県の条例その他の法令に違反する広告をしてはならない。

（契約締結前の書面の交付）

第十二条の二 法第十六条の二第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 金銭の貸付けの契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。）
  - イ 貸金業者の登録番号
  - ロ 債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項
  - ハ 契約の相手方の借入金返済能力に関する情報を信用情報機関に登録するとき、その旨及びその内容
  - ニ 利息の計算の方法
  - ホ 返済の方法及び返済を受ける場所
  - ヘ 各回の返済期日及び返済金額の設定の方式
  - ト 契約上、返済期日前の返済ができるか否か及び返済ができること又は、その内容
  - チ 期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容
  - リ 将来支払う返済金額の合計額（貸付けに係る契約を締結しようとする時点において将来支払う返済金額が定まらないときは、各回の返済期日に最低返済金額を支払うことその他の必要な仮定を置き、当該仮定に基づいた合計額及び当該仮定）
    - 一 手形の割引の契約 次に掲げる事項
      - イ 前号イ、ニ、ト及びチに掲げる事項
      - ロ 割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項
      - ハ 売渡担保の契約 次に掲げる事項
        - イ 第一号イ、ロ、ニ及びヘからリまでに掲げる事項
        - ロ 買戻しに関する事項
    - ニ 金銭の貸借の媒介の契約 第一号イ及びヘからチまでに掲げる事項並びに媒介手数料の計算の方法及びその金額
- 二 法第十六条の二第二項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
  - 一 金銭の貸付けの契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。）
    - イ 貸金業者の登録番号
    - ロ 債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項
    - ハ 契約の相手方の借入金返済能力に関する情報を信用情報機関に登録するとき、その旨及びその内容
    - ニ 利息の計算の方法
    - ホ 返済の方法及び返済を受ける場所
    - ヘ 各回の返済期日及び返済金額の設定の方式
    - ト 契約上、返済期日前の返済ができるか否か及び返済ができること又は、その内容
    - チ 期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容
    - リ 貸金業者が、極度方式基本契約に定める極度額（貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対し貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示する場合には、当該下回る額）を一回貸し付けることその他の必要な仮定を置き、当該仮定に基づいた将来支払う返済金額の合計額、返済期間及び返済回数並びに当該仮定
  - 二 手形の割引の契約 次に掲げる事項

- 2 前条第四項の規定は、貸金業者が法第十五条第一項の規定による表示をし、又は説明をする場合について準用する。この場合において、その種類を明示するときは、貸付けの利率以外の利率を併記することができる。
- 3 貸金業者は、貸付けの条件を広告するとき、又は貸付けの契約の締結について勧誘をする場合において貸付けの条件を表示し、若しくは説明するときは、法第十五条第一項各号に掲げる事項を明瞭かつ正確に表示し、又は説明しなければならない。
- 4 法第十五条第二項に規定する広告に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、多数の者に対して同様の内容で行う勧誘とする。
- 5 法第十五条第二項に規定する連絡先等であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。
  - 一 電話番号
  - 二 ホームページアドレス
  - 三 電子メールアドレス
- 6 貸金業者は、貸付けの条件を広告するとき、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）、屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）第三条第一項の規定に基づく都道府県の条例その他の法令に違反する広告をしてはならない。

（新設）

- 21 前条第四項の規定は、貸金業者が法第十五条第一項の規定による表示をし、又は説明をする場合について準用する。この場合において、その種類を明示するときは、貸付けの利率以外の利率を併記することができる。
- 31 貸金業者は、貸付けの条件を広告するとき、又は貸付けの契約の締結について勧誘をする場合において貸付けの条件を表示し、若しくは説明するときは、法第十五条第一項各号に掲げる事項を明瞭かつ正確に表示し、又は説明しなければならない。
- 41 法第十五条第二項に規定する広告に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、多数の者に対して同様の内容で行う勧誘とする。
- 51 法第十五条第二項に規定する連絡先等であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。
  - 一 電話番号
  - 二 ホームページアドレス
  - 三 電子メールアドレス
- 61 貸金業者は、貸付けの条件を広告するとき、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）、屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）第三条第一項の規定に基づく都道府県の条例その他の法令に違反する広告をしてはならない。

- 31 前条第三項の規定は、貸金業者が法第十五条第一項の規定による表示をし、又は説明をする場合について準用する。この場合において、その種類を明示するときは、貸付けの利率以外の利率を併記することができる。
- 41 貸金業者は、貸付けの条件を広告するとき、又は貸付けの契約の締結について勧誘をする場合において貸付けの条件を表示し、若しくは説明するときは、法第十五条第一項各号に掲げる事項を明瞭かつ正確に表示し、又は説明しなければならない。
- 51 法第十五条第二項に規定する広告に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、多数の者に対して同様の内容で行う勧誘とする。
- 61 法第十五条第二項に規定する連絡先等であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。
  - 一 電話番号
  - 二 ホームページアドレス
  - 三 電子メールアドレス
- 71 貸金業者は、貸付けの条件を広告するとき、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）、屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）第三条第一項の規定に基づく都道府県の条例その他の法令に違反する広告をしてはならない。

- イ 前号イ、二、ト及びチに掲げる事項
- ロ 割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項
- 三 売渡担保の契約 次に掲げる事項
  - イ 第一号イ、ロ、ニ及びハからリまでに掲げる事項
  - ロ 買戻しに関する事項
- 四 金銭の貸借の媒介の契約 第一号イ及びハからリまでに掲げる事項並びに媒介手数料の計算の方法及びその金額

3) 法第十六条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる保証の対象となる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 金銭の貸付けの契約(次号及び第三号に掲げる契約を除く。)(次に掲げる事項)
  - イ 保証契約の種類及び効力(極度額の説明を含む。)
  - ロ 貸付けに係る契約に基づく債務の残高の総額
  - ハ 保証債務の極度額(貸付けに係る契約の元本の極度額を定めて貸付けに係る契約の保証契約を締結しようとするときは、その旨の記載を含む。以下同じ。)(その他の保証人が負担する債務の範囲)
  - ニ 貸付けに係る契約の契約年月日
  - ホ 貸付けに係る契約の貸付けの金額
  - ヘ 貸付けに係る契約の貸付けの利率
  - ト 貸付けに係る契約に基づく債務の返済の方式
  - チ 貸付けに係る契約に基づく債務の返済期間及び返済回数(極度方式保証契約にあつては、記載することを要しない。)
  - リ 貸付けに係る契約に賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容

- ル 貸付けに係る契約の利息の計算の方法
  - イ 貸付けに係る契約に基づく債務の各回の返済期日及び返済金額(極度方式保証契約にあつては、貸付けに係る契約に基づく債務の各回の返済期日及び返済金額の設定の方式)
  - ロ 契約上、貸付けに係る契約に基づく債務の返済期日前の返済ができるか否か及び返済ができるときは、その内容
  - カ 貸付けに係る契約に期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容(貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十五号)以下「改正法」とい。)(第五條の規定による改正前の利息制限法(昭和二十九年法律第百五号)以下「旧利息制限法」とい。)(第一条第一項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。)
  - コ 貸付けに係る契約に基づく債務の残高及びその内訳(元本、利息及び当該貸付けに係る契約に基づく債務の不履行による賠償額の別をい。)
- タ 法第十六条の二第三項第二号に掲げる保証期間の定めがないときは、その旨
- 二 手形の割引の契約 次に掲げる事項
  - イ 前号イ及びロに掲げる事項
  - ロ 前号ハに掲げる事項
  - ハ 前号ニからリまで、ル及びワからタまでに掲げる事項
  - ニ 割り引いた手形の手形番号、手形金額及び満期
  - ホ 割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項
- 三 売渡担保の契約 次に掲げる事項
  - イ 第一号イ及びロに掲げる事項
  - ロ 第一号ハに掲げる事項
  - ハ 第一号ニからタまでに掲げる事項
  - ニ 買戻しに関する事項
  - ホ 売渡目的物の内容
- 四 金銭の貸借の媒介の契約 次に掲げる事項
  - イ 第一号イ及びロに掲げる事項
  - ロ 第一号ハに掲げる事項
  - ハ 第一号ニからリまで及びワからタまでに掲げる事項
  - ニ 媒介手数料の計算の方法及びその金額

4) 法第十六条の二第三項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百五十四條の規定の趣旨とする。

5) 法第十六条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 保証契約に基づく債務の弁済の方式
- 二 保証契約に賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容
- 三 貸金業者の登録番号
- 四 主たる債務者及び保証人の商号、名称又は氏名及び住所

(保証契約締結前の書面の交付)

第十二條の二 法第十六条の二第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる保証の対象となる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 金銭の貸付けの契約(次号及び第三号に掲げる契約を除く。)(次に掲げる事項)
  - イ 保証契約の種類及び効力(極度額の説明を含む。)
  - ロ 貸付けに係る契約に基づく債務の残高の総額
  - ハ 保証債務の極度額(貸付けに係る契約の元本の極度額を定めて貸付けに係る契約の保証契約を締結しようとするときは、その旨の記載を含む。以下同じ。)(その他の保証人が負担する債務の範囲)
  - ニ 貸付けに係る契約の契約年月日
  - ホ 貸付けに係る契約の貸付けの金額
  - ヘ 貸付けに係る契約の貸付けの利率
  - ト 貸付けに係る契約に基づく債務の返済の方式
  - チ 貸付けに係る契約に基づく債務の返済期間及び返済回数(極度方式保証契約にあつては、記載することを要しない。)
  - リ 貸付けに係る契約に賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容

- ル 貸付けに係る契約の利息の計算の方法
  - イ 貸付けに係る契約に基づく債務の各回の返済期日及び返済金額(極度方式保証契約にあつては、貸付けに係る契約に基づく債務の各回の返済期日及び返済金額の設定の方式)
  - ロ 契約上、貸付けに係る契約に基づく債務の返済期日前の返済ができるか否か及び返済ができるときは、その内容
  - カ 貸付けに係る契約に期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容(利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。)
  - コ 貸付けに係る契約に基づく債務の残高及びその内訳(元本、利息及び当該貸付けに係る契約に基づく債務の不履行による賠償額の別をい。)
- タ 法第十六条の二第一項第二号に掲げる保証期間の定めがないときは、その旨
- 二 手形の割引の契約 次に掲げる事項
  - イ 前号イ及びロに掲げる事項
  - ロ 前号ハに掲げる事項
  - ハ 前号ニからリまで、ル及びワからタまでに掲げる事項
  - ニ 割り引いた手形の手形番号、手形金額及び満期
  - ホ 割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項
- 三 売渡担保の契約 次に掲げる事項
  - イ 第一号イ及びロに掲げる事項
  - ロ 第一号ハに掲げる事項
  - ハ 第一号ニからタまでに掲げる事項
  - ニ 買戻しに関する事項
  - ホ 売渡目的物の内容
- 四 金銭の貸借の媒介の契約 次に掲げる事項
  - イ 第一号イ及びロに掲げる事項
  - ロ 第一号ハに掲げる事項
  - ハ 第一号ニからリまで及びワからタまでに掲げる事項
  - ニ 媒介手数料の計算の方法及びその金額

2) 法第十六条の二第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、民法第四百五十四條の規定の趣旨とする。

3) 法第十六条の二第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 保証契約に基づく債務の弁済の方式
- 二 保証契約に賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容
- 三 貸金業者の登録番号
- 四 主たる債務者及び保証人の商号、名称又は氏名及び住所

(保証契約締結前の書面の交付)

第十二條の二 法第十六条の二第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる保証の対象となる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 金銭の貸付けの契約(次号及び第三号に掲げる契約を除く。)(次に掲げる事項)
  - イ 保証契約の種類及び効力(極度額の説明を含む。)
  - ロ 貸付けに係る契約に基づく債務の残高の総額
  - ハ 保証債務の極度額(貸付けに係る契約の元本の極度額を定めて貸付けに係る契約の保証契約を締結しようとするときは、その旨の記載を含む。以下同じ。)(その他の保証人が負担する債務の範囲)
  - ニ 貸付けに係る契約の契約年月日
  - ホ 貸付けに係る契約の貸付けの金額
  - ヘ 貸付けに係る契約の貸付けの利率
  - ト 貸付けに係る契約に基づく債務の返済の方式
  - チ 貸付けに係る契約に基づく債務の返済期間及び返済回数(極度方式保証契約にあつては、記載することを要しない。)
  - リ 貸付けに係る契約に賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容

- ル 貸付けに係る契約の利息の計算の方法
  - イ 貸付けに係る契約に基づく債務の各回の返済期日及び返済金額(極度方式保証契約にあつては、貸付けに係る契約に基づく債務の各回の返済期日及び返済金額の設定の方式)
  - ロ 契約上、貸付けに係る契約に基づく債務の返済期日前の返済ができるか否か及び返済ができるときは、その内容
  - カ 貸付けに係る契約に期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容(利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。)
  - コ 貸付けに係る契約に基づく債務の残高及びその内訳(元本、利息及び当該貸付けに係る契約に基づく債務の不履行による賠償額の別をい。)
- タ 法第十六条の二第一項第二号に掲げる保証期間の定めがないときは、その旨
- 二 手形の割引の契約 次に掲げる事項
  - イ 前号イ及びロに掲げる事項
  - ロ 前号ハに掲げる事項
  - ハ 前号ニからリまで、ル及びワからタまでに掲げる事項
  - ニ 割り引いた手形の手形番号、手形金額及び満期
  - ホ 割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項
- 三 売渡担保の契約 次に掲げる事項
  - イ 第一号イ及びロに掲げる事項
  - ロ 第一号ハに掲げる事項
  - ハ 第一号ニからタまでに掲げる事項
  - ニ 買戻しに関する事項
  - ホ 売渡目的物の内容
- 四 金銭の貸借の媒介の契約 次に掲げる事項
  - イ 第一号イ及びロに掲げる事項
  - ロ 第一号ハに掲げる事項
  - ハ 第一号ニからリまで及びワからタまでに掲げる事項
  - ニ 媒介手数料の計算の方法及びその金額

2) 法第十六条の二第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、民法第四百五十四條の規定の趣旨とする。

3) 法第十六条の二第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 保証契約に基づく債務の弁済の方式
- 二 保証契約に賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容
- 三 貸金業者の登録番号
- 四 主たる債務者及び保証人の商号、名称又は氏名及び住所

- 五 貸付けの契約に関し貸金業者が受け取る書面の内容
- 六 保証人が負担すべき保証債務以外の金銭に関する事項
- 七 保証契約に基づく債務の弁済の方法及び弁済を受ける場所
- 八 保証契約に期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容（旧利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。）
- 九 貸付けの契約に基づき物的担保を供させるときは、当該担保の内容
- 十 貸付けに係る契約に基づき債権の一部が弁済その他の事由により消滅したときは、その事由、金額及び年月日
- 十一 保証契約上、保証人が保証契約を解除できるときは解除事由、解除できないときはその旨
- 十二 貸付けに係る契約（手形の割引の契約及び売渡担保の契約を除く。）の貸付けの利率が旧利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えるときは、超える部分について支払う義務を負わない旨
- 十三 日賦貸金業者（改正法第四条の規定による改正前の貸金業法（以下「旧貸金業法」とい。）第十四条第五号に規定する日賦貸金業者をい。）以下同じ。）である場合においては、第三号新貸金業法第十四条第五号に掲げる事項

61 法第十六条の二第三項の規定により、保証契約の内容を説明する書面を保証人となる者に交付するときは、次の各号に掲げる書面の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した二種類の書面を同時に交付しなければならない。

- 一 当該保証契約の概要を記載した書面 法第十六条の二第三項第一号から第三号まで、第三項第一号イから八まで、同項第二号イ及びロ、同項第三号イ及びロ、同項第四号イ及びロ並びに前項第三号、第四号及び第五号に掲げる事項
- 二 当該保証契約の詳細を記載した書面（保証の対象となる貸付けに係る契約が二以上ある場合には、当該契約ごとに記載しなければならない。） 法第十六条の二第三項第一号から第三号まで、同項第五号並びに前項第一号（同号イ及びロを除く。）、第二号（同号イを除く。）、第三号（同号イを除く。）、及び第四号（同号イを除く。）並びに前項各号（第十三号を除く。）に掲げる事項

71 第十一条第四項の規定は、貸金業者が法第十六条の二第一項から第三項までの規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

81 法第十六条の二第一項から第三項までに規定する書面には、当該各項の規定により明らかにすべきものとされる事項を日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

- （生命保険契約に係る同意前の書面の交付）
- 第十二条の三 法第十六条の三第一項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 貸金業者に支払われる保険金が貸付けの契約の相手方の債務の弁済に充てられるときは、その旨
  - 二 死亡以外の保険金の支払事由
  - 三 保険金が支払われない事由
  - 四 貸金業者に支払われる保険金額に関する事項
  - 五 保障が継続する期間に関する事項

21 法第十六条の三第一項に規定する書面には、同項各号に掲げる事項を日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

（契約締結時の書面の交付）

- 第十三条 法第十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
- 一 金銭の貸付けの契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。） 次に掲げる事項
  - イ 貸金業者の登録番号（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結するときは、記載を省略することができる。）
  - ロ 契約の相手方の商号、名称又は氏名及び住所（極度方式貸付けに係る契約にあつては、当該契約の契約番号その他をもつて代えることができる。）

- 八 貸付けに関し貸金業者が受け取る書面の内容
- 二 債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項
- ホ 契約の相手方の借入金返済能力に関する情報を信用情報機関に

- 五 貸付けの契約に関し貸金業者が受け取る書面の内容
- 六 保証人が負担すべき保証債務以外の金銭に関する事項
- 七 保証契約に基づく債務の弁済の方法及び弁済を受ける場所
- 八 保証契約に期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容（利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。）
- 九 貸付けの契約に基づき物的担保を供させるときは、当該担保の内容
- 十 貸付けに係る契約に基づき債権の一部が弁済その他の事由により消滅したときは、その事由、金額及び年月日
- 十一 保証契約上、保証人が保証契約を解除できるときは解除事由、解除できないときはその旨
- 十二 貸付けに係る契約（手形の割引の契約及び売渡担保の契約を除く。）の貸付けの利率が利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えるときは、超える部分について支払う義務を負わない旨

41 法第十六条の二第一項の規定により、保証契約の内容を説明する書面を保証人となる者に交付するときは、次の各号に掲げる書面の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した二種類の書面を同時に交付しなければならない。

- 一 当該保証契約の概要を記載した書面 法第十六条の二第一項第一号から第三号まで及び第六号、第一項第一号イから八まで、同項第二号イ及びロ、同項第三号イ及びロ、同項第四号イ及びロ並びに前項第三号及び第四号に掲げる事項
- 二 当該保証契約の詳細を記載した書面（保証の対象となる貸付けに係る契約が二以上ある場合には、当該契約ごとに記載しなければならない。） 法第十六条の二第一項第一号から第三号まで、同項第五号並びに前項第一号（同号イ及びロを除く。）、第二号（同号イを除く。）、第三号（同号イを除く。）、及び第四号（同号イを除く。）並びに前項各号に掲げる事項

51 第十一条第四項の規定は、貸金業者が法第十六条の二第一項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

（新設）

（生命保険契約に係る同意前の書面の交付）

第十二条の三 法第十六条の三第一項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 貸金業者に支払われる保険金が貸付けの契約の相手方の債務の弁済に充てられるときは、その旨
- 二 死亡以外の保険金の支払事由
- 三 保険金が支払われない事由
- 四 貸金業者に支払われる保険金額に関する事項
- 五 保障が継続する期間に関する事項

（新設）

（契約締結時の書面の交付）

- 第十三条 法第十七条第一項第九号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
- 一 金銭の貸付けの契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。） 次に掲げる事項
  - イ 貸金業者の登録番号（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結するときは、記載を省略することができる。）
  - ロ 契約の相手方の商号、名称又は氏名及び住所（極度方式貸付けにあつては、当該契約の契約番号その他をもつて代えることができる。）

- 八 貸付けに関し貸金業者が受け取る書面の内容
- 二 債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項
- ホ 契約の相手方の借入金返済能力に関する情報を信用情報機関に

- 五 貸付けの契約に関し貸金業者が受け取る書面の内容
- 六 保証人が負担すべき保証債務以外の金銭に関する事項
- 七 保証契約に基づく債務の弁済の方法及び弁済を受ける場所
- 八 保証契約に期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容（利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。）
- 九 貸付けの契約に基づき物的担保を供させるときは、当該担保の内容
- 十 貸付けに係る契約に基づき債権の一部が弁済その他の事由により消滅したときは、その事由、金額及び年月日
- 十一 保証契約上、保証人が保証契約を解除できるときは解除事由、解除できないときはその旨
- 十二 貸付けに係る契約（手形の割引の契約及び売渡担保の契約を除く。）の貸付けの利率が利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えるときは、超える部分について支払う義務を負わない旨

41 法第十六条の二第一項の規定により、保証契約の内容を説明する書面を保証人となる者に交付するときは、次の各号に掲げる書面の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した二種類の書面を同時に交付しなければならない。

- 一 当該保証契約の概要を記載した書面 法第十六条の二第一項第一号から第三号まで及び第六号、第一項第一号イから八まで、同項第二号イ及びロ、同項第三号イ及びロ、同項第四号イ及びロ並びに前項第三号及び第四号に掲げる事項
- 二 当該保証契約の詳細を記載した書面（保証の対象となる貸付けに係る契約が二以上ある場合には、当該契約ごとに記載しなければならない。） 法第十六条の二第一項第一号から第三号まで、同項第五号並びに前項第一号（同号イ及びロを除く。）、第二号（同号イを除く。）、第三号（同号イを除く。）、及び第四号（同号イを除く。）並びに前項各号に掲げる事項

51 第十一条第四項の規定は、貸金業者が法第十六条の二第一項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

（生命保険契約に係る同意前の書面の交付）

第十二条の三 法第十六条の三第一項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 貸金業者に支払われる保険金が貸付けの契約の相手方の債務の弁済に充てられるときは、その旨
- 二 死亡以外の保険金の支払事由
- 三 保険金が支払われない事由
- 四 貸金業者に支払われる保険金額に関する事項
- 五 保障が継続する期間に関する事項

（新設）

（契約締結時の書面の交付）

- 第十三条 法第十七条第一項第九号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
- 一 金銭の貸付けの契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。） 次に掲げる事項
  - イ 貸金業者の登録番号（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結するときは、記載を省略することができる。）
  - ロ 契約の相手方の商号、名称又は氏名及び住所（極度方式貸付けに係る契約にあつては、当該契約の契約番号その他をもつて代えることができる。）

- 八 貸付けに関し貸金業者が受け取る書面の内容
- 二 債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項
- ホ 契約の相手方の借入金返済能力に関する情報を信用情報機関に

- （貸付けに係る契約についての書面の交付）
- 第十三条 法第十七条第一項第九号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
- 一 金銭の貸付けの契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。） 次に掲げる事項
- イ 貸金業者の登録番号
- ロ 契約の相手方の商号、名称又は氏名及び住所

- 八 貸付けに関し貸金業者が受け取る書面の内容
- 二 債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項
- ホ 契約の相手方の借入金返済能力に関する情報を信用情報機関に



息の制限額を超えないものを締結するときは、記載を省略することができ、)

カ 当該契約が、従前の貸付けの契約に基づく債務の残高を貸付金額とする貸付けに係る契約であるときは、従前の貸付けの契約に基づく債務の残高の内訳(元本、利息及び当該貸付けの契約に基づく債務の不履行による賠償額の別をいう。)及び当該貸付けの契約を特定し得る事項(極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結する場合において、当該契約と同一の極度方式基本契約に基づいた従前の極度方式貸付けに係る契約に基づく債務の残高を貸付金額とする貸付けに係る契約であるときは、記載を省略することができ、極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が同項に定める利息の制限額を超えるものを締結する場合において、当該契約と同一の極度方式基本契約に基づいた従前の極度方式貸付けに係る契約に基づく債務の残高を貸付金額とする貸付けに係る契約であるときは、その旨を示す文字をもつて代えることができる。)

コ 貸付けに係る契約の貸付けの利率が旧利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えるときは、超える部分について支払う義務を負わない旨

ク 将来支払う返済金額の合計額(極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約と同一の極度方式基本契約に基づく返済の条件が同一の他の極度方式貸付けに係る契約が残存するときは、当該契約の将来支払う返済金額の合計額に記載し、残存する債務と合わせた債務の将来支払う返済金額の合計額を記載することができ、)貸付けに係る契約を締結した時点において将来支払う返済金額が定まらないときは、各回の返済期日に最低返済金額を支払ふことその他の必要な仮定を置き、当該仮定に基づいた合計額及び当該仮定)

キ 日賦貸金業者である場合にあつては、第三号新貸金業法第十四条第五号に掲げる事項

二 手形の割引の契約 次に掲げる事項

イ 前号イから八まで、へ及びりからラまでに掲げる事項

ロ 割引引いた手形の番号、手形金額及び満期

ハ 割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項

三 売渡担保の契約 次に掲げる事項

イ 第一号イから二まで、へ及びちからラまでに掲げる事項

ロ 買戻しに関する事項(極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結する場合において、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されているとき、又は記載されているものより有利なものであるときは、記載を省略することができる。)

ハ 売渡目的物の内容(極度方式貸付けに係る契約にあつては、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されている売渡目的物については、記載を省略することができる。)

四 金銭の貸借の媒介の契約 第一号イから八まで、ちからラまで、びにに掲げる事項並びに媒介手数料の計算の方法(極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結する場合において、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されているとき、又は記載されているものより有利なものであるときは、媒介手数料の計算の方法の記載を省略することができる。)

2 法第十七条第一項後段に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(当該事項の変更の内容が同条第二項後段の規定により交付する書面に記載されている場合には、当該事項を除く。)

一 金銭の貸付けの契約(次号及び第三号に掲げる契約を除く。)

次

に掲げる事項

イ 法第十七条第一項第四号若しくは第七号又は前項第一号二、へ、り若しくは又に掲げる事項(これらの事項について貸付けの利率を引き下げる場合その他の契約の相手方の利益となる変更を加える場合には、当該事項を除く。)

ロ 法第十七条第一項第五号又は前項第一号下、チ(チにあつては、極度方式貸付けに係る契約である場合を除く。)、ル若しくはヲ(ヲにあつては、新たに保証契約を締結する場合に限る。)

二 手形の割引の契約 次に掲げる事項

カ 当該契約が、従前の貸付けの契約に基づく債務の残高を貸付金額とする貸付けに係る契約であるときは、従前の貸付けの契約に基づく債務の残高の内訳(元本、利息及び当該貸付けの契約に基づく債務の不履行による賠償額の別をいう。)及び当該貸付けの契約を特定し得る事項(極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結する場合において、当該契約と同一の極度方式基本契約に基づいた従前の極度方式貸付けに係る契約に基づく債務の残高を貸付金額とする貸付けに係る契約であるときは、記載を省略することができ、極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が同項に定める利息の制限額を超えるものを締結する場合において、当該契約と同一の極度方式基本契約に基づいた従前の極度方式貸付けに係る契約に基づく債務の残高を貸付金額とする貸付けに係る契約であるときは、その旨を示す文字をもつて代えることができる。)

コ 貸付けに係る契約の貸付けの利率が旧利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えるときは、超える部分について支払う義務を負わない旨

(新設)

キ 日賦貸金業者である場合にあつては、第三号新貸金業法第十四条第五号に掲げる事項

二 手形の割引の契約 次に掲げる事項

イ 前号イから八まで、へ及びりからラまでに掲げる事項

ロ 割引引いた手形の番号、手形金額及び満期

ハ 割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項

三 売渡担保の契約 次に掲げる事項

イ 第一号イから二まで、へ及びちからラまでに掲げる事項

ロ 買戻しに関する事項(極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結する場合において、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されているとき、又は記載されているものより有利なものであるときは、記載を省略することができる。)

ハ 売渡目的物の内容(極度方式貸付けに係る契約にあつては、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されている売渡目的物については、記載を省略することができる。)

四 金銭の貸借の媒介の契約 第一号イから八まで、ちからラまで、びにに掲げる事項並びに媒介手数料の計算の方法(極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結する場合において、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されているとき、又は記載されているものより有利なものであるときは、媒介手数料の計算の方法の記載を省略することができる。)

2 (新設)

カ 当該契約が、従前の貸付けの契約に基づく債務の残高を貸付金額とする貸付けに係る契約であるときは、従前の貸付けの契約に基づく債務の残高の内訳(元本、利息及び当該貸付けの契約に基づく債務の不履行による賠償額の別をいう。)及び当該貸付けの契約を特定し得る事項(極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結する場合において、当該契約と同一の極度方式基本契約に基づいた従前の極度方式貸付けに係る契約に基づく債務の残高を貸付金額とする貸付けに係る契約であるときは、記載を省略することができ、極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が同項に定める利息の制限額を超えるものを締結する場合において、当該契約と同一の極度方式基本契約に基づいた従前の極度方式貸付けに係る契約に基づく債務の残高を貸付金額とする貸付けに係る契約であるときは、その旨を示す文字をもつて代えることができる。)

コ 貸付けに係る契約の貸付けの利率が旧利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えるときは、超える部分について支払う義務を負わない旨

(新設)

キ 日賦貸金業者である場合にあつては、第三号新貸金業法第十四条第五号に掲げる事項

二 手形の割引の契約 次に掲げる事項

イ 前号イから八まで、へ及びりからラまでに掲げる事項

ロ 割引引いた手形の番号、手形金額及び満期

ハ 割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項

三 売渡担保の契約 次に掲げる事項

イ 第一号イから二まで、へ及びちからラまでに掲げる事項

ロ 買戻しに関する事項(極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結する場合において、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されているとき、又は記載されているものより有利なものであるときは、記載を省略することができる。)

ハ 売渡目的物の内容(極度方式貸付けに係る契約にあつては、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されている売渡目的物については、記載を省略することができる。)

四 金銭の貸借の媒介の契約 第一号イから八まで、ちからラまで、びにに掲げる事項並びに媒介手数料の計算の方法(極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結する場合において、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されているとき、又は記載されているものより有利なものであるときは、媒介手数料の計算の方法の記載を省略することができる。)

カ 当該契約が、従前の貸付けの契約に基づく債務の残高を貸付金額とする貸付けに係る契約であるときは、従前の貸付けの契約に基づく債務の残高の内訳(元本、利息及び当該貸付けの契約に基づく債務の不履行による賠償額の別をいう。)及び当該貸付けの契約を特定し得る事項

(新設)

キ 日賦貸金業者である場合にあつては、第三号新貸金業法第十四条第五号に掲げる事項

二 手形の割引の契約 次に掲げる事項

イ 前号イから八まで、へ及びりからラまでに掲げる事項

ロ 割引引いた手形の番号、手形金額及び満期

ハ 割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項

三 売渡担保の契約 次に掲げる事項

イ 第一号イから二まで、へ及びちからラまでに掲げる事項

ロ 買戻しに関する事項

ハ 売渡目的物の内容

四 金銭の貸借の媒介の契約 第一号イから八まで、ちからラまで、びにに掲げる事項並びに媒介手数料の計算の方法及びその金額

- イ 前号に掲げる事項（前項第一号二、下及び子に掲げる事項を除く。）
- ロ 割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項（契約の相手方の利益となる変更を加える場合には、当該事項を除く。）
- 三 売渡担保の契約 次に掲げる事項
  - イ 第一号に掲げる事項（前項第一号トに掲げる事項を除く。）
  - ロ 買戻しに関する事項（契約の相手方の利益となる変更を加える場合には、当該事項を除く。）
  - ハ 売渡目的物の内容
- 四 金銭の貸借の媒介の契約 次に掲げる事項
  - イ 第一号に掲げる事項（前項第一号二、ハ及びトに掲げる事項を除く。）
  - ロ 媒介手数料の計算の方法（契約の相手方の利益となる変更を加える場合には、媒介手数料の計算の方法を除く。）
- 31 法第十七条第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
  - 一 金銭の貸付けの契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。） 次に掲げる事項
    - イ 貸金業者の登録番号
    - ロ 契約の相手方の商号、名称又は氏名及び住所
    - ハ 貸付けに関し貸金業者が受け取る書面の内容
    - ニ 債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項
    - ホ 契約の相手方の借入金返済能力に関する情報を信用情報機関に登録するときは、その旨及びその内容
    - ヘ 利息の計算の方法
    - ト 返済の方法及び返済を受ける場所
    - チ 各回の返済期日及び返済金額の設定の方式
    - リ 契約上、返済期日前の返済ができるか否か及び返済ができるときは、その内容
    - ニ 期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容（旧利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。）
    - ル 当該契約に基づき債権につき物的担保を供させるときは、当該担保の内容
    - ロ 当該契約について保証契約を締結するときは、保証人の商号、名称又は氏名及び住所
    - リ 当該契約が、電話担保金融に係る契約であるときは、その旨及び当該電話担保金融に關し設定された質権の登録の受付番号
  - カ 貸付けに係る契約の貸付けの利率が旧利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えるときは、超える部分について支払う義務を負わない旨
  - コ 貸金業者が、極度方式基本契約に定める極度額（貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対し貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示する場合にあつては、当該下回る額）を一回貸し付けることその他の必要仮定を置き、当該仮定に基づいて将来支払う返済金額の合計額、返済期間及び返済回数並びに当該仮定
  - ク 法第十七条第一項の規定により交付する書面（同条第五項の規定により保証人に交付する場合にあつては、同条第四項の規定により交付する書面）又は同条第六項で規定する内閣府令で定める書面に記載する返済期間、返済回数、返済期日又は返済金額が、当該書面に記載する貸付けの後に行われる貸付けその他の事由により変動しうるときは、その旨
  - ク 日賦貸金業者である場合にあつては、第三号新貸金業法第十四条第五号に掲げる事項
- 二 手形の割引の契約 次に掲げる事項
  - イ 前号イからハまで、ハ及びリからラまで及びビに掲げる事項
  - ロ 割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項
  - ハ 法第十七条第一項の規定により交付する書面（同条第五項の規定により保証人に交付する場合にあつては、同条第四項の規定により交付する書面）又は同条第六項で規定する内閣府令で定める書面に記載する返済期間又は返済回数、当該書面に記載する貸付けの後に行われる貸付けその他の事由により変動しうるときは、その旨
- 三 売渡担保の契約 次に掲げる事項
  - イ 第一号イからニまで、ハ、チからラまで及びビヨからビまでに掲

- 21 法第十七条第二項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
  - 一 金銭の貸付けの契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。） 次に掲げる事項
    - イ 貸金業者の登録番号
    - ロ 契約の相手方の商号、名称又は氏名及び住所
    - ハ 貸付けに関し貸金業者が受け取る書面の内容
    - ニ 債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項
    - ホ 契約の相手方の借入金返済能力に関する情報を信用情報機関に登録するときは、その旨及びその内容
    - ヘ 利息の計算の方法
    - ト 返済の方法及び返済を受ける場所
    - チ 各回の返済期日及び返済金額の設定の方式
    - リ 契約上、返済期日前の返済ができるか否か及び返済ができるときは、その内容
    - ニ 期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容（旧利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。）
    - ル 当該契約に基づき債権につき物的担保を供させるときは、当該担保の内容
    - ロ 当該契約について保証契約を締結するときは、保証人の商号、名称又は氏名及び住所
    - リ 当該契約が、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律附則第十四項に規定する電話担保金融に係る契約であるときは、その旨及び当該電話担保金融に關し設定された質権の登録の受付番号
    - カ 貸付けに係る契約の貸付けの利率が利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えるときは、超える部分について支払う義務を負わない旨
    - （新設）
  - ク 法第十七条第一項の規定により交付する書面（同条第五項の規定により保証人に交付する場合にあつては、同条第四項の規定により交付する書面）又は同条第六項で規定する内閣府令で定める書面に記載する返済期間、返済回数、返済期日又は返済金額が、当該書面に記載する貸付けの後に行われる貸付けその他の事由により変動しうるときは、その旨
  - ク 日賦貸金業者である場合にあつては、第三号新貸金業法第十四条第五号に掲げる事項
- 二 手形の割引の契約 次に掲げる事項
  - イ 前号イからハまで、ハ及びリからラまでに掲げる事項
  - ロ 割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項
  - ハ 法第十七条第一項の規定により交付する書面（同条第五項の規定により保証人に交付する場合にあつては、同条第四項の規定により交付する書面）又は同条第六項で規定する内閣府令で定める書面に記載する返済期間又は返済回数、当該書面に記載する貸付けの後に行われる貸付けその他の事由により変動しうるときは、その旨
- 三 売渡担保の契約 次に掲げる事項
  - イ 第一号イからニまで、ハ、チからラまで及びビヨに掲げる事項

- 2 法第十七条第二項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
  - 一 金銭の貸付けの契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。） 次に掲げる事項
    - イ 貸金業者の登録番号
    - ロ 契約の相手方の商号、名称又は氏名及び住所
    - ハ 貸付けに関し貸金業者が受け取る書面の内容
    - ニ 債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項
    - ホ 契約の相手方の借入金返済能力に関する情報を信用情報機関に登録するときは、その旨及びその内容
    - ヘ 利息の計算の方法
    - ト 返済の方法及び返済を受ける場所
    - チ 各回の返済期日及び返済金額の設定の方式
    - リ 契約上、返済期日前の返済ができるか否か及び返済ができるときは、その内容
    - ニ 期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容（旧利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。）
    - ル 当該契約に基づき債権につき物的担保を供させるときは、当該担保の内容
    - ロ 当該契約について保証契約を締結するときは、保証人の商号、名称又は氏名及び住所
    - リ 当該契約が、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律附則第十四項に規定する電話担保金融に係る契約であるときは、その旨及び当該電話担保金融に關し設定された質権の登録の受付番号
    - カ 貸付けに係る契約の貸付けの利率が利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えるときは、超える部分について支払う義務を負わない旨
  - ク 法第十七条第一項の規定により交付する書面（同条第五項の規定により保証人に交付する場合にあつては、同条第四項の規定により交付する書面）又は同条第六項で規定する内閣府令で定める書面に記載する返済期間、返済回数、返済期日又は返済金額が、当該書面に記載する貸付けの後に行われる貸付けその他の事由により変動しうるときは、その旨
- 二 手形の割引の契約 次に掲げる事項
  - イ 前号イからハまで、ハ及びリからラまでに掲げる事項
  - ロ 割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項
  - ハ 法第十七条第一項の規定により交付する書面（同条第五項の規定により保証人に交付する場合にあつては、同条第四項の規定により交付する書面）又は同条第六項で規定する内閣府令で定める書面に記載する返済期間又は返済回数、当該書面に記載する貸付けの後に行われる貸付けその他の事由により変動しうるときは、その旨
- 三 売渡担保の契約 次に掲げる事項
  - イ 第一号イからニまで、ハ、チからラまで及びビヨに掲げる事項

- 2 第十一條第三項の規定は、貸金業者が法第十七条第一項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

ける事項

四 金銭の貸借の媒介の契約 第一号イから八まで、チからヲまで、力、夕及びヨに掲げる事項並びに媒介手数料の計算の方法及びその金額

4| 法第十七条第二項後段に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 金銭の貸付けの契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。） 次

に掲げる事項  
イ 法第十七条第二項第四号若しくは第六号又は前項第一号二、へ、リ若しくは又に掲げる事項（これらの事項について貸付けの利率を引き下げる場合その他の契約の相手方の利益となる変更を加える場合には、当該事項を除く。）

ロ 法第十七条第二項第五号又は前項第一号ト、チ、ル若しくはヲ（）にあつては、新たに保証契約を締結する場合に限る。）に掲げる事項

二 手形の割引の契約 次に掲げる事項  
イ 前号に掲げる事項（前項第一号二、ト及びチに掲げる事項を除く。）

ロ 割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項（契約の相手方の利益となる変更を加える場合には、当該事項を除く。）

三 売渡担保の契約 次に掲げる事項  
イ 第一号に掲げる事項（前項第一号トに掲げる事項を除く。）

ロ 買戻しに関する事項（契約の相手方の利益となる変更を加える場合には、当該事項を除く。）

四 金銭の貸借の媒介の契約 次に掲げる事項  
イ 第一号に掲げる事項（前項第一号二、へ及びトに掲げる事項を除く。）

ロ 媒介手数料の計算の方法（契約の相手方の利益となる変更を加える場合には、媒介手数料の計算の方法を除く。）

5| 法第十七条第二項後段に規定する内閣府令で定めるときは、次のいずれかのときとする。

一 極度額（貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対し貸付けの元本の上限として極度額を下回る額を提示する場合にあつては、当該下回る額又は極度額）を引き下げたとき

二 極度額（貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対し貸付けの元本の上限として極度額を下回る額を提示する場合にあつては、当該下回る額又は極度額）を引き下げた後、元の額を上回らない額まで引き上げたとき

6| 法第十七条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 法第十六条の二第三項各号に掲げる事項  
二 保証契約の契約年月日

7| 法第十七条第三項後段に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる保証の対象となる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 金銭の貸付けの契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。） 次

に掲げる事項  
イ 法第十六条の二第三項第二号、第三号若しくは第五号に定める事項又は第十二条の二第三項第一号ハ、夕、同条第五項第二号、第六号、第八号若しくは第十一号に掲げる事項（これらの事項について貸付けの利率を引き下げる場合その他の契約の相手方の利益となる変更を加える場合には、当該事項を除く。）

ロ 第十二条の二第五項第一号、第七号又は第九号（第九号にあつては、保証契約に基づき債権につき物的担保を供させるときに限る。）に掲げる事項

二 手形の割引の契約 前号に掲げる事項  
三 売渡担保の契約 第一号に掲げる事項

四 金銭の貸借の媒介の契約 第一号に掲げる事項  
8| 貸金業者は、法第十七条第四項前段の規定により、同条第一項各号に掲げる事項について当該貸付けに係る契約の内容を明らかにする書面を保証人に交付する場合には、保証の対象となる貸付けに係る契約が二以上あるときは、当該契約ごとに当該各号に掲げる事項を記載しなければならない。

9| 貸金業者は、法第十七条第四項前段の規定により、同条第一項各号に掲げる事項について当該貸付けに係る契約の内容を明らかにする書面を保証人に交付する場合には、保証の対象となる貸付けに係る契約を締結することに、遅滞なく、当該書面を交付しなければならない

買戻しに関する事項

四 金銭の貸借の媒介の契約 第一号イから八まで、チからヲまで、力及びヨに掲げる事項並びに媒介手数料の計算の方法及びその金額

（新設）

買戻しに関する事項

四 金銭の貸借の媒介の契約 第一号イから八まで、チからヲまで、力及びヨに掲げる事項並びに媒介手数料の計算の方法及びその金額

（新設）

買戻しに関する事項

四 金銭の貸借の媒介の契約 第一号イから八まで、チからヲまで、力及びヨに掲げる事項並びに媒介手数料の計算の方法及びその金額

（新設）



10 法第十七条第四項後段に規定する内閣府令で定める事項は、第二項に定める事項(当該事項の変更の内容が法第十七条第五項後段の規定により交付する書面に記載されている場合には、当該事項を除く。)

11 貸金業者は、法第十七条第五項前段の規定により、同条第二項各号に掲げる事項について当該極度方式基本契約の内容を明らかにする書面を保証人に交付する場合において、保証の対象となる極度方式基本契約が二以上あるときは、当該極度方式基本契約ごとに当該各号に掲げる事項を記載しなければならぬ。

12 法第十七条第五項後段に規定する内閣府令で定める事項は、第四項に定める事項とする。

13 法第十七条第五項後段に規定する内閣府令で定めるときは、第五項に定めることとする。

14 第十一条第四項の規定は、貸金業者が法第十七条第一項から第五項までの規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

15 法第十七条第一項から第五項までに規定する書面には、当該各項に規定する事項を日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

16 法第十七条第六項前段に規定する内閣府令で定める書面は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、一月以内で貸金業者が定める一定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況について日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載する事項(一定期間において貸付けに係る契約を締結していない場合にあつては第一号八から五まで及びルからナまで、第二号イ(第一号八からリまで、ル、ワ及びタからツまでに限る。)、第三号イ(第一号八からリまで、ル、ワ及びタからツまで及びビナに限る。)、及び第四号イ(第一号八からリまで、ル及びビヨからツまでに限る。))に掲げる事項を除き、弁済を受領していない場合にあつては第一号ナからウまで、第二号イ(第一号ナからウまでに限る。)、第三号イ(第一号ナからムまでに限る。))及び第四号イ(第一号ナからムまでに限る。))に記載した書面とする。

- 一 金銭の貸付けの契約(次号及び第三号に掲げる契約を除く。)
- 次に掲げる事項
  - イ 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所
  - ロ 極度方式基本契約の契約年月日
  - ハ 極度方式基本契約の極度額(貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対し貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示している場合にあつては、当該下回る額及び極度額)
  - ニ 一定期間に締結した極度方式貸付けに係る契約に係るそれぞれの契約の契約年月日
  - ホ 一定期間に締結した極度方式貸付けに係る契約に係るそれぞれの貸付けの金額(保証契約にあつては、保証に係る貸付けの金額)
  - ヘ 貸付けの利率
  - ト 返済の方式
  - チ 一定期間に締結したそれぞれの極度方式貸付けに係る契約の返済期間及び返済回数(それぞれの極度方式貸付けに係る契約の返済期間及び返済回数の記載に代えて、一定期間の最後の日における同一の極度方式基本契約に基づく残存する債務(同一の極度方式基本契約に基づく返済の条件が同一の極度方式貸付けに係る契約の債務が複数残存するときは、合わせた債務)の将来の返済期間及び返済回数を記載することができる。)
  - リ 賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容
  - 又 契約の相手方の商号、名称若しくは氏名及び住所(当該契約の契約番号その他をもつて代えることができる。)
  - ル 貸付けに関し、貸金業者が受け取る書面の内容
  - ロ 債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項
  - ワ 利息の計算の方法(法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されているとき、又は記載されているものより有利なものであるときは、記載を省略することができる。)
  - カ 返済の方法及び返済を受ける場所(法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されているときは、記載を省略することができる。)
  - コ 一定期間に締結したそれぞれの極度方式貸付けに係る契約の各回の返済期日及び返済金額又は次回の返済期日及び返済金額(当該契約と同一の極度方式基本契約に基づく返済の条件が同一の他の極度方式貸付けに係る契約の債務が残存するときは、当該契約

(新設)

6 貸金業者は、法第十七条第五項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項について当該極度方式基本契約の内容を明らかにする書面を保証人に交付する場合において、保証の対象となる極度方式基本契約が二以上あるときは、当該極度方式基本契約ごとに当該各号に掲げる事項を記載しなければならぬ。

(新設)

7 第十一条第四項の規定は、貸金業者が法第十七条第一項から第五項までの規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

(新設)

8 法第十七条第六項前段に規定する内閣府令で定める書面は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、一月以内で貸金業者が定める一定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況について当該各号に定める事項(一定期間において貸付けに係る契約を締結していない場合にあつては第一号八からリまで、第二号イ(第一号八からリまで、ル、ワ及びタからツまでに限る。)、第三号イ(第一号八からリまで、ル、ワ及びタからツまで及びビナに限る。))及び第四号イ(第一号八からリまで、ル及びビヨからツまでに限る。))に掲げる事項を除き、弁済を受領していない場合にあつては第一号ナからウまで、第二号イ(第一号ナからウまでに限る。)、第三号イ(第一号ナからムまでに限る。))及び第四号イ(第一号ナからムまでに限る。))に記載した書面とする。

- 一 金銭の貸付けの契約(次号及び第三号に掲げる契約を除く。)
- 次に掲げる事項
  - イ 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所
  - ロ 極度方式基本契約の契約年月日
  - ハ 極度方式基本契約の極度額
  - ニ 一定期間に締結した極度方式貸付けに係る契約に係るそれぞれの契約の契約年月日
  - ホ 一定期間に締結した極度方式貸付けに係る契約に係るそれぞれの貸付けの金額(保証契約にあつては、保証に係る貸付けの金額)
  - ヘ 貸付けの利率
  - ト 返済の方式
  - チ 一定期間に締結したそれぞれの極度方式貸付けに係る契約の返済期間及び返済回数(それぞれの極度方式貸付けに係る契約の返済期間及び返済回数の記載に代えて、一定期間の最後の日における同一の極度方式基本契約に基づく残存する債務(同一の極度方式基本契約に基づく返済の条件が同一の極度方式貸付けに係る契約の債務が複数残存するときは、合わせた債務)の将来の返済期間及び返済回数を記載することができる。)
  - リ 賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容
  - 又 契約の相手方の商号、名称若しくは氏名及び住所(当該契約の契約番号その他をもつて代えることができる。)
  - ル 貸付けに関し、貸金業者が受け取る書面の内容
  - ロ 債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項
  - ワ 利息の計算の方法(法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されているとき、又は記載されているものより有利なものであるときは、記載を省略することができる。)
  - カ 返済の方法及び返済を受ける場所(法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されているときは、記載を省略することができる。)
  - コ 一定期間に締結したそれぞれの極度方式貸付けに係る契約の各回の返済期日及び返済金額又は次回の返済期日及び返済金額(当該契約と同一の極度方式基本契約に基づく返済の条件が同一の他の極度方式貸付けに係る契約の債務が残存するときは、当該契約

9

6 貸金業者は、法第十七条第五項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項について当該極度方式基本契約の内容を明らかにする書面を保証人に交付する場合において、保証の対象となる極度方式基本契約が二以上あるときは、当該極度方式基本契約ごとに当該各号に掲げる事項を記載しなければならぬ。

(新設)

7 第十一条第四項の規定は、貸金業者が法第十七条第一項から第五項までの規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

(新設)

8 法第十七条第六項前段に規定する内閣府令で定める書面は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、一月以内で貸金業者が定める一定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況について当該各号に定める事項(一定期間において貸付けに係る契約を締結していない場合にあつては第一号八からリまで、第二号イ(第一号八からリまで、ル、ワ及びタからツまでに限る。)、第三号イ(第一号八からリまで、ル、ワ及びタからツまで及びビナに限る。))及び第四号イ(第一号八からリまで、ル及びビヨからツまでに限る。))に掲げる事項を除き、弁済を受領していない場合にあつては第一号ナからウまで、第二号イ(第一号ナからウまでに限る。)、第三号イ(第一号ナからムまでに限る。))及び第四号イ(第一号ナからムまでに限る。))に記載した書面とする。

- 一 金銭の貸付けの契約(次号及び第三号に掲げる契約を除く。)
- 次に掲げる事項
  - イ 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所
  - ロ 極度方式基本契約の契約年月日
  - ハ 極度方式基本契約の極度額
  - ニ 一定期間に締結した極度方式貸付けに係る契約に係るそれぞれの契約の契約年月日
  - ホ 一定期間に締結した極度方式貸付けに係る契約に係るそれぞれの貸付けの金額(保証契約にあつては、保証に係る貸付けの金額)
  - ヘ 貸付けの利率
  - ト 返済の方式
  - チ 一定期間に締結したそれぞれの極度方式貸付けに係る契約の返済期間及び返済回数(それぞれの極度方式貸付けに係る契約の返済期間及び返済回数の記載に代えて、一定期間の最後の日における同一の極度方式基本契約に基づく残存する債務(同一の極度方式基本契約に基づく返済の条件が同一の極度方式貸付けに係る契約の債務が複数残存するときは、合わせた債務)の将来の返済期間及び返済回数を記載することができる。)
  - リ 賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容
  - 又 契約の相手方の商号、名称若しくは氏名及び住所(当該契約の契約番号その他をもつて代えることができる。)
  - ル 貸付けに関し、貸金業者が受け取る書面の内容
  - ロ 債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項
  - ワ 利息の計算の方法(法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されているとき、又は記載されているものより有利なものであるときは、記載を省略することができる。)
  - カ 返済の方法及び返済を受ける場所(法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されているときは、記載を省略することができる。)
  - コ 一定期間に締結したそれぞれの極度方式貸付けに係る契約の各回の返済期日及び返済金額又は次回の返済期日及び返済金額(当該契約と同一の極度方式基本契約に基づく返済の条件が同一の他の極度方式貸付けに係る契約の債務が残存するときは、当該契約



- の極度方式貸付けに係る契約の債務が複数残存するときは、合  
 せた債務)の額を記載することができる。)
  - 二 手形の割引の契約 次に掲げる事項
    - イ 前号に掲げる事項(同号ヲ、カ、ヨ、ネ及びビに掲げる事項を  
 除く。)
    - ロ 割り引いた手形の手形番号、手形金額及び満期
    - ハ 割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項
    - 三 売渡担保の契約 次に掲げる事項
      - イ 第一号に掲げる事項(同号力及びビに掲げる事項を除く。)
      - ロ 買戻しに関する事項(法第十七条第二項の規定により交付する  
 書面に記載されているとき、又は記載されているものより有利な  
 ものであるときは、記載を省略することができる。)
      - ハ 売渡目的物の内容(法第十七条第二項の規定により交付する書  
 面に記載されている売渡目的物については、記載を省略すること  
 ができる。)
    - 四 金銭の貸借の媒介の契約 次に掲げる事項
      - イ 第一号に掲げる事項(同号ヲから力まで、ネ、ナ及びビに掲げ  
 る事項を除く。)
      - ロ 媒介手数料の計算の方法(法第十七条第二項の規定により交付  
 する書面に記載されているとき、又は記載されているものより有  
 利なものであるときは、省略することができる。)、及びその金額
  - 17 前項の書面は、一定期間において貸付けに係る契約を締結したとき  
 又は弁済を受領したときに、当該一定期間について交付するものとす  
 る。
  - 18 第十一条第四項の規定は、貸金業者が第十六項の書面を作成する場  
 合について準用する。

第十四条 削除

- の極度方式貸付けに係る契約の債務が複数残存するときは、合  
 せた債務)の額を記載することができる。)
  - 二 手形の割引の契約 次に掲げる事項
    - イ 前号に掲げる事項(同号ヲ、カ、ヨ及びビに掲げる事項を除く。  
 )
    - ロ 割り引いた手形の手形番号、手形金額及び満期
    - ハ 割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項
    - 三 売渡担保の契約 次に掲げる事項
      - イ 第一号に掲げる事項(同号力及びビに掲げる事項を除く。)
      - ロ 買戻しに関する事項(法第十七条第二項の規定により交付する  
 書面に記載されているとき、又は記載されているものより有利な  
 ものであるときは、記載を省略することができる。)
      - ハ 売渡目的物の内容(法第十七条第二項の規定により交付する書  
 面に記載されている売渡目的物については、記載を省略すること  
 ができる。)
      - 四 金銭の貸借の媒介の契約 次に掲げる事項
        - イ 第一号に掲げる事項(同号ヲから力まで、ネ及びビに掲げる事  
 項を除く。)
        - ロ 媒介手数料の計算の方法(法第十七条第二項の規定により交付  
 する書面に記載されているとき、又は記載されているものより有  
 利なものであるときは、省略することができる。)、及びその金額
    - 9l 前項の書面は、一定期間において貸付けに係る契約を締結したとき  
 又は弁済を受領したときに、当該一定期間について交付するものとす  
 る。
    - 10 第十一条第四項の規定は、貸金業者が第八項の書面を作成する場合  
 について準用する。

第十四条 削除

- の極度方式貸付けに係る契約の債務が複数残存するときは、合  
 せた債務)の額を記載することができる。)
  - 二 手形の割引の契約 次に掲げる事項
    - イ 前号に掲げる事項(同号ヲ、カ、ヨ及びビに掲げる事項を除く。  
 )
    - ロ 割り引いた手形の手形番号、手形金額及び満期
    - ハ 割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項
    - 三 売渡担保の契約 次に掲げる事項
      - イ 第一号に掲げる事項(同号力及びビに掲げる事項を除く。)
      - ロ 買戻しに関する事項(法第十七条第二項の規定により交付する  
 書面に記載されているとき、又は記載されているものより有利な  
 ものであるときは、記載を省略することができる。)
      - ハ 売渡目的物の内容(法第十七条第二項の規定により交付する書  
 面に記載されている売渡目的物については、記載を省略すること  
 ができる。)
      - 四 金銭の貸借の媒介の契約 次に掲げる事項
        - イ 第一号に掲げる事項(同号ヲから力まで、ネ及びビに掲げる事  
 項を除く。)
        - ロ 媒介手数料の計算の方法(法第十七条第二項の規定により交付  
 する書面に記載されているとき、又は記載されているものより有  
 利なものであるときは、省略することができる。)、及びその金額
    - 9l 前項の書面は、一定期間において貸付けに係る契約を締結したとき  
 又は弁済を受領したときに、当該一定期間について交付するものとす  
 る。
    - 10 第十一条第四項の規定は、貸金業者が第八項の書面を作成する場合  
 について準用する。

第十四条 削除

- (保証契約についての書面の交付)
- 第十四条 法第十七条第四号に規定する内閣府令で定める事項は  
 次の各号に掲げる保証の対象となる貸付けに係る契約の区分に応じ、  
 当該各号に定める事項とする。
- 一 金銭の貸付けの契約(次号及び第三号に掲げる契約を除く。)(次  
 に掲げる事項)
  - イ 保証契約の種類及び効力(極度額の説明を含む。)
  - ロ 貸付けに係る契約に基づく債務の残高の総額
  - ハ 保証債務の極度額(貸付けに係る契約の元本の極度額を定めて  
 貸付けに係る契約の保証契約を締結しようとするときは、その旨  
 の記載を含む。以下同じ。)(その他の保証人が負担する債務の範囲  
 の記載を含む。)
  - ニ 貸付けに係る契約の契約年月日
  - ホ 貸付けに係る契約の貸付けの金額
  - ヘ 貸付けに係る契約の利率
  - ト 貸付けに係る契約に基づく債務の返済の方式
  - リ 貸付けに係る契約に基づく債務の返済期間及び返済回数
  - ル 貸付けに係る契約に賠償額の予定に関する定めがあるとき、且、  
 その内容
  - ヲ 主たる債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事  
 項
  - 川 貸付けに係る契約の利息の計算の方法
  - ク 貸付けに係る契約に基づく債務の各回の返済期日及び返済金額
  - コ 契約上、貸付けに係る契約に基づく債務の返済期日前の返済が  
 できるか否か及び返済ができるときは、その内容
  - カ 貸付けに係る契約に期限の利益の喪失の定めがあるときは、そ  
 の旨及びその内容(利息制限法第一条第一項に規定する利率を超  
 えないう範囲においてのみ効力を有する旨を含む。)
  - キ 貸付けに係る契約に基づく債務の残高及びその内訳(元本、利  
 息及び当該貸付けに係る契約に基づく債務の不履行による賠償額  
 の別をいす。)
- 外 法第十七条第二号に掲げる保証期間の定めがないときは、  
 その旨
- 二 手形の割引の契約 次に掲げる事項
  - イ 前号イ及びロに掲げる事項
  - ロ 前号ハに掲げる事項
  - ハ 前号ニからリまで、ル及びワからタまでに掲げる事項
- 三 割り引いた手形の手形番号、手形金額及び満期
- ホ 割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項
- 三 売渡担保の契約 次に掲げる事項
  - イ 第一号イ及びロに掲げる事項
  - ロ 第一号ハに掲げる事項
  - ハ 第一号ニからタまでに掲げる事項
- 二 買戻しに関する事項

<p>(受取証書の交付)</p> <p>第十五条 法第十八条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項(金銭の貸借の媒介手数料を受領したときにあつては、第五号に掲げる事項を除く。)とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 弁済を受けた旨を示す文字</li> <li>二 貸金業者の登録番号</li> <li>三 債務者の商号、名称又は氏名</li> <li>四 債務者(貸付けに係る契約について保証契約を締結したときにあつては、主たる債務者)以外の者が債務の弁済をした場合においては、その者の商号、名称又は氏名</li> <li>五 当該弁済後の残存債務の額</li> </ol> <p>2 前項第二号及び第三号に掲げる事項については、弁済を受けた債権に係る貸付けの契約を契約番号その他により明示することをもつて、当該事項の記載に代えることができる。</p> <p>3) 法第十八条第一項に規定する書面には、同項各号に規定する事項を</p>	<p>(受取証書の交付)</p> <p>第十五条 法第十八条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項(金銭の貸借の媒介手数料を受領したときにあつては、第五号に掲げる事項を除く。)とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 弁済を受けた旨を示す文字</li> <li>二 貸金業者の登録番号</li> <li>三 債務者の商号、名称又は氏名</li> <li>四 債務者(貸付けに係る契約について保証契約を締結したときにあつては、主たる債務者)以外の者が債務の弁済をした場合においては、その者の商号、名称又は氏名</li> <li>五 当該弁済後の残存債務の額</li> </ol> <p>2 前項第二号及び第三号に掲げる事項については、弁済を受けた債権に係る貸付けの契約を契約番号その他により明示することをもつて、当該事項の記載に代えることができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(受取証書の交付)</p> <p>第十五条 法第十八条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項(金銭の貸借の媒介手数料を受領したときにあつては、第五号に掲げる事項を除く。)とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 弁済を受けた旨を示す文字</li> <li>二 貸金業者の登録番号</li> <li>三 債務者の商号、名称又は氏名</li> <li>四 債務者(貸付けに係る契約について保証契約を締結したときにあつては、主たる債務者)以外の者が債務の弁済をした場合においては、その者の商号、名称又は氏名</li> <li>五 当該弁済後の残存債務の額</li> </ol> <p>2 前項第二号及び第三号に掲げる事項については、弁済を受けた債権に係る貸付けの契約を契約番号その他により明示することをもつて、当該事項の記載に代えることができる。</p>	<p>ホ 売渡目的物の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>四 金銭の貸借の媒介の契約 次に掲げる事項       <ol style="list-style-type: none"> <li>イ 第一号イ及びロに掲げる事項</li> <li>ロ 第一号ハに掲げる事項</li> <li>ハ 第一号ニからリまで及びヲからタまでに掲げる事項</li> <li>ニ 媒介手数料の計算の方法及びその金額</li> </ol> </li> <li>2) 法第十七条第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。       <ol style="list-style-type: none"> <li>一 保証契約に基づく債務の弁済の方式</li> <li>二 保証契約に賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容</li> <li>三 貸金業者の登録番号</li> <li>四 主たる債務者及び保証人の商号、名称又は氏名及び住所</li> <li>五 貸付けの契約に関し貸金業者が受け取る書面の内容</li> <li>六 保証人が負担すべき保証債務以外の金銭に関する事項</li> <li>七 保証契約に基づく債務の弁済の方法及び弁済を受ける場所</li> <li>八 保証契約に期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容(利息制限法第一條第一項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。)</li> <li>九 貸付けの契約に基づく債権につき物的担保を供せざるときは、当該担保の内容</li> <li>十 貸付けに係る契約に基づく債権の一部が弁済その他の事由により消滅したときは、その事由、金額及び年月日</li> <li>十一 保証契約上、保証人が保証契約を解除できるときは解除事由、解除できないときはその旨</li> </ol> </li> <li>3) 法第十七条第二項の規定により、保証契約の内容を説明する書面を保証人となる者(以下「保証人」とする)に交付するときは、次の各号に掲げる書面の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した二種類の書面を同時に交付しなければならない。       <ol style="list-style-type: none"> <li>一 当該保証契約の概要を記載した書面(法第十七条第二項第一号から第三号まで及び第六号、第一項第一号イからハまで、同項第二号イ及びロ、同項第三号イ及びロ、同項第四号イ及びロ並びに前項第三号及び第四号に掲げる事項)</li> <li>二 当該保証契約の詳細を記載した書面(保証の対象となる貸付けに係る契約が二以上ある場合には、当該契約ごとに記載しなければならない。)(法第十七条第一項第一号から第三号まで、同項第五号並びに第一項第一号(同号イ及びロを除く。)(第二号)(同号イを除く。)(第三号)(同号イを除く。)(及び第四号)(同号イを除く。)(並びに前項各号に掲げる事項)</li> </ol> </li> <li>4) 法第十七条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。       <ol style="list-style-type: none"> <li>一 法第十七条第二項各号に掲げる事項</li> <li>二 保証契約の契約年月日</li> </ol> </li> <li>5) 貸金業者は、法第十七条第四項の規定により、同条第一項各号に掲げる事項については、当該貸付けに係る契約の内容を明らかにする書面を当該保証人に交付する場合において、保証の対象となる貸付けに係る契約が二以上あるときは、当該契約ごとに当該各号に掲げる事項を記載しなければならない。</li> <li>6) 貸金業者は、法第十七条第四項後段の規定により、同条第一項各号に掲げる事項について当該貸付けに係る契約の内容を明らかにする書面を当該保証人に交付する場合には、保証の対象となる貸付けに係る契約を締結すること、遅滞なく、当該書面を交付しなければならない。</li> <li>7) 第十一條第三項の規定は、貸金業者が法第十七条第二項から第四項までの規定により交付すべき書面を作成する場合において準用する。</li> </ol>
<p>(受取証書の交付)</p> <p>第十五条 法第十八条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項(金銭の貸借の媒介手数料を受領したときにあつては、第五号に掲げる事項を除く。)とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 弁済を受けた旨を示す文字</li> <li>二 貸金業者の登録番号</li> <li>三 債務者の商号、名称又は氏名</li> <li>四 債務者(貸付けに係る契約について保証契約を締結したときにあつては、主たる債務者)以外の者が債務の弁済をした場合においては、その者の商号、名称又は氏名</li> <li>五 当該弁済後の残存債務の額</li> </ol> <p>2 前項第二号及び第三号に掲げる事項については、弁済を受けた債権に係る貸付けの契約を契約番号その他により明示することをもつて、当該事項の記載に代えることができる。</p> <p>3) 法第十八条第一項に規定する書面には、同項各号に規定する事項を</p>	<p>(受取証書の交付)</p> <p>第十五条 法第十八条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項(金銭の貸借の媒介手数料を受領したときにあつては、第五号に掲げる事項を除く。)とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 弁済を受けた旨を示す文字</li> <li>二 貸金業者の登録番号</li> <li>三 債務者の商号、名称又は氏名</li> <li>四 債務者(貸付けに係る契約について保証契約を締結したときにあつては、主たる債務者)以外の者が債務の弁済をした場合においては、その者の商号、名称又は氏名</li> <li>五 当該弁済後の残存債務の額</li> </ol> <p>2 前項第二号及び第三号に掲げる事項については、弁済を受けた債権に係る貸付けの契約を契約番号その他により明示することをもつて、当該事項の記載に代えることができる。</p>	<p>(受取証書の交付)</p> <p>第十五条 法第十八条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項(金銭の貸借の媒介手数料を受領したときにあつては、第五号に掲げる事項を除く。)とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 弁済を受けた旨を示す文字</li> <li>二 貸金業者の登録番号</li> <li>三 債務者の商号、名称又は氏名</li> <li>四 債務者(貸付けに係る契約について保証契約を締結したときにあつては、主たる債務者)以外の者が債務の弁済をした場合においては、その者の商号、名称又は氏名</li> <li>五 当該弁済後の残存債務の額</li> </ol> <p>2 前項第二号及び第三号に掲げる事項については、弁済を受けた債権に係る貸付けの契約を契約番号その他により明示することをもつて、当該事項の記載に代えることができる。</p>	<p>ホ 売渡目的物の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>四 金銭の貸借の媒介の契約 次に掲げる事項       <ol style="list-style-type: none"> <li>イ 第一号イ及びロに掲げる事項</li> <li>ロ 第一号ハに掲げる事項</li> <li>ハ 第一号ニからリまで及びヲからタまでに掲げる事項</li> <li>ニ 媒介手数料の計算の方法及びその金額</li> </ol> </li> <li>2) 法第十七条第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。       <ol style="list-style-type: none"> <li>一 保証契約に基づく債務の弁済の方式</li> <li>二 保証契約に賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容</li> <li>三 貸金業者の登録番号</li> <li>四 主たる債務者及び保証人の商号、名称又は氏名及び住所</li> <li>五 貸付けの契約に関し貸金業者が受け取る書面の内容</li> <li>六 保証人が負担すべき保証債務以外の金銭に関する事項</li> <li>七 保証契約に基づく債務の弁済の方法及び弁済を受ける場所</li> <li>八 保証契約に期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容(利息制限法第一條第一項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。)</li> <li>九 貸付けの契約に基づく債権につき物的担保を供せざるときは、当該担保の内容</li> <li>十 貸付けに係る契約に基づく債権の一部が弁済その他の事由により消滅したときは、その事由、金額及び年月日</li> <li>十一 保証契約上、保証人が保証契約を解除できるときは解除事由、解除できないときはその旨</li> </ol> </li> <li>3) 法第十七条第二項の規定により、保証契約の内容を説明する書面を保証人となる者(以下「保証人」とする)に交付するときは、次の各号に掲げる書面の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した二種類の書面を同時に交付しなければならない。       <ol style="list-style-type: none"> <li>一 当該保証契約の概要を記載した書面(法第十七条第二項第一号から第三号まで及び第六号、第一項第一号イからハまで、同項第二号イ及びロ、同項第三号イ及びロ、同項第四号イ及びロ並びに前項第三号及び第四号に掲げる事項)</li> <li>二 当該保証契約の詳細を記載した書面(保証の対象となる貸付けに係る契約が二以上ある場合には、当該契約ごとに記載しなければならない。)(法第十七条第一項第一号から第三号まで、同項第五号並びに第一項第一号(同号イ及びロを除く。)(第二号)(同号イを除く。)(第三号)(同号イを除く。)(及び第四号)(同号イを除く。)(並びに前項各号に掲げる事項)</li> </ol> </li> <li>4) 法第十七条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。       <ol style="list-style-type: none"> <li>一 法第十七条第二項各号に掲げる事項</li> <li>二 保証契約の契約年月日</li> </ol> </li> <li>5) 貸金業者は、法第十七条第四項の規定により、同条第一項各号に掲げる事項については、当該貸付けに係る契約の内容を明らかにする書面を当該保証人に交付する場合において、保証の対象となる貸付けに係る契約が二以上あるときは、当該契約ごとに当該各号に掲げる事項を記載しなければならない。</li> <li>6) 貸金業者は、法第十七条第四項後段の規定により、同条第一項各号に掲げる事項について当該貸付けに係る契約の内容を明らかにする書面を当該保証人に交付する場合には、保証の対象となる貸付けに係る契約を締結すること、遅滞なく、当該書面を交付しなければならない。</li> <li>7) 第十一條第三項の規定は、貸金業者が法第十七条第二項から第四項までの規定により交付すべき書面を作成する場合において準用する。</li> </ol>



五 貸付けの契約に基づく債権の譲渡契約の書面（第一項第六号に掲げる事項を記載したものに限り。） 第一項第六号に掲げる事項

第十七条 貸金業者は法第十九条の帳簿を、貸付けの契約ごとに、当該契約に定められた最終の返済期日（当該契約に基づく債権が弁済その他の事由により消滅したときにあつては、当該債権の消滅した日）から少なくとも十年間保存しなければならない。ただし、極度方式基本契約を締結した場合には、当該極度方式基本契約及び当該極度方式基本契約に基づくすべての極度方式貸付けに係る契約について、当該極度方式基本契約の解除の日又はこれらの契約に定められた最終の返済期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく債権のすべてが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、消滅した日）のうちいずれか遅い日から少なくとも十年間保存しなければならない。

2 貸金業者は、その営業所等が自動契約受付機又は現金自動設備であるときは、帳簿の備付けを行うことを要しない。

- (法第十九条の二前段の内閣府令で定める者)
- 第十七条の二 法第十九条の二前段に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。
- 一 債務者等又は債務者等であつた者の法定代理人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
  - 二 債務者等又は債務者等であつた者から法第十九条の二前段の請求について代理権を付与された者
  - 三 債務者等又は債務者等であつた者の相続人
  - 四 債務者等若しくは債務者等であつた者のために又は債務者等若しくは債務者等であつた者に代わつて弁済をした者

(帳簿の閲覧方法)

第十七条の三 貸金業者は、法第十九条の規定に基づき、同条の帳簿をその営業所等ごとに備え置き、法第十九条の二後段に規定するときに除くほか、その営業時間内に、請求者の請求に応じて閲覧又は謄写をさせなければならない。

(罰則)

(特定公正証書の作成に係る説明事項)

第十八条 法第二十條第三項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書に記載された内容の債務の不履行の場合には、貸金業者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができ旨とする。

2 法第二十條第三項に規定する書面は、同項各号に掲げる事項を日本工業規格Z八三〇五に規定する八ボイーン以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

(取立て行為の規制)

第十九条 法第二十一條第一項第一号（法第二十四條第二項、法第二十四條の二第二項、法第二十四條の三第二項、法第二十四條の四第二項、法第二十四條の五第二項及び法第二十四條の六において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める時間帯は、午後九時から午前八時までの間とする。

2 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、法第二十一條第二項（法第二十四條第二項、法第二十四條の二第二項、法第二十四條の三第二項、法第二十四條の四第二項、法第二十四條の五第二項及び法第二十四條の六において準用する場合を含む。）の規定により、債務者等に対し、支払を催告するために書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、当該書面に封をする方法、本人のみが使用していることが明らかな電子メールアドレスに電子メールを送付する方法その他の債務者の借入れに関する事実が債務者等以外の者に明らかにならない方法により行わなければならない。

五 貸付けの契約に基づく債権の譲渡契約の書面（第一項第六号に掲げる事項を記載したものに限り。） 第一項第六号に掲げる事項

第十七条 貸金業者は法第十九条の帳簿を、貸付けの契約ごとに、当該契約に定められた最終の返済期日（当該契約に基づく債権が弁済その他の事由により消滅したときにあつては、当該債権の消滅した日）から少なくとも十年間保存しなければならない。ただし、極度方式基本契約を締結した場合には、当該極度方式基本契約及び当該極度方式基本契約に基づくすべての極度方式貸付けに係る契約について、当該極度方式基本契約の解除の日又はこれらの契約に定められた最終の返済期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく債権のすべてが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、消滅した日）のうちいずれか遅い日から少なくとも十年間保存しなければならない。

2 貸金業者は、その営業所等が自動契約受付機又は現金自動設備であるときは、帳簿の備付けを行うことを要しない。

- (法第十九条の二前段の内閣府令で定める者)
- 第十七条の二 法第十九条の二前段に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。
- 一 債務者等又は債務者等であつた者の法定代理人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
  - 二 債務者等又は債務者等であつた者から法第十九条の二前段の請求について代理権を付与された者
  - 三 債務者等又は債務者等であつた者の相続人
  - 四 債務者等若しくは債務者等であつた者のために又は債務者等若しくは債務者等であつた者に代わつて弁済をした者

(帳簿の閲覧方法)

第十七条の三 貸金業者は、法第十九条の規定に基づき、同条の帳簿をその営業所等ごとに備え置き、法第十九条の二後段に規定するときに除くほか、その営業時間内に、請求者の請求に応じて閲覧又は謄写をさせなければならない。

(電話担保金融に係る契約についての書類の備付け)

第十七条の四 貸金業者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律附則第十四項に規定する電話担保金融を行ったときは、その都度、当該電話担保金融に關し設定された質権の登録請求書に記載された質権者たる事業協同組合により原本の記載と相違ない旨の証明がなされた当該請求書の副本（電話加入権質に関する臨時特例法施行規則第十三条に規定する登録請求書の副本をいう。）の写しをその営業所又は事務所に備え付けなければならない。

(特定公正証書の作成に係る説明事項)

第十八条 法第二十條第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書に記載された内容の債務の不履行の場合には、貸金業者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができ旨とする。

(新設)

(取立て行為の規制)

第十九条 法第二十一條第一項第一号（法第二十四條第二項、法第二十四條の二第二項、法第二十四條の三第二項、法第二十四條の四第二項、法第二十四條の五第二項及び法第二十四條の六において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める時間帯は、午後九時から午前八時までの間とする。

2 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、法第二十一條第二項（法第二十四條第二項、法第二十四條の二第二項、法第二十四條の三第二項、法第二十四條の四第二項、法第二十四條の五第二項及び法第二十四條の六において準用する場合を含む。）の規定により、債務者等に対し、支払を催告するために書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、当該書面に封をする方法、本人のみが使用していることが明らかな電子メールアドレスに電子メールを送付する方法その他の債務者の借入れに関する事実が債務者等以外の者に明らかにならない方法により行わなければならない。

五 貸付けの契約に基づく債権の譲渡契約の書面（第一項第六号に掲げる事項を記載したものに限り。） 第一項第六号に掲げる事項

第十七条 貸金業者は法第十九条の帳簿を、貸付けの契約ごとに、当該契約に定められた最終の返済期日（当該契約に基づく債権が弁済その他の事由により消滅したときにあつては、当該債権の消滅した日）から少なくとも十年間保存しなければならない。ただし、極度方式基本契約を締結した場合には、当該極度方式基本契約及び当該極度方式基本契約に基づくすべての極度方式貸付けに係る契約について、当該極度方式基本契約の解除の日又はこれらの契約に定められた最終の返済期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく債権のすべてが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、消滅した日）のうちいずれか遅い日から少なくとも十年間保存しなければならない。

2 貸金業者は、その営業所等が自動契約受付機又は現金自動設備であるときは、帳簿の備付けを行うことを要しない。

- (法第十九条の二前段の内閣府令で定める者)
- 第十七条の二 法第十九条の二前段に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。
- 一 債務者等又は債務者等であつた者の法定代理人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
  - 二 債務者等又は債務者等であつた者から法第十九条の二前段の請求について代理権を付与された者
  - 三 債務者等又は債務者等であつた者の相続人
  - 四 債務者等若しくは債務者等であつた者のために又は債務者等若しくは債務者等であつた者に代わつて弁済をした者

(帳簿の閲覧方法)

第十七条の三 貸金業者は、法第十九条の規定に基づき、同条の帳簿をその営業所等ごとに備え置き、法第十九条の二後段に規定するときに除くほか、その営業時間内に、請求者の請求に応じて閲覧又は謄写をさせなければならない。

(電話担保金融に係る契約についての書類の備付け)

第十七条の四 貸金業者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律附則第十四項に規定する電話担保金融を行ったときは、その都度、当該電話担保金融に關し設定された質権の登録請求書に記載された質権者たる事業協同組合により原本の記載と相違ない旨の証明がなされた当該請求書の副本（電話加入権質に関する臨時特例法施行規則第十三条に規定する登録請求書の副本をいう。）の写しをその営業所又は事務所に備え付けなければならない。

(特定公正証書の作成に係る説明事項)

第十八条 法第二十條第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書に記載された内容の債務の不履行の場合には、貸金業者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができ旨とする。

(新設)

(取立て行為の規制)

第十九条 法第二十一條第一項第一号（法第二十四條第二項、法第二十四條の二第二項、法第二十四條の三第二項、法第二十四條の四第二項、法第二十四條の五第二項及び法第二十四條の六において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める時間帯は、午後九時から午前八時までの間とする。

2 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、法第二十一條第二項（法第二十四條第二項、法第二十四條の二第二項、法第二十四條の三第二項、法第二十四條の四第二項、法第二十四條の五第二項及び法第二十四條の六において準用する場合を含む。）の規定により、債務者等に対し、支払を催告するために書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、当該書面に封をする方法、本人のみが使用していることが明らかな電子メールアドレスに電子メールを送付する方法その他の債務者の借入れに関する事実が債務者等以外の者に明らかにならない方法により行わなければならない。

三 貸付けの契約に基づく債権の譲渡契約の書面（第一項第五号に掲げる事項を記載したものに限り。） 第一項第五号に掲げる事項

第十七条 貸金業者は、法第十九条の帳簿を、貸付けの契約ごとに、当該契約に定められた最終の返済期日（当該契約に基づく債権が弁済その他の事由により消滅したときにあつては、当該債権の消滅した日）から少なくとも三年間保存しなければならない。

2 貸金業者は、その営業所等が現金自動設備であるときは、帳簿の備付けを行うことを要しない。

(新設)

- (新設)
- 一 債務者等又は債務者等であつた者の法定代理人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
  - 二 債務者等又は債務者等であつた者から法第十九条の二前段の請求について代理権を付与された者
  - 三 債務者等又は債務者等であつた者の相続人
  - 四 債務者等若しくは債務者等であつた者のために又は債務者等若しくは債務者等であつた者に代わつて弁済をした者

(電話担保金融に係る契約についての書類の備付け)

第十七条の二 貸金業者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律附則第十四項に規定する電話担保金融を行ったときは、その都度、当該電話担保金融に關し設定された質権の登録請求書に記載された質権者たる事業協同組合により原本の記載と相違ない旨の証明がなされた当該請求書の副本（電話加入権質に関する臨時特例法施行規則第十三条に規定する登録請求書の副本をいう。）の写しをその営業所又は事務所に備え付けなければならない。

(新設)

(委任状の記載事項)

第十八条 法第二十條に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第二十七條第一項各号（第三号、第四号、第八号及び第九号を除く。）に掲げる事項
- 二 第十三条第一項第一号イ及び又に掲げる事項
- 三 保証人から取得する委任状（法第二十條に規定する委任状をいう。以下同じ。）であるときは、法第二十七條第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項、保証契約の契約年月日並びに保証債務の極度額その他の保証人が負担する債務の範囲

(取立て行為の規制)

第十九条 法第二十一條第一項第一号（法第二十四條第二項、法第二十四條の二第二項、法第二十四條の三第二項、法第二十四條の四第二項、法第二十四條の五第二項及び法第二十四條の六において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める時間帯は、午後九時から午前八時までの間とする。

2 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、法第二十一條第二項（法第二十四條第二項、法第二十四條の二第二項、法第二十四條の三第二項、法第二十四條の四第二項、法第二十四條の五第二項及び法第二十四條の六において準用する場合を含む。）の規定により、債務者等に対し、支払を催告するために書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、当該書面に封をする方法、本人のみが使用していることが明らかな電子メールアドレスに電子メールを送付する方法その他の債務者の借入れに関する事実が債務者等以外の者に明らかにならない方法により行わなければならない。















係る貸付けの契約の相手方その他の当該契約に基づく債権の全部又は一部について弁済をする者に対し、次に掲げる事項を通知し、当該弁済をする者が第三号に規定する一定の期間内に第一号及び第二号に掲げる事項について異議を述べないこととする。

- 一 法第二十四条の二第二項において準用する法第十八条第四項の規定により同条第一項に規定する書面の交付又は同条第三項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により同条第一項の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付に代えて同条第一項若しくは第三項に規定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する旨
- 二 その用いる電磁的方法の種類及び内容として、次に掲げる事項
- イ 第一条第一項第二号に規定する方法のうち保証業者が使用するもの
- ロ ファイルへの記録の方式
- 三 前二号に掲げる事項について異議があるときは、一定の期間内に異議を述べらるべき旨

7 第五項第三号及び前項第三号の期間は、一月を下つてはならない。

(保証等に係る求償権等取得後の帳簿の備付け)  
第二十六条の四の二 第十六条の規定は、保証業者が法第二十四条の二第二項において準用する法第十九条の帳簿を作成する場合について準用する。この場合において、第十六条第一項第二号中「第二号から」とあるのは「第四号から」と、同項第三号中「締結したとき」とあるのは「締結されているとき、又は締結したとき」と読み替えるものとする。

第二十六条の四の三 保証業者は、法第二十四条の二第二項において準用する法第十九条の帳簿を、取得した保証等に係る求償権等ごとに、当該求償権等の最終の返済期日(当該求償権等が弁済その他の事由により消滅したときにあつては、当該求償権等の消滅した日)から少なくとも十年間保存しなければならない。ただし、当該求償権等が極度方式貸付けに係る契約に係るものである場合には、当該求償権等に係る極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等のうち取得したものの最終の返済期日(これらの求償権等のすべてが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、消滅した日)のうち最後のものから少なくとも十年間保存しなければならない。

2 保証業者は、その営業所等が現金自動設備であるときは、帳簿の備付けを行うことを要しない。

(保証等に係る求償権等取得後の帳簿の閲覧方法)  
第二十六条の四の四 保証業者は、法第二十四条の二第二項において準用する法第十九条の規定に基づき、同条の帳簿をその営業所等(営業所等を有しない者にあつては、住所又は居所)に備え置き、法第二十四条の二第二項において準用する法第十九条の二後段に規定するときは除くほか、その営業時間内に、請求者の請求に応じて閲覧又は謄写をさせなければならない。

- (法第二十四条の二第二項において準用する法第十九条の二の内閣府令で定める者)
- 一 法第二十四条の二第二項において準用する法第十九条の二の債務者等(以下、この条において「債務者等」という。)又は債務者等であつた者の法定代理人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
  - 二 債務者等又は債務者等であつた者から法第二十四条の二第二項において準用する法第十九条の二の請求について代理権を付与された者
  - 三 債務者等又は債務者等であつた者の相続人
  - 四 債務者等若しくは債務者等であつた者のために又は債務者等若しくは債務者等であつた者に代わつて弁済をした者

(保証等に係る求償権等取得後の特定公正証書の作成に係る説明事項)  
第二十六条の五 法第二十四条の二第二項において準用する法第二十条第三項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書に記載された内容の債務の不履行の場合には、保証業者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をす

係る貸付けの契約の相手方その他の当該契約に基づく債権の全部又は一部について弁済をする者に対し、次に掲げる事項を通知し、当該弁済をする者が第三号に規定する一定の期間内に第一号及び第二号に掲げる事項について異議を述べないこととする。

- 一 法第二十四条の二第二項において準用する法第十八条第四項の規定により同条第一項に規定する書面の交付又は同条第三項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により同条第一項の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付に代えて同条第一項若しくは第三項に規定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する旨
- 二 その用いる電磁的方法の種類及び内容として、次に掲げる事項
- イ 第一条第一項第二号に規定する方法のうち保証業者が使用するもの
- ロ ファイルへの記録の方式
- 三 前二号に掲げる事項について異議があるときは、一定の期間内に異議を述べらるべき旨

6 第四項第三号及び前項第三号の期間は、一月を下つてはならない。

(保証等に係る求償権等取得後の帳簿の備付け)  
第二十六条の四の二 第十六条の規定は、保証業者が法第二十四条の二第二項において準用する法第十九条の帳簿を作成する場合について準用する。この場合において、第十六条第一項第二号中「第二号から」とあるのは「第四号から」と、同項第三号中「締結したとき」とあるのは「締結されているとき、又は締結したとき」と読み替えるものとする。

第二十六条の四の三 保証業者は、法第二十四条の二第二項において準用する法第十九条の帳簿を、取得した保証等に係る求償権等ごとに、当該求償権等の最終の返済期日(当該求償権等が弁済その他の事由により消滅したときにあつては、当該求償権等の消滅した日)から少なくとも十年間保存しなければならない。ただし、当該求償権等が極度方式貸付けに係る契約に係るものである場合には、当該求償権等に係る極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等のうち取得したものの最終の返済期日(これらの求償権等のすべてが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、消滅した日)のうち最後のものから少なくとも十年間保存しなければならない。

2 保証業者は、その営業所等が現金自動設備であるときは、帳簿の備付けを行うことを要しない。

(保証等に係る求償権等取得後の帳簿の閲覧方法)  
第二十六条の四の四 保証業者は、法第二十四条の二第二項において準用する法第十九条の規定に基づき、同条の帳簿をその営業所等(営業所等を有しない者にあつては、住所又は居所)に備え置き、法第二十四条の二第二項において準用する法第十九条の二後段に規定するときは除くほか、その営業時間内に、請求者の請求に応じて閲覧又は謄写をさせなければならない。

- (法第二十四条の二第二項において準用する法第十九条の二の内閣府令で定める者)
- 一 法第二十四条の二第二項において準用する法第十九条の二の債務者等(以下、この条において「債務者等」という。)又は債務者等であつた者の法定代理人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
  - 二 債務者等又は債務者等であつた者から法第二十四条の二第二項において準用する法第十九条の二の請求について代理権を付与された者
  - 三 債務者等又は債務者等であつた者の相続人
  - 四 債務者等若しくは債務者等であつた者のために又は債務者等若しくは債務者等であつた者に代わつて弁済をした者

(保証等に係る求償権等取得後の特定公正証書の作成に係る説明事項)  
第二十六条の五 法第二十四条の二第二項において準用する法第二十条第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書に記載された内容の債務の不履行の場合には、保証業者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をす

係る貸付けの契約の相手方その他の当該契約に基づく債権の全部又は一部について弁済をする者に対し、次に掲げる事項を通知し、当該弁済をする者が第三号に規定する一定の期間内に第一号及び第二号に掲げる事項について異議を述べないこととする。

- 一 法第二十四条の二第二項において準用する法第十八条第四項の規定により同条第一項に規定する書面の交付又は同条第三項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により同条第一項の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付に代えて同条第一項若しくは第三項に規定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する旨
- 二 その用いる電磁的方法の種類及び内容として、次に掲げる事項
- イ 第一条第一項第二号に規定する方法のうち保証業者が使用するもの
- ロ ファイルへの記録の方式
- 三 前二号に掲げる事項について異議があるときは、一定の期間内に異議を述べらるべき旨

6 第四項第三号及び前項第三号の期間は、一月を下つてはならない。

(保証等に係る求償権等取得後の帳簿の備付け)  
第二十六条の四の二 第十六条の規定は、保証業者が法第二十四条の二第二項において準用する法第十九条の帳簿を作成する場合について準用する。この場合において、第十六条第一項第二号中「第二号から」とあるのは「第四号から」と、同項第三号中「締結したとき」とあるのは「締結されているとき、又は締結したとき」と読み替えるものとする。

第二十六条の四の三 保証業者は、法第二十四条の二第二項において準用する法第十九条の帳簿を、取得した保証等に係る求償権等ごとに、当該求償権等の最終の返済期日(当該求償権等が弁済その他の事由により消滅したときにあつては、当該求償権等の消滅した日)から少なくとも十年間保存しなければならない。ただし、当該求償権等が極度方式貸付けに係る契約に係るものである場合には、当該求償権等に係る極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等のうち取得したものの最終の返済期日(これらの求償権等のすべてが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、消滅した日)のうち最後のものから少なくとも十年間保存しなければならない。

2 保証業者は、その営業所等が現金自動設備であるときは、帳簿の備付けを行うことを要しない。

(保証等に係る求償権等取得後の帳簿の閲覧方法)  
第二十六条の四の四 保証業者は、法第二十四条の二第二項において準用する法第十九条の規定に基づき、同条の帳簿をその営業所等(営業所等を有しない者にあつては、住所又は居所)に備え置き、法第二十四条の二第二項において準用する法第十九条の二後段に規定するときは除くほか、その営業時間内に、請求者の請求に応じて閲覧又は謄写をさせなければならない。

- (法第二十四条の二第二項において準用する法第十九条の二の内閣府令で定める者)
- 一 法第二十四条の二第二項において準用する法第十九条の二の債務者等(以下、この条において「債務者等」という。)又は債務者等であつた者の法定代理人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
  - 二 債務者等又は債務者等であつた者から法第二十四条の二第二項において準用する法第十九条の二の請求について代理権を付与された者
  - 三 債務者等又は債務者等であつた者の相続人
  - 四 債務者等若しくは債務者等であつた者のために又は債務者等若しくは債務者等であつた者に代わつて弁済をした者

(保証等に係る求償権等取得後の特定公正証書の作成に係る説明事項)  
第二十六条の五 法第二十四条の二第二項において準用する法第二十条第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書に記載された内容の債務の不履行の場合には、保証業者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をす

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(債権譲渡後の委任状の記載事項)  
第二十六条の五 法第二十四条の二第二項において準用する法第二十条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。  
一 法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第一項から第三号(保証等に係る求償権等の額に限る。)(までに掲げる事項  
二 次に掲げる事項





三 前二号に掲げる事項について異議があるときは、一定の期間内に異議を述べらるべき旨

61 法第二十四条の三第二項において準用する法第十八条第四項に規定する内閣府令で定める手続は、受託弁済者が、受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約の相手方その他の当該契約に基づく債権の全部又は一部について弁済をする者に対し、次に掲げる事項を通知し、当該弁済をする者が第三号に規定する一定の期間内に第一号及び第二号に掲げる事項について異議を述べないこととする。

一 法第二十四条の三第二項において準用する法第十八条第四項の規定により同条第一項に規定する書面の交付又は同条第三項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により同条第一項の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付に代えて同条第一項若しくは第三項に規定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する旨

二 その用いる電磁的方法の種類及び内容として、次に掲げる事項

イ 第一条第一項第二号に規定する方法のうち受託弁済者が使用するもの

ロ ファイルへの記録の方式

三 前二号に掲げる事項について異議があるときは、一定の期間内に異議を述べらるべき旨

71 第五項第三号及び前項第三号の期間は、一月を下つてはならない。

(受託弁済に係る求償権等取得後の帳簿の備付け)

第二十六条の九の二 第十六条の規定は、受託弁済者が法第二十四条の三第二項において準用する法第十九条の帳簿を作成する場合について準用する。この場合において、第十六条第一項第二号中「第二号から」とあるのは「第四号から」と、同項第三号中「締結したとき」とあるのは「締結されているとき、又は締結したとき」と読み替えるものとする。

第二十六条の九の三 受託弁済者は、法第二十四条の三第二項において準用する法第十九条の帳簿を、取得した受託弁済に係る求償権等ごとに、当該求償権等の最終の返済期日(当該求償権等が弁済その他の事由により消滅したとき)にあつては、当該求償権等の消滅した日)から少なくとも十年間保存しなければならない。ただし、当該求償権等が極度方式貸付けに係る契約に係るものである場合には、当該求償権等に係る極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権のうち取得したものの最終の返済期日(これらの求償権等のすべてが弁済その他の事由により消滅したとき)にあつては、消滅した日)のうち最後のものから少なくとも十年間保存しなければならない。

2 受託弁済者は、その営業所等が現金自動設備であるときは、帳簿の備付けを行うことを要しない。

(受託弁済に係る求償権等取得後の帳簿の閲覧方法)

第二十六条の九の四 受託弁済者は、法第二十四条の三第二項において準用する法第十九条の規定に基づき、同条の帳簿をその営業所等(営業所等を有しない者にあつては、住所又は居所)に備え置き、法第二十四条の三第二項において準用する法第十九条の二後段に規定するときは除くほか、その営業時間内に、請求者の請求に応じて閲覧又は謄写をさせなければならない。

(法第二十四条の三第二項において準用する法第十九条の二の内閣府令で定める者)

第二十六条の九の五 法第二十四条の三第二項において準用する法第十九条の二前段に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法第二十四条の三第二項において準用する法第十九条の二の債務者等(以下、この条において「債務者等」という。)又は債務者等であつた者の法定代理人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

二 債務者等又は債務者等であつた者から法第二十四条の三第二項において準用する法第十九条の二の請求について代理権を付与された者

三 債務者等又は債務者等であつた者の相続人

四 債務者等若しくは債務者等であつた者のために又は債務者等若しくは債務者等であつた者に代わつて弁済をした者

(受託弁済に係る求償権等取得後の特定公正証書の作成に係る説明事項)

三 前二号に掲げる事項について異議があるときは、一定の期間内に異議を述べらるべき旨

51 法第二十四条の三第二項において準用する法第十八条第四項に規定する内閣府令で定める手続は、受託弁済者が、受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約の相手方その他の当該契約に基づく債権の全部又は一部について弁済をする者に対し、次に掲げる事項を通知し、当該弁済をする者が第三号に規定する一定の期間内に第一号及び第二号に掲げる事項について異議を述べないこととする。

一 法第二十四条の三第二項において準用する法第十八条第四項の規定により同条第一項に規定する書面の交付又は同条第三項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により同条第一項の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付に代えて同条第一項若しくは第三項に規定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する旨

二 その用いる電磁的方法の種類及び内容として、次に掲げる事項

イ 第一条第一項第二号に規定する方法のうち受託弁済者が使用するもの

ロ ファイルへの記録の方式

三 前二号に掲げる事項について異議があるときは、一定の期間内に異議を述べらるべき旨

61 第四項第三号及び前項第三号の期間は、一月を下つてはならない。

(受託弁済に係る求償権等取得後の帳簿の備付け)

第二十六条の九の二 第十六条の規定は、受託弁済者が法第二十四条の三第二項において準用する法第十九条の帳簿を作成する場合について準用する。この場合において、第十六条第一項第二号中「第二号から」とあるのは「第四号から」と、同項第三号中「締結したとき」とあるのは「締結されているとき、又は締結したとき」と読み替えるものとする。

第二十六条の九の三 受託弁済者は、法第二十四条の三第二項において準用する法第十九条の帳簿を、取得した受託弁済に係る求償権等ごとに、当該求償権等の最終の返済期日(当該求償権等が弁済その他の事由により消滅したとき)にあつては、当該求償権等の消滅した日)から少なくとも十年間保存しなければならない。ただし、当該求償権等が極度方式貸付けに係る契約に係るものである場合には、当該求償権等に係る極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権のうち取得したものの最終の返済期日(これらの求償権等のすべてが弁済その他の事由により消滅したとき)にあつては、消滅した日)のうち最後のものから少なくとも十年間保存しなければならない。

2 受託弁済者は、その営業所等が現金自動設備であるときは、帳簿の備付けを行うことを要しない。

(受託弁済に係る求償権等取得後の帳簿の閲覧方法)

第二十六条の九の四 受託弁済者は、法第二十四条の三第二項において準用する法第十九条の規定に基づき、同条の帳簿をその営業所等(営業所等を有しない者にあつては、住所又は居所)に備え置き、法第二十四条の三第二項において準用する法第十九条の二後段に規定するときは除くほか、その営業時間内に、請求者の請求に応じて閲覧又は謄写をさせなければならない。

(法第二十四条の三第二項において準用する法第十九条の二の内閣府令で定める者)

第二十六条の九の五 法第二十四条の三第二項において準用する法第十九条の二前段に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法第二十四条の三第二項において準用する法第十九条の二の債務者等(以下、この条において「債務者等」という。)又は債務者等であつた者の法定代理人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

二 債務者等又は債務者等であつた者から法第二十四条の三第二項において準用する法第十九条の二の請求について代理権を付与された者

三 債務者等又は債務者等であつた者の相続人

四 債務者等若しくは債務者等であつた者のために又は債務者等若しくは債務者等であつた者に代わつて弁済をした者

(受託弁済に係る求償権等取得後の特定公正証書の作成に係る説明事項)

三 前二号に掲げる事項について異議があるときは、一定の期間内に異議を述べらるべき旨

51 法第二十四条の三第二項において準用する法第十八条第四項に規定する内閣府令で定める手続は、受託弁済者が、受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約の相手方その他の当該契約に基づく債権の全部又は一部について弁済をする者に対し、次に掲げる事項を通知し、当該弁済をする者が第三号に規定する一定の期間内に第一号及び第二号に掲げる事項について異議を述べないこととする。

一 法第二十四条の三第二項において準用する法第十八条第四項の規定により同条第一項に規定する書面の交付又は同条第三項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により同条第一項の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付に代えて同条第一項若しくは第三項に規定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する旨

二 その用いる電磁的方法の種類及び内容として、次に掲げる事項

イ 第一条第一項第二号に規定する方法のうち受託弁済者が使用するもの

ロ ファイルへの記録の方式

三 前二号に掲げる事項について異議があるときは、一定の期間内に異議を述べらるべき旨

61 第四項第三号及び前項第三号の期間は、一月を下つてはならない。

(受託弁済に係る求償権等取得後の帳簿の備付け)

第二十六条の九の二 第十六条の規定は、受託弁済者が法第二十四条の三第二項において準用する法第十九条の帳簿を作成する場合について準用する。この場合において、第十六条第一項第二号中「第二号から」とあるのは「第四号から」と、同項第三号中「締結したとき」とあるのは「締結されているとき、又は締結したとき」と読み替えるものとする。

第二十六条の九の三 受託弁済者は、法第二十四条の三第二項において準用する法第十九条の帳簿を、取得した受託弁済に係る求償権等ごとに、当該求償権等の最終の返済期日(当該求償権等が弁済その他の事由により消滅したとき)にあつては、当該求償権等の消滅した日)から少なくとも十年間保存しなければならない。ただし、当該求償権等が極度方式貸付けに係る契約に係るものである場合には、当該求償権等に係る極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権のうち取得したものの最終の返済期日(これらの求償権等のすべてが弁済その他の事由により消滅したとき)にあつては、消滅した日)のうち最後のものから少なくとも十年間保存しなければならない。

21 受託弁済者は、その営業所等が現金自動設備であるときは、帳簿の備付けを行うことを要しない。

(受託弁済に係る求償権等取得後の帳簿の閲覧方法)

第二十六条の九の四 受託弁済者は、法第二十四条の三第二項において準用する法第十九条の規定に基づき、同条の帳簿をその営業所等(営業所等を有しない者にあつては、住所又は居所)に備え置き、法第二十四条の三第二項において準用する法第十九条の二後段に規定するときは除くほか、その営業時間内に、請求者の請求に応じて閲覧又は謄写をさせなければならない。

(法第二十四条の三第二項において準用する法第十九条の二の内閣府令で定める者)

第二十六条の九の五 法第二十四条の三第二項において準用する法第十九条の二前段に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法第二十四条の三第二項において準用する法第十九条の二の債務者等(以下、この条において「債務者等」という。)又は債務者等であつた者の法定代理人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

二 債務者等又は債務者等であつた者から法第二十四条の三第二項において準用する法第十九条の二の請求について代理権を付与された者

三 債務者等又は債務者等であつた者の相続人

四 債務者等若しくは債務者等であつた者のために又は債務者等若しくは債務者等であつた者に代わつて弁済をした者

(受託弁済に係る求償権等取得後の特定公正証書の作成に係る説明事項)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(受託弁済に係る求償権等取得後の委任状の記載事項)









2 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、その営業所等が現金自動設備であるときは、帳簿の備付けを行うことを要しない。

(保証等に係る求償権等譲渡後の帳簿の閲覧方法)

第二十六条の十四の四 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、法第二十四条の四第二項において準用する法第十九条の規定に基づき、同条の帳簿をその営業所等(営業所等を有しない者にあつては、住所又は居所地)に備え置き、法第二十四条の四第二項において準用する法第十九条の二後段に規定するときは除くほか、その営業時間内に、請求者の請求に応じて閲覧又は謄写をさせなければならない。

(法第二十四条の四第二項において準用する法第十九条の二の内閣府令で定める者)

第二十六条の十四の五 法第二十四条の四第二項において準用する法第十九条の二前段に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 法第二十四条の四第二項において準用する法第十九条の二の債務者等(以下、この条において「債務者等」という。)又は債務者等であつた者の法定代理人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
- 二 債務者等又は債務者等であつた者から法第二十四条の四第二項において準用する法第十九条の二の請求について代理権を付与された者
- 三 債務者等又は債務者等であつた者の相続人
- 四 債務者等若しくは債務者等であつた者のために又は債務者等若しくは債務者等であつた者に代わつて弁済をした者

(保証等に係る求償権等譲渡後の特定公正証書の作成に係る説明事項)

第二十六条の十五 法第二十四条の四第二項において準用する法第二十条第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書に記載された内容の債務の不履行の場合には、保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができる旨とする。

2) 第十八条第二項の規定は、保証等に係る求償権等を譲り受けた者が法第二十四条の四第二項において準用する法第二十条第三項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

(保証等に係る求償権等譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

- 一 取立てを行う者の弁済受領権限の基礎となる事実
- 二 取り立てる債権に係る法第二十四条の四第二項において準用する法第二十条第一項各号に掲げる事項(当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者の商号、名称又は氏名を除く。)
- 三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る法第二十四条の四第二項において準用する法第二十条第一項各号に掲げる事項
- 四 保証人に対し取立てをするときは、法第二十四条の四第二項において準用する法第二十条第三項に掲げる事項

(保証等に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対する通知)

第二十六条の十七 法第二十四条の四第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該保証等に係る求償権等が貸金業者の貸付けに係る契約に係る保証により発生したとき。
- 二 法第二十四条の四第二項において準用する法第二十条第一項各号に掲げる事項(第十三条第一項第一号水、ト及びタ)を売担保にあつては、次に掲げる事項を除く。)

2 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、その営業所等が現金自動設備であるときは、帳簿の備付けを行うことを要しない。

(保証等に係る求償権等譲渡後の帳簿の閲覧方法)

第二十六条の十四の四 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、法第二十四条の四第二項において準用する法第十九条の規定に基づき、同条の帳簿をその営業所等(営業所等を有しない者にあつては、住所又は居所地)に備え置き、法第二十四条の四第二項において準用する法第十九条の二後段に規定するときは除くほか、その営業時間内に、請求者の請求に応じて閲覧又は謄写をさせなければならない。

(法第二十四条の四第二項において準用する法第十九条の二の内閣府令で定める者)

第二十六条の十四の五 法第二十四条の四第二項において準用する法第十九条の二前段に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 法第二十四条の四第二項において準用する法第十九条の二の債務者等(以下、この条において「債務者等」という。)又は債務者等であつた者の法定代理人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
- 二 債務者等又は債務者等であつた者から法第二十四条の四第二項において準用する法第十九条の二の請求について代理権を付与された者
- 三 債務者等又は債務者等であつた者の相続人
- 四 債務者等若しくは債務者等であつた者のために又は債務者等若しくは債務者等であつた者に代わつて弁済をした者

(保証等に係る求償権等譲渡後の特定公正証書の作成に係る説明事項)

第二十六条の十五 法第二十四条の四第二項において準用する法第二十条第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書に記載された内容の債務の不履行の場合には、保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができる旨とする。

(新設)

(保証等に係る求償権等譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

- 一 取立てを行う者の弁済受領権限の基礎となる事実
- 二 取り立てる債権に係る法第二十四条の四第二項において準用する法第二十条第一項各号に掲げる事項(当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者の商号、名称又は氏名を除く。)
- 三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る法第二十四条の四第二項において準用する法第二十条第一項各号に掲げる事項
- 四 保証人に対し取立てをするときは、法第二十四条の四第二項において準用する法第二十条第三項に掲げる事項

(保証等に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対する通知)

第二十六条の十七 法第二十四条の四第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該保証等に係る求償権等が貸金業者の貸付けに係る契約に係る保証により発生したとき。
- 二 法第二十四条の四第二項において準用する法第二十条第一項各号に掲げる事項(第十三条第一項第一号水及びト)に掲げる事項を除く。)

2) 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、その営業所等が現金自動設備であるときは、帳簿の備付けを行うことを要しない。

(保証等に係る求償権等譲渡後の帳簿の閲覧方法)

第二十六条の十四の四 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、法第二十四条の四第二項において準用する法第十九条の規定に基づき、同条の帳簿をその営業所等(営業所等を有しない者にあつては、住所又は居所地)に備え置き、法第二十四条の四第二項において準用する法第十九条の二後段に規定するときは除くほか、その営業時間内に、請求者の請求に応じて閲覧又は謄写をさせなければならない。

(法第二十四条の四第二項において準用する法第十九条の二の内閣府令で定める者)

第二十六条の十四の五 法第二十四条の四第二項において準用する法第十九条の二前段に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 法第二十四条の四第二項において準用する法第十九条の二の債務者等(以下、この条において「債務者等」という。)又は債務者等であつた者の法定代理人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
- 二 債務者等又は債務者等であつた者から法第二十四条の四第二項において準用する法第十九条の二の請求について代理権を付与された者
- 三 債務者等又は債務者等であつた者の相続人
- 四 債務者等若しくは債務者等であつた者のために又は債務者等若しくは債務者等であつた者に代わつて弁済をした者

(保証等に係る求償権等譲渡後の特定公正証書の作成に係る説明事項)

第二十六条の十五 法第二十四条の四第二項において準用する法第二十条第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書に記載された内容の債務の不履行の場合には、保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができる旨とする。

(新設)

(保証等に係る求償権等譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

- 一 取立てを行う者の弁済受領権限の基礎となる事実
- 二 取り立てる債権に係る法第二十四条の四第二項において準用する法第二十条第一項各号に掲げる事項(当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者の商号、名称又は氏名を除く。)
- 三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る法第二十四条の四第二項において準用する法第二十条第一項各号に掲げる事項
- 四 保証人に対し取立てをするときは、法第二十四条の四第二項において準用する法第二十条第三項に掲げる事項

(保証等に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対する通知)

第二十六条の十七 法第二十四条の四第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該保証等に係る求償権等が貸金業者の貸付けに係る契約に係る保証により発生したとき。
- 二 法第二十四条の四第二項において準用する法第二十条第一項各号に掲げる事項(第十三条第一項第一号水及びト)に掲げる事項を除く。)

(新設)

(保証等に係る求償権等譲渡後の委任状の記載事項)

- 一 法第二十四条の四第二項において準用する法第二十条第一項第一号から第三号(保証等に係る求償権等の額に限る。)(までに掲げる事項)
- 二 次に掲げる事項
  - イ 保証等に係る求償権等に基づく債務の弁済の方式
  - ロ 保証等に係る求償権等に基づく債務の弁済期間及び弁済回数
  - ハ 保証等に係る求償権等に基づく債務の賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容
  - ニ 第三項第一号イに掲げる事項及び保証等に係る求償権等に基づく債務の期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容(利息制限法第一條第一項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。)
- 三 保証人から取得する委任状であるときは、法第二十四条の四第二項において準用する法第二十条第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項、保証契約の契約年月日並びに保証債務の極度額その他の保証人が負担する債務の範囲

(保証等に係る求償権等譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

- 一 取立てを行う者の弁済受領権限の基礎となる事実
- 二 取り立てる債権に係る法第二十四条の四第二項において準用する法第二十条第一項各号に掲げる事項(当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者の商号、名称又は氏名を除く。)
- 三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る法第二十四条の四第二項において準用する法第二十条第一項各号に掲げる事項
- 四 保証人に対し取立てをするときは、法第二十四条の四第二項において準用する法第二十条第三項に掲げる事項

(新設)

(保証等に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対する通知)

第二十六条の十七 法第二十四条の四第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該保証等に係る求償権等が貸金業者の貸付けに係る契約に係る保証により発生したとき。
- 二 法第二十四条の四第二項において準用する法第二十条第一項各号に掲げる事項(第十三条第一項第一号水及びト)に掲げる事項を除く。)







2 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、その営業所等が現金自動設備であるときは、帳簿の備付けを行うことを要しない。

(受託弁済に係る求償権等譲渡後の帳簿の閲覧方法)

第二十六条の二十四の四 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、法第二十四条の五第二項において準用する法第十九条の規定に基づき、同条の帳簿をその営業所等(営業所等を有しない者にあつては、住所又は居所地)に備え置き、法第二十四条の五第二項において準用する法第十九条の二後段に規定するときは除くほか、その営業時間内に、請求者の請求に応じて閲覧又は謄写をさせなければならない。

(法第二十四条の五第二項において準用する法第十九条の二の内閣府令で定める者)

第二十六条の二十五 法第二十四条の五第二項において準用する法第十九条の二前段に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 法第二十四条の五第二項において準用する法第十九条の二の債務者等(以下、この条において「債務者等」という。)又は債務者等であつた者の法定代理人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
- 二 債務者等又は債務者等であつた者から法第二十四条の五第二項において準用する法第十九条の二の請求について代理権を付与された者
- 三 債務者等又は債務者等であつた者の相続人
- 四 債務者等若しくは債務者等であつた者のために又は債務者等若しくは債務者等であつた者に代わつて弁済をした者

(受託弁済に係る求償権等譲渡後の特定公正証書の作成に係る説明事項)

第二十六条の二十一 法第二十四条の五第二項において準用する法第二十條第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書に記載された内容の債務の不履行の場合には、受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができる旨とする。

2) 第十八条第二項の規定は、受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者が法第二十四条の五第二項において準用する法第二十条第三項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

2 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、その営業所等が現金自動設備であるときは、帳簿の備付けを行うことを要しない。

(受託弁済に係る求償権等譲渡後の帳簿の閲覧方法)

第二十六条の二十四の四 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、法第二十四条の五第二項において準用する法第十九条の規定に基づき、同条の帳簿をその営業所等(営業所等を有しない者にあつては、住所又は居所地)に備え置き、法第二十四条の五第二項において準用する法第十九条の二後段に規定するときは除くほか、その営業時間内に、請求者の請求に応じて閲覧又は謄写をさせなければならない。

(法第二十四条の五第二項において準用する法第十九条の二の内閣府令で定める者)

第二十六条の二十五 法第二十四条の五第二項において準用する法第十九条の二前段に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 法第二十四条の五第二項において準用する法第十九条の二の債務者等(以下、この条において「債務者等」という。)又は債務者等であつた者の法定代理人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
- 二 債務者等又は債務者等であつた者から法第二十四条の五第二項において準用する法第十九条の二の請求について代理権を付与された者
- 三 債務者等又は債務者等であつた者の相続人
- 四 債務者等若しくは債務者等であつた者のために又は債務者等若しくは債務者等であつた者に代わつて弁済をした者

(受託弁済に係る求償権等譲渡後の特定公正証書の作成に係る説明事項)

第二十六条の二十一 法第二十四条の五第二項において準用する法第二十條第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書に記載された内容の債務の不履行の場合には、受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができる旨とする。

(新設)

2) 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、その営業所等が現金自動設備であるときは、帳簿の備付けを行うことを要しない。

(受託弁済に係る求償権等譲渡後の帳簿の閲覧方法)

第二十六条の二十四の四 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、法第二十四条の五第二項において準用する法第十九条の規定に基づき、同条の帳簿をその営業所等(営業所等を有しない者にあつては、住所又は居所地)に備え置き、法第二十四条の五第二項において準用する法第十九条の二後段に規定するときは除くほか、その営業時間内に、請求者の請求に応じて閲覧又は謄写をさせなければならない。

(法第二十四条の五第二項において準用する法第十九条の二の内閣府令で定める者)

第二十六条の二十五 法第二十四条の五第二項において準用する法第十九条の二前段に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 法第二十四条の五第二項において準用する法第十九条の二の債務者等(以下、この条において「債務者等」という。)又は債務者等であつた者の法定代理人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
- 二 債務者等又は債務者等であつた者から法第二十四条の五第二項において準用する法第十九条の二の請求について代理権を付与された者
- 三 債務者等又は債務者等であつた者の相続人
- 四 債務者等若しくは債務者等であつた者のために又は債務者等若しくは債務者等であつた者に代わつて弁済をした者

(受託弁済に係る求償権等譲渡後の特定公正証書の作成に係る説明事項)

第二十六条の二十一 法第二十四条の五第二項において準用する法第二十條第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書に記載された内容の債務の不履行の場合には、受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができる旨とする。

(新設)

(新設)

(受託弁済に係る求償権等譲渡後の委任状の記載事項)

第二十六条の二十一 法第二十四条の五第二項において準用する法第二十條に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第一項第一号から第三号(受託弁済に係る求償権等の額に限る。)までに掲げる事項

二 次に掲げる事項

- イ 受託弁済に係る求償権等に基づく債務の弁済の方式
- ロ 受託弁済に係る求償権等に基づく債務の弁済期間及び弁済回数
- ハ 受託弁済に係る求償権等に基づく債務に關し賠償額の予定に關する定めがあるときは、その内容
- ニ 第三号第一項第一号イに掲げる事項及び受託弁済に係る求償権等に基づく債務に關し期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容(利息制限法第一條第一項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。)
- 四 保証人から取得する委任状であるときは、法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項、保証契約の契約年月日並びに保証債務の極度額その他の保証人が負担する債務の範囲

(受託弁済に係る求償権等譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十六条の二十二 法第二十四条の五第二項において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 取立てを行う者の弁済受領権限の基礎となる事実

二 取り立てる債権に係る法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項(当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者の商号、名称又は氏名を除く。)

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第二項各号に掲げる事項

四 保証人に対し取立てをするときは、法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項

(受託弁済に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対する通知)

第二十六条の二十三 法第二十四条の五第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該受託弁済に係る求償権等が貸金業者の貸付けの契約に基づく債務の弁済により発生したこと

二 法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項(第十三条第一項第一号水及びトに掲げる事項を除く。)

三 極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等である

(新設)

(受託弁済に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対する通知)

第二十六条の二十三 法第二十四条の五第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該受託弁済に係る求償権等が貸金業者の貸付けの契約に基づく債務の弁済により発生したこと

二 法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項(第十三条第一項第一号水及びトに掲げる事項を除く。)

三 極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等である









いて準用する法第二十四条第一項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該債権の再譲渡を受ける者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(保証業者に対する通知)

第二十六条の二十三の六 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の第二項の規定による通知は、書面により行わなければならない。

2 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の第二項の規定による通知は、前項の規定による書面に代えて、次項で定めるところにより、保証業者の承諾を得て、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の第二項の規定により通知すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業を営む者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

3 貸金業を営む者は、前項の規定により法第二十四条の六において準用する法第二十四条の第二項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、保証業者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

4 前項の規定による承諾を得た貸金業を営む者は、保証業者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該保証業者に対し、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該保証業者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第二十六条の二十三の七 削除

いて準用する法第二十四条第一項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該債権の再譲渡を受ける者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(保証業者に対する通知)

第二十六条の二十三の六 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の第二項の規定による通知は、書面により行わなければならない。

2 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の第二項の規定による通知は、前項の規定による書面に代えて、次項で定めるところにより、保証業者の承諾を得て、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の第二項の規定により通知すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業を営む者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

3 貸金業を営む者は、前項の規定により法第二十四条の六において準用する法第二十四条の第二項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、保証業者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

4 前項の規定による承諾を得た貸金業を営む者は、保証業者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該保証業者に対し、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該保証業者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第二十六条の二十三の七 削除

いて準用する法第二十四条第一項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該債権の再譲渡を受ける者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(保証業者に対する通知)

第二十六条の二十三の六 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の第二項の規定による通知は、書面により行わなければならない。

21 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の第二項の規定による通知は、前項の規定による書面に代えて、次項で定めるところにより、保証業者の承諾を得て、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の第二項の規定により通知すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業を営む者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

31 貸金業を営む者は、前項の規定により法第二十四条の六において準用する法第二十四条の第二項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、保証業者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

41 前項の規定による承諾を得た貸金業を営む者は、保証業者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該保証業者に対し、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該保証業者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第二十六条の二十三の七 削除

(保証業者に対する通知)

第二十六条の二十三の六 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の第二項の規定による通知は、書面により行わなければならない。

(新設)

(新設)

(保証等に係る求償権等取得後の委任状の記載事項)

第二十六条の二十三の八 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の第二項において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所

二 保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日

三 保証等に係る求償権等の額

四 次に掲げる事項

イ 保証等に係る求償権等に基づく債務の弁済の方式

ロ 保証等に係る求償権等に基づく債務の弁済期間及び弁済回数

ハ 保証等に係る求償権等に基づく債務に關し賠償額の予定に關する定めがあるときは、その内容

ニ 保証等に係る求償権等に基づく債務に關し期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容(利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。)

ヘ 保証人から取得する委任状であるときは、法第十七条第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項、保証契約の契約年月日並びに保証債務の極度額その他の保証人が負担する債務の範囲

(保証等に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十六条の二十三の八 法第二十四条の六において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 取立てを行う者の弁済受領権限の基礎となる事実

二 取立てる債権に係る次に掲げる事項

イ 当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所

ロ 保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日

ハ 保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額

ニ 法第十七条第一項第四号から第七号までに掲げる事項

ホ 第十三条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けの区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ及びワ(金銭の貸借の媒介にあつては、イに限る。))に掲げる事項を除く。この場合において、同項第一号ハ中、「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

(新設)

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に係るものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る次に掲げる事

- イ 保証等に係る求償権等に係る極度方式基本契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所
  - ロ 法第十七条第二項第四号から第六号までに掲げる事項
  - ハ 第十三条第三項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ト、ワ及びヨ（金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びヨに限る。）に掲げる事項を除く。）（この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。）
  - ニ 保証人に対し取立てをするときは、次に掲げる事項
  - イ 保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所
  - ロ 法第十六条の二第二項第一号、第二号及び第五号に掲げる事項
  - ハ 第十二条の二第二項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項
  - ニ 第十二条の二第三項各号に掲げる事項（同項第三号及び第十三号に掲げる事項を除く。）（この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。）

- イ 保証等に係る求償権等に係る極度方式基本契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所
  - ロ 法第十七条第二項第四号から第六号までに掲げる事項
  - ハ 第十三条第三項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ワ及びヨ（金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びヨに限る。）に掲げる事項を除く。）（この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。）
  - ニ 保証人に対し取立てをするときは、次に掲げる事項
  - イ 保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所
  - ロ 法第十六条の二第二項第一号、第二号及び第五号に掲げる事項
  - ハ 第十二条の二第二項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項
  - ニ 第十二条の二第三項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項を除く。）（この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。）

- イ 保証等に係る求償権等に係る極度方式基本契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所
  - ロ 法第十七条第二項第四号から第六号までに掲げる事項
  - ハ 第十三条第三項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ワ及びヨ（金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びヨに限る。）に掲げる事項を除く。）（この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。）
  - ニ 保証人に対し取立てをするときは、次に掲げる事項
  - イ 保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所
  - ロ 法第十六条の二第二項第一号、第二号及び第五号に掲げる事項
  - ハ 第十二条の二第二項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項
  - ニ 第十二条の二第三項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項を除く。）（この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。）

- イ 保証人に対し取立てをするときは、次に掲げる事項
- イ 保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所
- ロ 法第十四条第二項第一号、第二号及び第五号に掲げる事項
- ハ 第十四条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項
- ニ 第十四条第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項を除く。）（この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。）

- （受託弁済者に対する通知）  
第二十六条の二十三の九 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の三第一項の規定による通知は、書面により行わなければならない。
- 2 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の三第一項の規定による通知は、前項の規定による書面による通知に代えて、次項で定めるところにより、受託弁済者の承諾を得て、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の三第一項の規定により通知すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業を営む者は、当該書面による通知をしたものとみなす。
- 3 貸金業を営む者は、前項の規定により法第二十四条の六において準用する法第二十四条の三第一項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、受託弁済者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- 4 前項の規定による承諾を得た貸金業を営む者は、受託弁済者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該受託弁済者に対し、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の三第一項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該受託弁済者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

- （受託弁済者に対する通知）  
第二十六条の二十三の九 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の三第一項の規定による通知は、書面により行わなければならない。
- 2 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の三第一項の規定による通知は、前項の規定による書面による通知に代えて、次項で定めるところにより、受託弁済者の承諾を得て、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の三第一項の規定により通知すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業を営む者は、当該書面による通知をしたものとみなす。
- 3 貸金業を営む者は、前項の規定により法第二十四条の六において準用する法第二十四条の三第一項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、受託弁済者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- 4 前項の規定による承諾を得た貸金業を営む者は、受託弁済者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該受託弁済者に対し、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の三第一項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該受託弁済者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

- （受託弁済者に対する通知）  
第二十六条の二十三の九 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の三第一項の規定による通知は、書面により行わなければならない。
- 2 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の三第一項の規定による通知は、前項の規定による書面による通知に代えて、次項で定めるところにより、受託弁済者の承諾を得て、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の三第一項の規定により通知すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業を営む者は、当該書面による通知をしたものとみなす。
- 3 貸金業を営む者は、前項の規定により法第二十四条の六において準用する法第二十四条の三第一項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、受託弁済者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- 4 前項の規定による承諾を得た貸金業を営む者は、受託弁済者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該受託弁済者に対し、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の三第一項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該受託弁済者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

- （受託弁済者に対する通知）  
第二十六条の二十三の九 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の三第一項の規定による通知は、書面により行わなければならない。
- （新設）  
（受託弁済に係る求償権等取得後の委任状の記載事項）  
第二十六条の二十三の十 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の三第二項において準用する法第二十条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - 一 受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所
  - 二 受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日
  - 三 受託弁済に係る求償権等の額
  - 四 次に掲げる事項
    - イ 受託弁済に係る求償権等に基づく債務の弁済の方式
    - ロ 受託弁済に係る求償権等に基づく債務の弁済期間及び弁済回数
    - ハ 受託弁済に係る求償権等に基づく債務に關し賠償額の予定に關する定めがあるときは、その内容
    - ニ 受託弁済に係る求償権等に基づく債務に關し期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容（利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。）
    - ヘ 保証人から取得する委任状であるときは、法第十七条第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項、保証契約の契約年月日並びに保証債務の極度額その他の保証人が負担する債務の範囲

第二十六条の二十三の十 削除

第二十六条の二十三の十 削除

第二十六条の二十三の十 削除

（受託弁済に係る求償権等取得後の委任状の記載事項）  
第二十六条の二十三の十 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の三第二項において準用する法第二十条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（受託弁済に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき事項）  
第二十六条の二十三の十一 貸金業を営む者の委託を受けて当該貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債務の弁済をした者が受託弁済に係る求償権等を取付した場合には、法第二十四条の六において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲

（受託弁済に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき事項）  
第二十六条の二十三の十一 貸金業を営む者の委託を受けて当該貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債務の弁済をした者が受託弁済に係る求償権等を取付した場合には、法第二十四条の六において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲

（受託弁済に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき事項）  
第二十六条の二十三の十一 貸金業を営む者の委託を受けて当該貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債務の弁済をした者が受託弁済に係る求償権等を取付した場合には、法第二十四条の六において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲

（受託弁済に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき事項）  
第二十六条の二十三の十一 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の三第二項において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。



きは、第十三条第三項第一号及び第四号に掲げる貸付けの区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ト、ワ及びヨ）（金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びヨに限る。）に掲げる事項を除く。）に掲げる事項を除く。）に掲げる事項を除く。）に掲げる事項を除く。）とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

九 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項

イ 保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所

ロ 法第二十六条の二第二項第一号、第三号及び第五号に掲げる事項

ハ 法第二十六条の二第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項

ニ 第十二条の二第二項各号に掲げる事項（同項第三号及び第七号及び第十三号に掲げる事項を除く。）（この場合において、同項第五号中、「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ 保証契約の契約年月日

十 譲渡年月日及び当該債権の額

2 前項の規定は、抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権の譲渡については適用しない。

3 保証業者が行う法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第一項の規定による通知は、書面により行わなければならない。

4 保証業者が行う法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第一項の規定による通知は、前項の規定による書面による通知に代えて、次項で定めるところにより、保証等に係る求償権等を譲り受ける者の承諾を得て、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第一項の規定により通知すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、保証業者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

5 保証業者は、前項の規定により法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第一項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、保証等に係る求償権等を譲り受ける者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

6 前項の規定による承諾を得た保証業者は、保証等に係る求償権等を譲り受ける者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該保証等に係る求償権等を譲り受ける者に対し、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第一項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該保証等に係る求償権等を譲り受ける者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第二十六条の二十三の十三 削除

きは、第十三条第二項第一号及び第四号に掲げる貸付けの区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ト、ワ及びヨ）（金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びヨに限る。）に掲げる事項を除く。）に掲げる事項を除く。）に掲げる事項を除く。）に掲げる事項を除く。）とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

九 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項

イ 保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所

ロ 法第二十六条の二第二項第一号、第三号及び第五号に掲げる事項

ハ 法第二十六条の二第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項

ニ 第十二条の二第二項各号に掲げる事項（同項第三号及び第七号に掲げる事項を除く。）（この場合において、同項第五号中、「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ 保証契約の契約年月日

十 譲渡年月日及び当該債権の額

2 前項の規定は、抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権の譲渡については適用しない。

3 保証業者が行う法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第一項の規定による通知は、書面により行わなければならない。

4 保証業者が行う法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第一項の規定による通知は、前項の規定による書面による通知に代えて、次項で定めるところにより、保証等に係る求償権等を譲り受ける者の承諾を得て、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第一項の規定により通知すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、保証業者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

5 保証業者は、前項の規定により法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第一項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、保証等に係る求償権等を譲り受ける者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

6 前項の規定による承諾を得た保証業者は、保証等に係る求償権等を譲り受ける者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該保証等に係る求償権等を譲り受ける者に対し、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第一項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該保証等に係る求償権等を譲り受ける者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第二十六条の二十三の十三 削除

きは、第十三条第二項第一号及び第四号に掲げる貸付けの区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ト、ワ及びヨ）（金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びヨに限る。）に掲げる事項を除く。）に掲げる事項を除く。）に掲げる事項を除く。）に掲げる事項を除く。）とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

九 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項

イ 保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所

ロ 法第二十六条の二第二項第一号、第三号及び第五号に掲げる事項

ハ 法第二十六条の二第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項

ニ 第十二条の二第二項各号に掲げる事項（同項第三号及び第七号に掲げる事項を除く。）（この場合において、同項第五号中、「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ 保証契約の契約年月日

十 譲渡年月日及び当該債権の額

2 前項の規定は、抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権の譲渡については適用しない。

3 保証業者が行う法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第一項の規定による通知は、書面により行わなければならない。

4 保証業者が行う法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第一項の規定による通知は、前項の規定による書面による通知に代えて、次項で定めるところにより、保証等に係る求償権等を譲り受ける者の承諾を得て、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第一項の規定により通知すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、保証業者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

5 保証業者は、前項の規定により法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第一項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、保証等に係る求償権等を譲り受ける者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

6 前項の規定による承諾を得た保証業者は、保証等に係る求償権等を譲り受ける者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該保証等に係る求償権等を譲り受ける者に対し、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第一項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該保証等に係る求償権等を譲り受ける者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第二十六条の二十三の十三 削除

（保証等に係る求償権等譲渡後の取立に当たり明らかにすべき事項）

二十六条の二十三の十四 保証等に係る求償権等の譲渡があつた場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 取立てを行う者の弁済受領権限の基礎となる事実

七 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項

イ 保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所

ロ 法第二十七条第二項第一号、第三号及び第五号に掲げる事項

ハ 法第二十七条第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項

ニ 第十四条第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項を除く。）（この場合において、同項第五号中、「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ 保証契約の契約年月日

八 譲渡年月日及び当該債権の額

2 前項の規定は、抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権の譲渡については適用しない。

3 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第一項の規定による通知は、書面により行わなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

（保証等に係る求償権等譲渡後の委任状の記載事項）

二十六条の二十三の十三 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第二項において準用する法第二十一条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 保証等に係る求償権等を譲り受けた者、当該保証等に係る求償権等取得した保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所

二 保証等に係る求償権等の譲受年月日、当該保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日

三 保証等に係る求償権等の額

四 次に掲げる事項

イ 保証等に係る求償権等に基づく債務の弁済の方式

ロ 保証等に係る求償権等に基づく債務の弁済期間及び弁済回数

ハ 保証等に係る求償権等に基づく債務に關し賠償額の予定に關する定めがあるときは、その内容

五 保証等に係る求償権等に基づく債務に關し期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容（利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。）

六 保証人から取得する委任状であるときは、法第二十七条第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項、保証契約の契約年月日並びに保証債務の極度額その他の保証人が負担する債務の範囲

（保証等に係る求償権等譲渡後の取立に当たり明らかにすべき事項）

二十六条の二十三の十四 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第二項において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 取立てを行う者の弁済受領権限の基礎となる事実

（保証等に係る求償権等譲渡後の取立に当たり明らかにすべき事項）

二十六条の二十三の十四 保証等に係る求償権等の譲渡があつた場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 取立てを行う者の弁済受領権限の基礎となる事実

（保証等に係る求償権等譲渡後の取立に当たり明らかにすべき事項）

二十六条の二十三の十四 保証等に係る求償権等の譲渡があつた場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 取立てを行う者の弁済受領権限の基礎となる事実

（保証等に係る求償権等譲渡後の取立に当たり明らかにすべき事項）

二十六条の二十三の十四 保証等に係る求償権等の譲渡があつた場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 取立てを行う者の弁済受領権限の基礎となる事実

（保証等に係る求償権等譲渡後の取立に当たり明らかにすべき事項）

二十六条の二十三の十四 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第二項において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 取立てを行う者の弁済受領権限の基礎となる事実





きは、当該保証等に係る求償権等に係る極度方式基本契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所並びに法第十七条第二項第四号から第六号までに掲げる事項

八 極度方式貸付に係る保証等に係る求償権等であるときは、第十三条第二項第一号及び第四号に掲げる貸付けの区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ト、ワ及びヨ）（金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びヨに限る。）に掲げる事項を除く。）（この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。）

九 当該保証等について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項

イ 保証等に係る求償権等を譲り受けた者、当該保証等に係る求償権等取得した保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所

ロ 法第十六条の二第三項第一号、第二号及び第五号に掲げる事項

ハ 第十二条の二第二項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

ニ 第十二条の二第三項各号に掲げる事項（同項第三号及び第七号に掲げる事項を除く。）（この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。）

ホ 保証契約の契約年月日

十 再譲渡年月日及び当該債権の額

2 前項の規定は、抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権の再譲渡については適用しない。

3 保証等に係る求償権等を譲り受けた者が行つた法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第一項の規定による通知は、書面により行わなければならない。

4 保証等に係る求償権等を譲り受けた者が行つた法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第一項の規定による通知は、前項の規定による書面による通知に代えて、次項で定めるところにより、保証等に係る求償権等の再譲渡を受ける者の承諾を得て、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第一項の規定により通知すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

5 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、前項の規定により法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第一項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、保証等に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

6 前項の規定による承諾を得た保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、保証等に係る求償権等の再譲渡を受ける者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該保証等に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対し、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第一項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該保証等に係る求償権等の再譲渡を受ける者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

きは、当該保証等に係る求償権等に係る極度方式基本契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所並びに法第十七条第二項第四号から第六号までに掲げる事項

八 極度方式貸付に係る保証等に係る求償権等であるときは、第十三条第二項第一号及び第四号に掲げる貸付けの区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ト、ワ及びヨ）（金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びヨに限る。）に掲げる事項を除く。）（この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。）

九 当該保証等について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項

イ 保証等に係る求償権等を譲り受けた者、当該保証等に係る求償権等取得した保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所

ロ 法第十六条の二第二項第一号、第二号及び第五号に掲げる事項

ハ 第十二条の二第二項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

ニ 第十二条の二第三項各号に掲げる事項（同項第三号及び第七号に掲げる事項を除く。）（この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。）

ホ 保証契約の契約年月日

十 再譲渡年月日及び当該債権の額

2 前項の規定は、抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権の再譲渡については適用しない。

3 保証等に係る求償権等を譲り受けた者が行つた法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第一項の規定による通知は、書面により行わなければならない。

4 保証等に係る求償権等を譲り受けた者が行つた法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第一項の規定による通知は、前項の規定による書面による通知に代えて、次項で定めるところにより、保証等に係る求償権等の再譲渡を受ける者の承諾を得て、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第一項の規定により通知すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

5 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、前項の規定により法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第一項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、保証等に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

6 前項の規定による承諾を得た保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、保証等に係る求償権等の再譲渡を受ける者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該保証等に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対し、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第一項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該保証等に係る求償権等の再譲渡を受ける者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

きは、当該保証等に係る求償権等に係る極度方式基本契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所並びに法第十七条第二項第四号から第六号までに掲げる事項

八 極度方式貸付に係る保証等に係る求償権等であるときは、第十三条第二項第一号及び第四号に掲げる貸付けの区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ト、ワ及びヨ）（金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びヨに限る。）に掲げる事項を除く。）（この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。）

九 当該保証等について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項

イ 保証等に係る求償権等を譲り受けた者、当該保証等に係る求償権等取得した保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所

ロ 法第十六条の二第二項第一号、第二号及び第五号に掲げる事項

ハ 第十二条の二第二項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

ニ 第十二条の二第三項各号に掲げる事項（同項第三号及び第七号に掲げる事項を除く。）（この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。）

ホ 保証契約の契約年月日

十 再譲渡年月日及び当該債権の額

2 前項の規定は、抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権の再譲渡については適用しない。

3 保証等に係る求償権等を譲り受けた者が行つた法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第一項の規定による通知は、書面により行わなければならない。

4 保証等に係る求償権等を譲り受けた者が行つた法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第一項の規定による通知は、前項の規定による書面による通知に代えて、次項で定めるところにより、保証等に係る求償権等の再譲渡を受ける者の承諾を得て、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第一項の規定により通知すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

5 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、前項の規定により法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第一項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、保証等に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

6 前項の規定による承諾を得た保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、保証等に係る求償権等の再譲渡を受ける者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該保証等に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対し、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第一項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該保証等に係る求償権等の再譲渡を受ける者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（新設）

（新設）

（新設）

（受託弁済に係る求償権等を譲り受ける者に対する通知）

第二十六条の二十三の十六 貸金業を営む者の委託を受けて当該貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債務の弁済をした者が受託弁済に係る求償権等を他人に譲渡する場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の五第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該受託弁済に係る求償権等が貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債務の弁済により発生したこと。

二 受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所（極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等であるときは、当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所の記載を要しない。）

三 受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日

四 受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額

五 法第十七条第一項第四号から第七号までに掲げる事項（極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等であるときは、第七号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）

六 第十三条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区









- 五 貸付けに係る契約に基づく債権を他人に譲渡した場合
- 六 役員又は使用人に貸金業の業務に關し法令に違反する行為又は貸金業の業務の適正な運営に支障を來す行為があつたことを知つた場合
- 七 貸付けに係る契約について業として保証業者と複数の保証契約を締結した場合
- 八 第三者に貸金業の業務の委託を行った場合又は当該業務の委託を行わなかつた場合
- 九 貸金業協会に加入又は脱退した場合
- 二 貸金業者は、法第二十四条の六の二各号のいずれかに該当することとなつたときは、その日から二週間以内、その旨を管轄財務局長又は都道府県知事に届け出なければならぬ。

(届出書に記載すべき事項)

- 第二十六条の二十六 法第二十四条の六の二の規定により届出を行う貸金業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を管轄財務局長又は都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 法第二十四条の六の二第一号に該当する場合 開始の年月日、休止の期間又は再開の年月日及び休止又は再開の理由
- 二 法第二十四条の六の二第二号に該当する場合 次に掲げる事項
  - イ 信用情報提供契約(法第四十一条の二十第一項第一号に規定する信用情報提供契約をいう。以下同じ。)を締結又は終了した年月日
  - ロ 信用情報提供契約の相手方の商号又は名称及び住所
- 三 法第二十四条の六の二第三号に該当する場合 純資産額が令第三十条の二に定める金額に満たなくなつた年月日及び理由
- 四 前条第一項第一号又は第二号に該当する場合 次に掲げる事項
  - イ 該当することとなつた者の氏名
  - ロ 当該者が法第六条第一項第一号に該当することとなつた場合にあっては、後見開始の審判又は保佐開始の審判を受けた年月日
  - ハ 当該者が法第六条第一項第四号に該当することとなつた場合にあっては、刑の確定した年月日及び刑の種類
  - ニ 当該者が法第六条第一項第五号に該当することとなつた場合にあっては、次に掲げる事項
    - (1) 違反した法令の規定
    - (2) 刑の確定した年月日及び罰金の額

- ホ 当該者が法第六条第一項第六号に該当することとなつた場合にあっては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第一条第六号に該当した年月日
- ヘ 当該者が法第六条第一項第七号に該当することとなつた場合にあっては、次に掲げる事項
  - (1) 行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及び通知の内容
  - (2) 行政手続法第十五条の規定による通知を受けた理由
  - (3) 廃業の届出、解任の命令又は退任の年月日
- ト 法第六条第一項第十三号に該当することとなつた場合にあっては、次に掲げる事項
  - (1) 貸金業務取扱主任者の設置が法第十二条の三第一項に規定する要件を欠くこととなつた理由
  - (2) 貸金業務取扱主任者の設置が法第十二条の三に規定する要件を欠くこととなつた年月日
  - (3) 貸金業務取扱主任者の選任が法第十二条の三に規定する要件を欠くこととなつた理由

- 五 前条第一項第三号に該当する場合 第五条の三第二号イからニまでに掲げる要件に該当することとなつた年月日及び理由
- 六 前条第一項第四号に該当する場合 第五条の三第二号に掲げる要件に該当しないこととなつた年月日及び理由
- 七 前条第一項第五号に該当する場合 次に掲げる事項
  - イ 譲り受けた者の商号、名称又は氏名及び住所
  - ロ 譲渡年月日
- 八 譲渡した貸付けに係る契約に基づく債権の元本の金額
- ハ 前条第一項第六号に該当する場合 次に掲げる事項
  - イ 当該行為が発生した営業所又は事務所の名前
  - ロ 当該行為を行った役員又は使用人の氏名又は名称及び役職名
  - ハ 当該行為の概要
- 九 前条第一項第七号に該当する場合 次に掲げる事項
  - イ 保証契約を締結した年月日
  - ロ 保証契約の相手方の商号、名称又は氏名及び住所

- 五 貸付けに係る契約に基づく債権を他人に譲渡した場合
- 六 役員又は使用人に貸金業の業務に關し法令に違反する行為又は貸金業の業務の適正な運営に支障を來す行為があつたことを知つた場合
- 七 貸付けに係る契約について業として保証業者と複数の保証契約を締結した場合
- 八 第三者に貸金業の業務の委託を行った場合又は当該業務の委託を行わなかつた場合
- 九 貸金業協会に加入又は脱退した場合
- 二 貸金業者は、法第二十四条の六の二各号のいずれかに該当することとなつたときは、その日から二週間以内、その旨を管轄財務局長又は都道府県知事に届け出なければならぬ。

(届出書に記載すべき事項)

- 第二十六条の二十六 法第二十四条の六の二の規定により届出を行う貸金業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を管轄財務局長又は都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 法第二十四条の六の二第一号に該当する場合 開始の年月日、休止の期間又は再開の年月日及び休止又は再開の理由
- 二 法第二十四条の六の二第二号に該当する場合 次に掲げる事項
  - イ 信用情報提供契約(法第四十一条の二十第一項第一号に規定する信用情報提供契約をいう。以下同じ。)を締結又は終了した年月日
  - ロ 信用情報提供契約の相手方の商号又は名称及び住所
- 三 法第二十四条の六の二第三号に該当する場合 純資産額が令第三十条の二に定める金額に満たなくなつた年月日及び理由
- 四 前条第一項第一号又は第二号に該当する場合 次に掲げる事項
  - イ 該当することとなつた者の氏名
  - ロ 当該者が法第六条第一項第一号に該当することとなつた場合にあっては、後見開始の審判又は保佐開始の審判を受けた年月日
  - ハ 当該者が法第六条第一項第四号に該当することとなつた場合にあっては、刑の確定した年月日及び刑の種類
  - ニ 当該者が法第六条第一項第五号に該当することとなつた場合にあっては、次に掲げる事項
    - (1) 違反した法令の規定
    - (2) 刑の確定した年月日及び罰金の額

- ホ 当該者が法第六条第一項第六号に該当することとなつた場合にあっては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第一条第六号に該当した年月日
- ヘ 当該者が法第六条第一項第七号に該当することとなつた場合にあっては、次に掲げる事項
  - (1) 行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及び通知の内容
  - (2) 行政手続法第十五条の規定による通知を受けた理由
  - (3) 廃業の届出、解任の命令又は退任の年月日
- ト 法第六条第一項第十三号に該当することとなつた場合にあっては、次に掲げる事項
  - (1) 貸金業務取扱主任者の選任が法第十二条の三第一項に規定する要件を欠くこととなつた理由
  - (2) 貸金業務取扱主任者の選任が法第十二条の三に規定する要件を欠くこととなつた年月日
  - (3) 貸金業務取扱主任者の選任が法第十二条の三に規定する要件を欠くこととなつた理由

- 五 前条第一項第三号に該当する場合 第五条の三第二号イからニまでに掲げる要件に該当することとなつた年月日及び理由
- 六 前条第一項第四号に該当する場合 第五条の三第二号に掲げる要件に該当しないこととなつた年月日及び理由
- 七 前条第一項第五号に該当する場合 次に掲げる事項
  - イ 譲り受けた者の商号、名称又は氏名及び住所
  - ロ 譲渡年月日
- 八 譲渡した貸付けに係る契約に基づく債権の元本の金額
- ハ 前条第一項第六号に該当する場合 次に掲げる事項
  - イ 当該行為が発生した営業所又は事務所の名前
  - ロ 当該行為を行った役員又は使用人の氏名又は名称及び役職名
  - ハ 当該行為の概要
- 九 前条第一項第七号に該当する場合 次に掲げる事項
  - イ 保証契約を締結した年月日
  - ロ 保証契約の相手方の商号、名称又は氏名及び住所

- 三 貸付けに係る契約に基づく債権を他人に譲渡した場合
- 四 役員又は使用人に貸金業の業務に關し法令に違反する行為又は貸金業の業務の適正な運営に支障を來す行為があつたことを知つた場合
- 五 貸付けに係る契約について保証業者と複数の保証契約を締結した場合
- 六 第三者に貸金業の業務の委託を行った場合又は当該業務の委託を行わなかつた場合
- 七 貸金業協会に加入又は脱退した場合
- 二 貸金業者は、法第二十四条の六の二各号のいずれかに該当することとなつたときは、その日から二週間以内、その旨を管轄財務局長又は都道府県知事に届け出なければならぬ。

(届出書に記載すべき事項)

- 第二十六条の二十六 法第二十四条の六の二の規定により届出を行う貸金業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を管轄財務局長又は都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 法第二十四条の六の二第一号に該当する場合 開始の年月日、休止の期間又は再開の年月日及び休止又は再開の理由
- 二 法第二十四条の六の二第二号に該当する場合 次に掲げる事項
  - イ 信用情報提供契約(法第四十一条の二十第一項第一号に規定する信用情報提供契約をいう。以下同じ。)を締結又は終了した年月日
  - ロ 信用情報提供契約の相手方の商号又は名称及び住所
- 三 法第二十四条の六の二第三号に該当する場合 財産的基礎の額が第五条の三第一項に定める金額に満たなくなつた年月日及び理由
- 四 前条第一項第一号又は第二号に該当する場合 次に掲げる事項
  - イ 該当することとなつた者の氏名
  - ロ 当該者が法第六条第一項第一号に該当することとなつた場合にあっては、後見開始の審判又は保佐開始の審判を受けた年月日
  - ハ 当該者が法第六条第一項第四号に該当することとなつた場合にあっては、刑の確定した年月日及び刑の種類
  - ニ 当該者が法第六条第一項第五号に該当することとなつた場合にあっては、次に掲げる事項
    - (1) 違反した法令の規定
    - (2) 刑の確定した年月日及び罰金の額

- ホ 当該者が法第六条第一項第六号に該当することとなつた場合にあっては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第一条第六号に該当した年月日
- ヘ 当該者が法第六条第一項第七号に該当することとなつた場合にあっては、次に掲げる事項
  - (1) 行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及び通知の内容
  - (2) 行政手続法第十五条の規定による通知を受けた理由
  - (3) 廃業の届出、解任の命令又は退任の年月日
- ト 法第六条第一項第十三号に該当することとなつた場合にあっては、次に掲げる事項
  - (1) 貸金業務取扱主任者の選任が法第十二条の三第一項に規定する要件を欠くこととなつた理由
  - (2) 貸金業務取扱主任者の選任が法第十二条の三に規定する要件を欠くこととなつた年月日
  - (3) 貸金業務取扱主任者の選任が法第十二条の三に規定する要件を欠くこととなつた理由

- 五 前条第一項第三号に該当する場合 次に掲げる事項
  - イ 譲り受けた者の商号、名称又は氏名及び住所
  - ロ 譲渡年月日
- 八 譲渡した貸付けに係る契約に基づく債権の元本の金額
- ハ 前条第一項第四号に該当する場合 次に掲げる事項
  - イ 当該行為が発生した営業所又は事務所の名前
  - ロ 当該行為を行った役員又は使用人の氏名又は名称及び役職名
  - ハ 当該行為の概要
- 六 前条第一項第五号に該当する場合 次に掲げる事項
  - イ 保証契約を締結した年月日
  - ロ 保証契約の相手方の商号、名称又は氏名及び住所

- 一 法第二十四条の六の二第一号に該当する場合 開始の年月日、休止の期間又は再開の年月日及び休止又は再開の理由
- 二 法第二十四条の六の二第二号に該当する場合 次に掲げる事項
  - イ 信用情報提供契約(法第四十一条の二十第一項第一号に規定する信用情報提供契約をいう。以下同じ。)を締結又は終了した年月日
  - ロ 信用情報提供契約の相手方の商号又は名称及び住所
- 三 前項の書面には、当該書面ごとに番号を付すとともに、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 貸金業務取扱主任者研修を受けた者の氏名及び生年月日
- 二 貸金業務取扱主任者研修を受講した年月日
- 三 貸金業務取扱主任者研修を実施した者の名称
- 四 法第二十四条の七第六項に規定する内閣府令で定める期間は、三年間とする。
- 五 貸金業者は、法第二十四条の七第八項の規定により届出をしようとするときは、別紙様式第七号の二により作成した研修受講届出書に、第二項の書面の写し一通を添付して、その登録を受けた財務局長若しくは福岡財務支局長又は都道府県知事に提出しなければならない。

(貸金業務取扱主任者研修の受講)

- 第二十六条の二十六 貸金業務取扱主任者研修は、次に掲げる事項について行うものとする。
- 一 法 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに關する法律、利息制限法、金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に關する法律(平成十四年法律第三十二号)その他の貸金業に關する法令の規定に關する事項
- 二 貸金業の業務に従事する使用人その他の従業者に対し、前号に規定する法令の規定を遵守させ、その業務を適正に実施するための管理体制の整備に關する事項
- 三 都道府県知事(法第二十四条の七第十項の規定により、都道府県知事が同項の指定を受けた者に貸金業務取扱主任者研修の実施に關する事務を行わせる場合にあつては、当該者)は、貸金業務取扱主任者研修を受講した者にはその旨を証する書面を、その者に貸金業務取扱主任者研修を受けた貸金業者にはその書面の写しを交付するものとする。

- 五 前条第一項第三号に該当する場合 次に掲げる事項
  - イ 譲り受けた者の商号、名称又は氏名及び住所
  - ロ 譲渡年月日
- 八 譲渡した貸付けに係る契約に基づく債権の元本の金額
- ハ 前条第一項第四号に該当する場合 次に掲げる事項
  - イ 当該行為が発生した営業所又は事務所の名前
  - ロ 当該行為を行った役員又は使用人の氏名又は名称及び役職名
  - ハ 当該行為の概要
- 六 前条第一項第五号に該当する場合 次に掲げる事項
  - イ 保証契約を締結した年月日
  - ロ 保証契約の相手方の商号、名称又は氏名及び住所

- 十 前条第一項第八号に該当する場合 次に掲げる事項  
イ 業務の委託を行った又は行わなくなつた年月日  
ロ 業務の委託の相手方の商号、名称又は氏名及び住所  
ハ 委託を行った又は委託を行わなくなつた業務の内容  
十一 前条第一項第九号に該当する場合 貸金業協会に加入又は脱退した年月日

(届出書に添付すべき書類)

第二十六条の二十七 法第二十四条の六の二の規定により届出を行う貸金業者は、前条に規定する事項を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- 一 法第二十四条の六の二第二号に該当する場合 信用情報提供契約を締結した場合は当該契約書の写し
- 二 法第二十四条の六の二第三号に該当する場合 次に掲げる書類  
イ 法人である場合においては、最終事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面  
ロ 個人である場合においては、最終事業年度(個人の事業年度は、一月一日からその年の十二月三十一日までとする。第二十六条の二十九第三項第二号において同じ。)に係る別紙様式第四号により作成した財産に関する調書
- 三 第二十六条の二十五第一項第一号又は第二号に該当する場合 次に掲げる書類  
イ 貸金業者、法定代理人、役員又は重要な使用人が法第六条第一項第一号に該当することとなつた場合にあつては、後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の審判書の写し又は後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の内容を記載した書面  
ロ 貸金業者、法定代理人、役員又は重要な使用人が法第六条第一項第四号又は第五号に該当することとなつた場合にあつては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面
- 四 第二十六条の二十五第一項第三号に該当する場合 定款又は寄附行為及び第五号の四第一項第一号に掲げる書面(同条第二項第一号又は第二号に掲げる場合にあつては、当該各号の事実が確認できる書面を含む。)
- 五 第二十六条の二十五第一項第四号に該当する場合 前号に掲げる書面その他第五号の三第二号に掲げる要件に該当しないこととなつた事実が確認できる書面
- 六 第二十六条の二十五第一項第五号に該当する場合 債権譲渡に係る契約書の写し
- 七 第二十六条の二十五第一項第七号に該当する場合 保証に係る契約書の写し
- 八 第二十六条の二十五第一項第八号に該当する場合 業務委託に係る契約を締結した場合は当該契約書の写し
- 九 第二十六条の二十五第一項第九号に該当する場合 貸金業協会に加入又は脱退した事実が確認できる書面の写し

(公告の方法)

第二十六条の二十八 法第二十四条の六の六第一項の規定による所在不明者の公告又は法第二十四条の六の八の規定による監督処分公告は、金融庁長官の登録を受けた貸金業者に係る場合にあつては、官報により、都道府県知事の登録を受けた貸金業者に係る場合にあつては、当該都道府県の公報によるものとする。

(事業報告書の様式等)

- 第二十六条の二十九 法第二十四条の六の九の規定による事業報告書は、別紙様式第八号により作成しなければならない。
- 2 前項の事業報告書を提出しようとするときは、事業報告書に、金融庁長官の登録を受けた貸金業者にあつては、当該事業報告書の副本一部を添付して管轄財務局長に、都道府県知事の登録を受けた貸金業者にあつては、当該事業報告書の当該都道府県知事が定める部数の副本を添付して当該都道府県知事に提出しなければならない。
- 3 第一項の事業報告書には、次に掲げる参考書類を、金融庁長官の登録を受けた貸金業者にあつては各二部、都道府県知事の登録を受けた貸金業者にあつては当該都道府県知事が定める部数添付するものとする

- 十 前条第一項第八号に該当する場合 次に掲げる事項  
イ 業務の委託を行った又は行わなくなつた年月日  
ロ 業務の委託の相手方の商号、名称又は氏名及び住所  
ハ 委託を行った又は委託を行わなくなつた業務の内容  
十一 前条第一項第九号に該当する場合 貸金業協会に加入又は脱退した年月日

(届出書に添付すべき書類)

第二十六条の二十七 法第二十四条の六の二の規定により届出を行う貸金業者は、前条に規定する事項を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- 一 法第二十四条の六の二第二号に該当する場合 信用情報提供契約を締結した場合は当該契約書の写し
- 二 法第二十四条の六の二第三号に該当する場合 次に掲げる書類  
イ 法人である場合においては、最終事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面  
ロ 個人である場合においては、最終事業年度(個人の事業年度は、一月一日からその年の十二月三十一日までとする。第二十六条の二十九第三項第二号において同じ。)に係る別紙様式第四号により作成した財産に関する調書
- 三 第二十六条の二十五第一項第一号又は第二号に該当する場合 次に掲げる書類  
イ 貸金業者、法定代理人、役員又は重要な使用人が法第六条第一項第一号に該当することとなつた場合にあつては、後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の審判書の写し又は後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の内容を記載した書面  
ロ 貸金業者、法定代理人、役員又は重要な使用人が法第六条第一項第四号又は第五号に該当することとなつた場合にあつては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面
- 四 第二十六条の二十五第一項第三号に該当する場合 定款又は寄附行為及び第五号の四第一項第一号に掲げる書面(同条第二項第二号又は第二号に掲げる場合にあつては、当該各号の事実が確認できる書面を含む。)
- 五 第二十六条の二十五第一項第四号に該当する場合 前号に掲げる書面その他第五号の三第二号に掲げる要件に該当しないこととなつた事実が確認できる書面
- 六 第二十六条の二十五第一項第五号に該当する場合 債権譲渡に係る契約書の写し
- 七 第二十六条の二十五第一項第七号に該当する場合 保証に係る契約書の写し
- 八 第二十六条の二十五第一項第八号に該当する場合 業務委託に係る契約を締結した場合は当該契約書の写し
- 九 第二十六条の二十五第一項第九号に該当する場合 貸金業協会に加入又は脱退した事実が確認できる書面の写し

(公告の方法)

第二十六条の二十八 法第二十四条の六の六第一項の規定による所在不明者の公告又は法第二十四条の六の八の規定による監督処分公告は、金融庁長官の登録を受けた貸金業者に係る場合にあつては、官報により、都道府県知事の登録を受けた貸金業者に係る場合にあつては、当該都道府県の公報によるものとする。

(事業報告書の様式等)

- 第二十六条の二十九 法第二十四条の六の九の規定による事業報告書は、別紙様式第八号により作成しなければならない。
- 2 前項の事業報告書を提出しようとするときは、事業報告書に、金融庁長官の登録を受けた貸金業者にあつては、当該事業報告書の副本一部を添付して管轄財務局長に、都道府県知事の登録を受けた貸金業者にあつては、当該事業報告書の当該都道府県知事が定める部数の副本を添付して当該都道府県知事に提出しなければならない。
- 3 第一項の事業報告書には、次に掲げる参考書類を、金融庁長官の登録を受けた貸金業者にあつては各二部、都道府県知事の登録を受けた貸金業者にあつては当該都道府県知事が定める部数添付するものとする

- 七 前条第一項第六号に該当する場合 次に掲げる事項  
イ 業務の委託を行った又は行わなくなつた年月日  
ロ 業務の委託の相手方の商号、名称又は氏名及び住所  
ハ 委託を行った又は委託を行わなくなつた業務の内容  
八 前条第一項第七号に該当する場合 貸金業協会に加入又は脱退した年月日

(届出書に添付すべき書類)

第二十六条の二十七 法第二十四条の六の二の規定により届出を行う貸金業者は、前条に規定する事項を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- 一 法第二十四条の六の二第二号に該当する場合 信用情報提供契約を締結した場合は当該契約書の写し
- 二 法第二十四条の六の二第三号に該当する場合 次に掲げる書類  
イ 法人である場合においては、最終事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面  
ロ 個人である場合においては、最終事業年度(個人の事業年度は、一月一日からその年の十二月三十一日までとする。第二十六条の二十九第三項第二号において同じ。)に係る別紙様式第四号により作成した財産に関する調書
- 三 第二十六条の二十五第一項第一号又は第二号に該当する場合 次に掲げる書類  
イ 貸金業者、法定代理人、役員又は重要な使用人が法第六条第一項第一号に該当することとなつた場合にあつては、後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の審判書の写し又は後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の内容を記載した書面  
ロ 貸金業者、法定代理人、役員又は重要な使用人が法第六条第一項第四号又は第五号に該当することとなつた場合にあつては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面
- 四 第二十六条の二十五第一項第三号に該当する場合 定款又は寄附行為及び第五号の四第一項第一号に掲げる書面(同条第二項第二号又は第二号に掲げる場合にあつては、当該各号の事実が確認できる書面を含む。)
- 五 第二十六条の二十五第一項第四号に該当する場合 前号に掲げる書面その他第五号の三第二号に掲げる要件に該当しないこととなつた事実が確認できる書面
- 六 第二十六条の二十五第一項第五号に該当する場合 債権譲渡に係る契約書の写し
- 七 第二十六条の二十五第一項第七号に該当する場合 保証に係る契約書の写し
- 八 第二十六条の二十五第一項第八号に該当する場合 業務委託に係る契約を締結した場合は当該契約書の写し
- 九 第二十六条の二十五第一項第九号に該当する場合 貸金業協会に加入又は脱退した事実が確認できる書面の写し

(新設)

- 三 第二十六条の二十五第一項第三号に該当する場合 債権譲渡に係る契約書の写し
- 四 第二十六条の二十五第一項第五号に該当する場合 保証に係る契約書の写し
- 五 第二十六条の二十五第一項第六号に該当する場合 業務委託に係る契約を締結した場合は当該契約書の写し
- 六 第二十六条の二十五第一項第七号に該当する場合 貸金業協会に加入又は脱退した事実が確認できる書面の写し

(公告の方法)

第二十六条の二十八 法第二十四条の六の六第一項の規定による所在不明者の公告又は法第二十四条の六の八の規定による監督処分公告は、金融庁長官の登録を受けた貸金業者に係る場合にあつては、官報により、都道府県知事の登録を受けた貸金業者に係る場合にあつては、当該都道府県の公報によるものとする。

(事業報告書の様式等)

- 第二十六条の二十九 法第二十四条の六の九の規定による事業報告書は、別紙様式第八号により作成しなければならない。
- 2 前項の事業報告書を提出しようとするときは、事業報告書に、金融庁長官の登録を受けた貸金業者にあつては、当該事業報告書の副本一部を添付して管轄財務局長に、都道府県知事の登録を受けた貸金業者にあつては、当該事業報告書の当該都道府県知事が定める部数の副本を添付して当該都道府県知事に提出しなければならない。
- 3 第一項の事業報告書には、次に掲げる参考書類を、金融庁長官の登録を受けた貸金業者にあつては各二部、都道府県知事の登録を受けた貸金業者にあつては当該都道府県知事が定める部数添付するものとする

(指定の申請)

第二十六条の二十七 法第二十四条の七第十項の指定を受けようとする者は、別紙様式第七号の三により作成した指定申請書に、その者が行おうとする貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務の概要を記載した書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

(指定の基準)

- 第二十六条の二十八 法第二十四条の七第十項の指定は、次の各号のいずれにも適合していると認められる者について行う。  
一 民法第三十四条の規定により設立された法人その他の営利を目的としない団体であること。  
二 第二十六条の三十の規定により指定を取り消されたことのある団体である場合にあつては、その取消の日から五年を経過していること。  
三 貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を適正かつ確実に実施するために必要な知識及び能力を有する者であること。  
四 行おうとする貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務の内容が適切であるものと認められること。

(変更の届出)

第二十六条の二十九 法第二十四条の七第十項の指定を受けた者は、第二十六条の二十七の規定により提出した指定申請書及び貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務の概要を記載した書類に記載した事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

- 一 法人である場合においては、次に掲げる書類
  - イ 最終事業年度に係る貸借対照表（関連する注記を含む。）又はこれに代わる書面
  - ロ 最終事業年度に係る損益計算書（関連する注記を含む。）又はこれに代わる書面
  - ハ 最終事業年度に係る株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。）（若しくは社員資本等変動計算書）（関連する注記を含む。）又はこれに代わる書面
  - ニ 個人である場合においては、最終事業年度に係る別紙様式第四号により作成した財産に関する調書

（試験の基準）

第二十六条の三十 法第二十四条の七第一項の規定による貸金業務取扱主任者資格試験（以下「資格試験」という。）は、貸金業に関する実用的な知識を有するかどうかを判定することに基準を置くものとする。

（試験の内容）

- 第二十六条の三十一 前条の基準によつて試験すべき事項は、おおむね次のとおりである。
- 一 貸金業法及び同法の関係法令に関すること。
  - 二 貸付け及び貸付けに付随する取引に関する法令及び実務に関すること。
  - 三 資金需要者等の保護に関すること。
  - 四 財務及び会計に関すること。

（受験手続）  
 第二十六条の三十二 資格試験を受けようとする者は、別紙様式第九号による貸金業務取扱主任者資格試験受験申込書を内閣総理大臣（法第二十四条の八第一項の規定による指定を受けた者）（以下「指定試験機関」という。）が資格試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）（を）を行う場合にあつては、指定試験機関に提出しなければならない。

（資格試験の方法）

- 第二十六条の三十三 資格試験は、筆記試験により行う。
- （資格試験の施行及び資格試験の期日等の公示）  
 第二十六条の三十四 資格試験は、毎年少なくとも一回行う。
- 2 内閣総理大臣は、資格試験を施行する期日、場所その他試験の施行に關し必要な事項をあらかじめ官報で公示しなければならない。
- 3 指定試験機関が試験事務を行う場合の前項の規定の適用については、同項中「内閣総理大臣」とあるのは「指定試験機関」と、「官報で」とあるのは「試験事務規程に定める方法で」とする。

（合格の公示及び合格証書の交付）

- 第二十六条の三十五 内閣総理大臣は、その行つた資格試験に合格した者（以下「合格者」という。）の氏名又は受験番号を官報で公示し、当該合格者に合格証書を交付しなければならない。
- 2 前条第三項の規定は、前項の場合について準用する。
- （合格者の名簿）

- 一 法人である場合においては、次に掲げる書類
  - イ 最終事業年度に係る貸借対照表（関連する注記を含む。）又はこれに代わる書面
  - ロ 最終事業年度に係る損益計算書（関連する注記を含む。）又はこれに代わる書面
  - ハ 最終事業年度に係る株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。）（若しくは社員資本等変動計算書）（関連する注記を含む。）又はこれに代わる書面
  - ニ 個人である場合においては、最終事業年度に係る別紙様式第四号により作成した財産に関する調書

（試験の基準）

第二十六条の三十 法第二十四条の七第一項の規定による貸金業務取扱主任者資格試験（以下「資格試験」という。）は、貸金業に関する実用的な知識を有するかどうかを判定することに基準を置くものとする。

（試験の内容）

- 第二十六条の三十一 前条の基準によつて試験すべき事項は、おおむね次のとおりである。
- 一 貸金業法及び同法の関係法令に関すること。
  - 二 貸付け及び貸付けに付随する取引に関する法令及び実務に関すること。
  - 三 資金需要者等の保護に関すること。
  - 四 財務及び会計に関すること。

（受験手続）  
 第二十六条の三十二 資格試験を受けようとする者は、別紙様式第九号による貸金業務取扱主任者資格試験受験申込書を内閣総理大臣（法第二十四条の八第一項の規定による指定を受けた者）（以下「指定試験機関」という。）が資格試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）（を）を行う場合にあつては、指定試験機関に提出しなければならない。

（資格試験の方法）

- 第二十六条の三十三 資格試験は、筆記試験により行う。
- （資格試験の施行及び資格試験の期日等の公示）  
 第二十六条の三十四 資格試験は、毎年少なくとも一回行う。
- 2 内閣総理大臣は、資格試験を施行する期日、場所その他試験の施行に關し必要な事項をあらかじめ官報で公示しなければならない。
- 3 指定試験機関が試験事務を行う場合の前項の規定の適用については、同項中「内閣総理大臣」とあるのは「指定試験機関」と、「官報で」とあるのは「試験事務規程に定める方法で」とする。

（合格の公示及び合格証書の交付）

- 第二十六条の三十五 内閣総理大臣は、その行つた資格試験に合格した者（以下「合格者」という。）の氏名又は受験番号を官報で公示し、当該合格者に合格証書を交付しなければならない。
- 2 前条第三項の規定は、前項の場合について準用する。
- （合格者の名簿）

- 一 法人である場合においては、次に掲げる書類
  - イ 最終事業年度に係る貸借対照表（関連する注記を含む。）又はこれに代わる書面
  - ロ 最終事業年度に係る損益計算書（関連する注記を含む。）又はこれに代わる書面
  - ハ 最終事業年度に係る株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。）（若しくは社員資本等変動計算書）（関連する注記を含む。）又はこれに代わる書面
  - ニ 個人である場合においては、最終事業年度に係る別紙様式第四号により作成した財産に関する調書

第二十六条の三十 削除

第二十六条の三十一 削除

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（指定の取消）  
 第二十六条の三十 金融庁長官は、法第二十四条の七第十項の指定を受けた者が第二十六条の二十八各号（第二号を除く。）のいずれかに適合しなくなった場合又は前条の規定による届出をしなかつた場合には、その指定を取り消すことができる。

（貸金業務取扱主任者研修の実施結果の報告）

第二十六条の三十一 都道府県知事（法第二十四条の七第十項の規定により、都道府県知事が同項の指定を受けた者に貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を行わせる場合にあつては、当該者）（以下この条において「指定を受けた者」という。）は、貸金業務取扱主任者研修を実施したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を、金融庁長官（指定を受けた者が実施したときは、金融庁長官及びその者に貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を行わせ都道府県知事）に提出しなければならない。

- 一 実施年月日
- 二 実施場所
- 三 受講者数
- 四 第二十六条の二十六第二項の規定により交付する書面の交付年月日
- 五 前各号に掲げるもののほか、指定を受けた者にあつては、貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を行かせた都道府県知事が定める事項

2 前項の報告書には、受講者の氏名、生年月日及び第二十六条の二十六第二項の規定により交付する書面の番号を記載した受講者一覧表を添付しなければならない。

3 前項の受講者一覧表に記載される事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクの添付をもつて前項の受講者一覧表の添付に代えることができる。



第二十六条の三十六 内閣総理大臣は、合格者の名簿を作成し、これを保管しなければならない。

2 内閣総理大臣は、指定試験機関が試験事務を行う場合にあつては、第二十六条の四十六第二項の合格者一覽表をもつて前項の名簿に代えることができる。

(指定の申請等)

- 第二十六条の三十七 法第二十四条の八第二項の規定により申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 1 名称及び住所
  - 2 試験事務を行おうとする事務所の名称及び所在地
  - 3 役員 の氏名
  - 4 現に行つてゐる業務の概要を記載した書類
  - 5 指定を受けようとする年月日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 1 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
  - 2 試験事務規程
  - 3 試験事務を行おうとする事務所ごとの試験用設備の概要及び整備計画を記載した書類
  - 4 試験事務の実施の方法に関する計画を記載した書類
  - 5 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表(申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録)
  - 6 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
  - 7 申請に係る意思の決定を証する書類
  - 8 役員 の略歴
  - 9 法第二十四条の八第五項第四号イ又はロの規定に関する役員 の誓約書
  - 10 役員及び職員 の配置の状況並びに事務の機構及び分掌に関する事項を記載した書類
  - 11 その他参考となる事項を記載した書類

(名称等の変更の届出)

- 第二十六条の三十八 指定試験機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 1 変更後の指定試験機関の名称又は主たる事務所の所在地
  - 2 変更しようとする年月日
  - 3 変更の理由
  - 4 指定試験機関は、試験事務を行う事務所を新設し、又は廃止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 1 新設し、又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地
  - 2 新設し、又は廃止しようとする事務所において試験事務を開始し、又は廃止しようとする年月日
  - 3 新設又は廃止の理由

(役員 の選任又は解任の認可の申請)

- 第二十六条の三十九 指定試験機関は、法第二十四条の十第一項の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 1 役員として選任しようとする者又は解任しようとする役員 の氏名
  - 2 選任又は解任の理由
  - 3 選任の場合にあつては、その者の略歴
- 2 前項の場合において、選任の認可を申請しようとするときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 1 当該選任に係る者の就任承諾書
  - 2 当該選任に係る者の住民票の抄本又はこれに代わる書面
- 3 法第二十四条の八第五項第四号イ又はロの規定に関する役員 の誓約書

(試験委員の要件)

- 第二十六条の四十 法第二十四条の十一第一項の内閣府令で定める要件は、次のいずれかに該当する者であることとする。
- 1 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学において民法法学又は行政法学に関する科目を担当する教授又は准教授の職にあり、又はあつた者その他これらの者に相当する知識及び経験を有する者

第二十六条の三十六 内閣総理大臣は、合格者の名簿を作成し、これを保管しなければならない。

2 内閣総理大臣は、指定試験機関が試験事務を行う場合にあつては、第二十六条の四十六第二項の合格者一覽表をもつて前項の名簿に代えることができる。

(指定の申請等)

- 第二十六条の三十七 法第二十四条の八第二項の規定により申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 1 名称及び住所
  - 2 試験事務を行おうとする事務所の名称及び所在地
  - 3 役員 の氏名
  - 4 現に行つてゐる業務の概要を記載した書類
  - 5 指定を受けようとする年月日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 1 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
  - 2 試験事務規程
  - 3 試験事務を行おうとする事務所ごとの試験用設備の概要及び整備計画を記載した書類
  - 4 試験事務の実施の方法に関する計画を記載した書類
  - 5 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表(申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録)
  - 6 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
  - 7 申請に係る意思の決定を証する書類
  - 8 役員 の略歴
  - 9 法第二十四条の八第五項第四号イ又はロの規定に関する役員 の誓約書
  - 10 役員及び職員 の配置の状況並びに事務の機構及び分掌に関する事項を記載した書類
  - 11 その他参考となる事項を記載した書類

(名称等の変更の届出)

- 第二十六条の三十八 指定試験機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 1 変更後の指定試験機関の名称又は主たる事務所の所在地
  - 2 変更しようとする年月日
  - 3 変更の理由
  - 4 指定試験機関は、試験事務を行う事務所を新設し、又は廃止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 1 新設し、又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地
  - 2 新設し、又は廃止しようとする事務所において試験事務を開始し、又は廃止しようとする年月日
  - 3 新設又は廃止の理由

(役員 の選任又は解任の認可の申請)

- 第二十六条の三十九 指定試験機関は、法第二十四条の十第一項の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 1 役員として選任しようとする者又は解任しようとする役員 の氏名
  - 2 選任又は解任の理由
  - 3 選任の場合にあつては、その者の略歴
- 2 前項の場合において、選任の認可を申請しようとするときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 1 当該選任に係る者の就任承諾書
  - 2 当該選任に係る者の住民票の抄本又はこれに代わる書面
- 3 法第二十四条の八第五項第四号イ又はロの規定に関する役員 の誓約書

(試験委員の要件)

- 第二十六条の四十 法第二十四条の十一第一項の内閣府令で定める要件は、次のいずれかに該当する者であることとする。
- 1 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学において民法法学又は行政法学に関する科目を担当する教授又は准教授の職にあり、又はあつた者その他これらの者に相当する知識及び経験を有する者

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

二 国又は地方公共団体の職員又は職員であつた者で、第二十六条の三十一各号に掲げる事項について専門的な知識を有するもの

(試験委員の選任又は解任の届出)

第二十六条の四十一 指定試験機関は、法第二十四条の十一第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 試験委員(法第二十四条の十一第一項に規定する試験委員をいう。次項及び次条第五号において同じ。)の氏名
- 二 選任又は解任の理由
- 三 選任の場合にあつては、その者の略歴

2 前項の場合において、選任の届出をしようとするときは、同項の届出書に、当該選任した試験委員が前条に規定する要件を備えていることを証明する書類の写しを添えなければならない。

(試験事務規程の記載事項)

第二十六条の四十二 法第二十四条の十三第一項前段に規定する内閣府令で定める試験事務の実施に関する事項は、次のとおりとする。

- 一 組織及び運営に関する事項
- 二 試験事務を行う時間及び休日に関する事項
- 三 試験事務を行う事務所及び試験地に関する事項
- 四 受験手数料(法第二十四条の二十二第一項に規定する受験手数料をいう。)の収納の方法に関する事項
- 五 試験委員の選任に関する事項
- 六 試験事務に関する秘密の保持に関する事項
- 七 試験事務の一部の処理の第三者への委託に関する事項
- 八 試験事務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
- 九 資格試験の実施に係る公示の方法に関する事項
- 十 その他試験事務の実施に関し必要な事項

(試験事務規程の認可の申請)

第二十六条の四十三 指定試験機関は、法第二十四条の十三第一項前段の規定により認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に、当該認可に係る試験事務規程を添え、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 指定試験機関は、法第二十四条の十三第一項後段の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(事業計画等の認可の申請)

第二十六条の四十四 指定試験機関は、法第二十四条の十四第一項前段の規定により認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に、当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添え、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 指定試験機関は、法第二十四条の十四第一項後段の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(帳簿の備付け等)

第二十六条の四十五 法第二十四条の十五に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 試験年月日
- 二 試験地
- 三 受験者の受験番号、氏名、生年月日、住所及び可否の別
- 四 試験の合格年月日(合格者の氏名又は受験番号を公示した日を含む。次条第一項第六号及び第二十六条の五十一第一項第二号において同じ。)
- 五 指定試験機関は、法第二十四条の十五に規定する帳簿を、試験事務を廃止するまで保存しなければならない。
- 六 指定試験機関は、資格試験に用いた資格試験の問題を、資格試験を実施した日から三年間保存しなければならない。

(試験結果の報告)

第二十六条の四十六 指定試験機関は、試験事務を実施したときは、遅

二 国又は地方公共団体の職員又は職員であつた者で、第二十六条の三十一各号に掲げる事項について専門的な知識を有するもの

(試験委員の選任又は解任の届出)

第二十六条の四十一 指定試験機関は、法第二十四条の十一第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 試験委員(法第二十四条の十一第一項に規定する試験委員をいう。次項及び次条第五号において同じ。)の氏名
- 二 選任又は解任の理由
- 三 選任の場合にあつては、その者の略歴

2 前項の場合において、選任の届出をしようとするときは、同項の届出書に、当該選任した試験委員が前条に規定する要件を備えていることを証明する書類の写しを添えなければならない。

(試験事務規程の記載事項)

第二十六条の四十二 法第二十四条の十三第一項前段に規定する内閣府令で定める試験事務の実施に関する事項は、次のとおりとする。

- 一 組織及び運営に関する事項
- 二 試験事務を行う時間及び休日に関する事項
- 三 試験事務を行う事務所及び試験地に関する事項
- 四 受験手数料(法第二十四条の二十二第一項に規定する受験手数料をいう。)の収納の方法に関する事項
- 五 試験委員の選任に関する事項
- 六 試験事務に関する秘密の保持に関する事項
- 七 試験事務の一部の処理の第三者への委託に関する事項
- 八 試験事務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
- 九 資格試験の実施に係る公示の方法に関する事項
- 十 その他試験事務の実施に関し必要な事項

(試験事務規程の認可の申請)

第二十六条の四十三 指定試験機関は、法第二十四条の十三第一項前段の規定により認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に、当該認可に係る試験事務規程を添え、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 指定試験機関は、法第二十四条の十三第一項後段の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(事業計画等の認可の申請)

第二十六条の四十四 指定試験機関は、法第二十四条の十四第一項前段の規定により認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に、当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添え、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 指定試験機関は、法第二十四条の十四第一項後段の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(帳簿の備付け等)

第二十六条の四十五 法第二十四条の十五に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 試験年月日
- 二 試験地
- 三 受験者の受験番号、氏名、生年月日、住所及び可否の別
- 四 試験の合格年月日(合格者の氏名又は受験番号を公示した日を含む。次条第一項第六号及び第二十六条の五十一第一項第二号において同じ。)
- 五 指定試験機関は、法第二十四条の十五に規定する帳簿を、試験事務を廃止するまで保存しなければならない。
- 六 指定試験機関は、資格試験に用いた資格試験の問題を、資格試験を実施した日から三年間保存しなければならない。

(試験結果の報告)

第二十六条の四十六 指定試験機関は、試験事務を実施したときは、遅

滞なく次に掲げる事項を記載した報告書を内閣総理大臣に提出しなればならない。

- 一 試験年月日
- 二 試験地
- 三 受験申込者数
- 四 受験者数
- 五 合格者の数
- 六 試験の合格年月日

2 前項の報告書には、合格者の受験番号、氏名、生年月日及び住所を記載した合格者一覧表を添えなければならない。

(試験事務の休廃止の許可)

第二十六条の四十七 指定試験機関は、法第二十四条の十八第一項の規定により許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする試験事務の範囲
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあっては、その期間
- 三 休止又は廃止の理由

(試験事務の引継ぎ)

第二十六条の四十八 指定試験機関は、法第二十四条の二十一第二項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 試験事務を内閣総理大臣に引き継ぐこと。
- 二 試験事務に関する帳簿及び書類を内閣総理大臣に引き継ぐこと。
- 三 その他内閣総理大臣が必要と認める事項

(合格の取消し等の報告等)

第二十六条の四十九 指定試験機関は、資格試験に関する不正行為に係のある者に対して、法第二十四条の二十三第三項において読み替えて適用する同条第一項の規定により、その受験を停止させ、その資格試験を無効とし、若しくは合格の決定を取り消し、又は同条第二項の規定により、期間を定めて資格試験を受けることができないものとしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 処分を行った者の氏名、生年月日及び住所
- 二 処分の内容及び処分を行った年月日
- 三 不正の行為の内容

(講習)

第二十六条の五十 法第二十四条の二十五第二項本文の講習(以下「登録講習」という。)は、次のいずれにも該当するものでなければならない。

- 一 正当な理由なく受講を制限する講習でないこと。
- 二 法第二十四条の三十八第一項の表の上欄に掲げる科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる講師により行われる講習であること。
- 三 第二十六条の六十三各号に掲げる基準に適合する講習であること
- 四 講習事務規程(法第二十四条の四十二第一項に規定する講習事務規程をいう。以下同じ。)に基づき行われる講習であること。

(貸金業務取扱主任者登録簿の記載事項)

第二十六条の五十一 法第二十四条の二十五第四項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 本籍(日本の国籍を有しない者にあつては、その者の有する国籍)及び性別
- 二 試験の合格年月日及び合格証書番号
- 三 貸金業者の業務に従事する者にあつては、当該貸金業者の商号、名称又は氏名及び登録番号
- 四 登録番号及び登録年月日

2 貸金業務取扱主任者登録簿の様式は、別紙様式第十号によるものとする。

(主任者登録の申請)

第二十六条の五十二 法第二十四条の二十五第一項に規定する貸金業務取扱主任者の登録(以下「主任者登録」という。)を受けようとすることができる者がその登録を受けようとするときは、別紙様式第十一号による貸金業務取扱主任者登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の登録申請書には、登録の申請前六月以内に撮影した無帽、正

滞なく次に掲げる事項を記載した報告書を内閣総理大臣に提出しなればならない。

- 一 試験年月日
- 二 試験地
- 三 受験申込者数
- 四 受験者数
- 五 合格者の数
- 六 試験の合格年月日

2 前項の報告書には、合格者の受験番号、氏名、生年月日及び住所を記載した合格者一覧表を添えなければならない。

(試験事務の休廃止の許可)

第二十六条の四十七 指定試験機関は、法第二十四条の十八第一項の規定により許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする試験事務の範囲
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあっては、その期間
- 三 休止又は廃止の理由

(試験事務の引継ぎ)

第二十六条の四十八 指定試験機関は、法第二十四条の二十一第二項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 試験事務を内閣総理大臣に引き継ぐこと。
- 二 試験事務に関する帳簿及び書類を内閣総理大臣に引き継ぐこと。
- 三 その他内閣総理大臣が必要と認める事項

(合格の取消し等の報告等)

第二十六条の四十九 指定試験機関は、資格試験に関する不正行為に係のある者に対して、法第二十四条の二十三第三項において読み替えて適用する同条第一項の規定により、その受験を停止させ、その資格試験を無効とし、若しくは合格の決定を取り消し、又は同条第二項の規定により、期間を定めて資格試験を受けることができないものとしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 処分を行った者の氏名、生年月日及び住所
- 二 処分の内容及び処分を行った年月日
- 三 不正の行為の内容

(講習)

第二十六条の五十 法第二十四条の二十五第二項本文の講習(以下「登録講習」という。)は、次のいずれにも該当するものでなければならない。

- 一 正当な理由なく受講を制限する講習でないこと。
- 二 法第二十四条の三十八第一項の表の上欄に掲げる科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる講師により行われる講習であること。
- 三 第二十六条の六十三各号に掲げる基準に適合する講習であること
- 四 講習事務規程(法第二十四条の四十二第一項に規定する講習事務規程をいう。以下同じ。)に基づき行われる講習であること。

(貸金業務取扱主任者登録簿の記載事項)

第二十六条の五十一 法第二十四条の二十五第四項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 本籍(日本の国籍を有しない者にあつては、その者の有する国籍)及び性別
- 二 試験の合格年月日及び合格証書番号
- 三 貸金業者の業務に従事する者にあつては、当該貸金業者の商号、名称又は氏名及び登録番号
- 四 登録番号及び登録年月日

2 貸金業務取扱主任者登録簿の様式は、別紙様式第十号によるものとする。

(主任者登録の申請)

第二十六条の五十二 主任者登録を受けようとする者がその登録を受けようとするときは、別紙様式第十一号による貸金業務取扱主任者登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の登録申請書には、登録の申請前六月以内に撮影した無帽、正

面、上半身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真を貼付しなければならない。

3 第一項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第一号の書類のうち成年被後見人に該当しない旨の後見等登記事項証明書については、その旨を証明した市町村の長の証明書をもちて代えることができる。

一 法第二十四条の二十七第一項第一号に規定する成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書

二 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第一項及び第二項の規定により法第二十四条の二十七第一項第一号に規定する成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当しない旨の市町村の長の証明書並びに同項第二号に規定する被産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書

三 法第二十四条の二十七第一項第三号から第八号までに該当しない旨を誓約する書面

四 主任者登録の申請の日前六月以内に行われた登録講習に係る第二十六条の六十三第五号に規定する修了証明書の写し（資格試験に合格した日から一年以内に主任者登録を申請する場合を除く。）

4 内閣総理大臣は、主任者登録を受けようとする者に係る本人確認情報（住民基本台帳法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報を含む。）について、同法第三十条の七第三項の規定によるその提供を受けることができなるときは、その者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

5 第三項第三号の誓約書の様式は別紙様式第十二号によるものとする。

（主任者登録の通知等）  
第二十六条の五十三 内閣総理大臣は、主任者登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録に係る者に書面により通知しなければならない。

2 内閣総理大臣は、主任者登録を受けようとする者が法第二十四条の二十七第一項各号のいずれかに該当する者であるときは、その登録を拒否することにも、遅滞なく、その理由を示して、その旨をその者に通知しなければならない。

（主任者登録の変更）  
第二十六条の五十四 法第二十四条の二十八の規定による登録の変更を申請しようとする者は、別紙様式第十三号による登録変更申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項に規定する登録変更申請書の提出があつたときは、遅滞なく、登録の変更をすることにも、その旨を登録の変更を申請した者に通知しなければならない。

（死亡等の届出の様式）  
第二十六条の五十五 法第二十四条の二十九の規定による死亡等の届出は、別紙様式第十四号による死亡等届出書により行うものとする。

（登録の抹消）  
第二十六条の五十六 内閣総理大臣は、法第二十四条の三十一の規定により登録を抹消したときは、その理由を示して、その登録の消滅に係る者、相続人、後見人又は保佐人に通知しなければならない。

（登録の更新）  
第二十六条の五十七 第二十六条の五十八から第二十六条の五十三までの規定は、法第二十四条の三十二第一項の規定による主任者登録の更新について準用する。

（貸金業協会の登録事務）  
第二十六条の五十八 法第二十四条の三十三第一項の規定に基づき、貸金業協会（以下「協会」という。）に、次の各号に掲げる主任者登録に関する事務を行わせるものとする。

一 主任者登録

二 法第二十四条の二十六第一項、法第二十四条の三十二第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録申請書の受理

三 法第二十四条の二十六第四項及び第二十四条の二十七第二項（これらの規定を法第二十四条の三十二第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知

四 法第二十四条の二十七第一項、法第二十四条の三十二第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録の拒否

五 法第二十四条の二十八の規定による申請の受理

面、上半身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真を貼付しなければならない。

3 第一項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第一号の書類のうち成年被後見人に該当しない旨の後見等登記事項証明書については、その旨を証明した市町村の長の証明書をもちて代えることができる。

一 法第二十四条の二十七第一項第一号に規定する成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書

二 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第一項及び第二項の規定により法第二十四条の二十七第一項第一号に規定する成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当しない旨の市町村の長の証明書並びに同項第二号に規定する被産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書

三 法第二十四条の二十七第一項第三号から第八号までに該当しない旨を誓約する書面

四 主任者登録の申請の日前六月以内に行われた登録講習に係る第二十六条の六十三第五号に規定する修了証明書の写し（資格試験に合格した日から一年以内に主任者登録を申請する場合を除く。）

4 内閣総理大臣は、主任者登録を受けようとする者に係る本人確認情報（住民基本台帳法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報を含む。）について、同法第三十条の七第三項の規定によるその提供を受けることができなるときは、その者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

5 第三項第三号の誓約書の様式は別紙様式第十二号によるものとする。

（主任者登録の通知等）  
第二十六条の五十三 内閣総理大臣は、主任者登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録に係る者に書面により通知しなければならない。

2 内閣総理大臣は、主任者登録を受けようとする者が法第二十四条の二十七第一項各号のいずれかに該当する者であるときは、その登録を拒否することにも、遅滞なく、その理由を示して、その旨をその者に通知しなければならない。

（主任者登録の変更）  
第二十六条の五十四 法第二十四条の二十八の規定による登録の変更を申請しようとする者は、別紙様式第十三号による登録変更申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項に規定する登録変更申請書の提出があつたときは、遅滞なく、登録の変更をすることにも、その旨を登録の変更を申請した者に通知しなければならない。

（死亡等の届出の様式）  
第二十六条の五十五 法第二十四条の二十九の規定による死亡等の届出は、別紙様式第十四号による死亡等届出書により行うものとする。

（登録の抹消）  
第二十六条の五十六 内閣総理大臣は、法第二十四条の三十一の規定により登録を抹消したときは、その理由を示して、その登録の消滅に係る者、相続人、後見人又は保佐人に通知しなければならない。

（登録の更新）  
第二十六条の五十七 第二十六条の五十八から第二十六条の五十三までの規定は、法第二十四条の三十二第一項の規定による主任者登録の更新について準用する。

（貸金業協会の登録事務）  
第二十六条の五十八 法第二十四条の三十三第一項の規定に基づき、貸金業協会（以下「協会」という。）に、次の各号に掲げる主任者登録に関する事務を行わせるものとする。

一 主任者登録

二 法第二十四条の二十六第一項、法第二十四条の三十二第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録申請書の受理

三 法第二十四条の二十六第四項及び第二十四条の二十七第二項（これらの規定を法第二十四条の三十二第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知

四 法第二十四条の二十七第一項、法第二十四条の三十二第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録の拒否

五 法第二十四条の二十八の規定による申請の受理

- 六 法第二十四条の二十九の規定による届出の受理
- 七 法第二十四条の三十の規定による登録の取消し
- 八 法第二十四条の三十一の規定による登録の抹消

(内閣総理大臣への届出)

- 第二十六条の五十九 協会は、法第二十四条の三十三第四項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を提出しなければならない。
- 一 当該資金業務取扱主任者の氏名及び生年月日
- 二 処理した主任者登録に関する事務の内容及び処理した年月日
- 三 前号に掲げる事務の内容が登録の抹消である場合には、その理由

(登録講習機関の登録の申請)

- 第二十六条の六十 法第二十四条の三十六第一項の登録又は法第二十四条の三十九第一項の登録の更新(以下この条において「登録等」という。)を受けようとする者は、別紙様式第十五号による申請書(第二十六条の六十二において「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 一 法人である場合においては、次に掲げる書類
  - イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
  - ロ 申請に係る意思の決定を証する書類
- ハ 役員(氏名又は商号若しくは名称及び略歴を記載した書類)の氏名若しくは商号若しくは名称及び略歴を記載した書類
- ニ 個人である場合においては、登録等を受けようとする者の略歴を記載した書類及び住民票の抄本又はこれに代わる書面
- 三 登録講習が法第二十四条の三十八第一項別表の上欄に掲げる科目(以下「登録講習科目」という。)について、同表の下欄に掲げる講師(以下「登録講習講師」という。)により行われるものであることを証する書類
- 四 登録講習の実施に関する事務(以下「登録講習事務」という。)(以下の業務を行うとときは、その業務の種類及び概要を記載した書類
- 五 登録等を受けようとする者が法第二十四条の三十七各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
- 六 その他参考となる事項を記載した書類

(登録講習機関登録簿の記載事項)

- 第二十六条の六十一 法第二十四条の三十八第二項第四号の内閣府令で定める事項は、法第二十四条の二十五第二項本文に規定する登録講習機関(以下この節において単に「登録講習機関」という。)(が法人である場合における役員(氏名)とする。

(登録講習機関の登録の更新の申請期間)

- 第二十六条の六十二 法第二十四条の三十九第一項の登録の更新を受けようとする者は、登録の有効期間満了の日の九十日前から三十日前までの間に申請書を提出しなければならない。

(登録講習事務の実施基準)

- 第二十六条の六十三 法第二十四条の四十の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。
- 一 登録講習を毎年一回以上行うこと。
- 二 登録講習は講義により行い、講義時間の合計はおおむね六時間とし、登録講習科目ごとの講義時間は内閣総理大臣が定める時間とする。
- 三 登録講習科目に応じ内閣総理大臣が定める事項を含む適切な内容の教材(以下「登録講習教材」という。)を用いること。
- 四 登録講習講師は講義の内容に関する受講者の質問に対し、登録講習中に適切に回答すること。
- 五 登録講習の課程を修了した者(以下「登録講習修了者」という。)に対して、別紙様式第十六号による修了証明書を交付すること。
- 六 不正な受講を防止するための措置を講じること。
- 七 登録講習を実施する日時、場所その他登録講習の実施に関し必要な事項及び当該講習が登録講習である旨を講習事務規程で定める方法で公示すること。
- 八 登録講習事務以外の業務を行う場合にあつては、当該業務が登録講習事務であると誤認されるおそれがある表示その他の行為をしないこと。

(登録事項の変更の届出)

- 第二十六条の六十四 登録講習機関は、法第二十四条の四十一の規定に

- 六 法第二十四条の二十九の規定による届出の受理
- 七 法第二十四条の三十の規定による登録の取消し
- 八 法第二十四条の三十一の規定による登録の抹消

(内閣総理大臣への届出)

- 第二十六条の五十九 協会は、法第二十四条の三十三第四項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を提出しなければならない。
- 一 当該資金業務取扱主任者の氏名及び生年月日
- 二 処理した主任者登録に関する事務の内容及び処理した年月日
- 三 前号に掲げる事務の内容が登録の抹消である場合には、その理由

(登録講習機関の登録の申請)

- 第二十六条の六十 法第二十四条の三十六第一項の登録又は法第二十四条の三十九第一項の登録の更新(以下この条において「登録等」という。)を受けようとする者は、別紙様式第十五号による申請書(第二十六条の六十二において「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 一 法人である場合においては、次に掲げる書類
  - イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
  - ロ 申請に係る意思の決定を証する書類
- ハ 役員(氏名又は商号若しくは名称及び略歴を記載した書類)の氏名若しくは商号若しくは名称及び略歴を記載した書類
- ニ 個人である場合においては、登録等を受けようとする者の略歴を記載した書類及び住民票の抄本又はこれに代わる書面
- 三 登録講習が法第二十四条の三十八第一項別表の上欄に掲げる科目(以下「登録講習科目」という。)について、同表の下欄に掲げる講師(以下「登録講習講師」という。)により行われるものであることを証する書類
- 四 登録講習の実施に関する事務(以下「登録講習事務」という。)(以下の業務を行うとときは、その業務の種類及び概要を記載した書類
- 五 登録等を受けようとする者が法第二十四条の三十七各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
- 六 その他参考となる事項を記載した書類

(登録講習機関登録簿の記載事項)

- 第二十六条の六十一 法第二十四条の三十八第二項第四号の内閣府令で定める事項は、法第二十四条の二十五第二項本文に規定する登録講習機関(以下この節において単に「登録講習機関」という。)(が法人である場合における役員(氏名)とする。

(登録講習機関の登録の更新の申請期間)

- 第二十六条の六十二 法第二十四条の三十九第一項の登録の更新を受けようとする者は、登録の有効期間満了の日の九十日前から三十日前までの間に申請書を提出しなければならない。

(登録講習事務の実施基準)

- 第二十六条の六十三 法第二十四条の四十の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。
- 一 登録講習を毎年一回以上行うこと。
- 二 登録講習は講義により行い、講義時間の合計はおおむね六時間とし、登録講習科目ごとの講義時間は内閣総理大臣が定める時間とする。
- 三 登録講習科目に応じ内閣総理大臣が定める事項を含む適切な内容の教材(以下「登録講習教材」という。)を用いること。
- 四 登録講習講師は講義の内容に関する受講者の質問に対し、登録講習中に適切に回答すること。
- 五 登録講習の課程を修了した者(以下「登録講習修了者」という。)に対して、別紙様式第十六号による修了証明書を交付すること。
- 六 不正な受講を防止するための措置を講じること。
- 七 登録講習を実施する日時、場所その他登録講習の実施に関し必要な事項及び当該講習が登録講習である旨を講習事務規程で定める方法で公示すること。
- 八 登録講習事務以外の業務を行う場合にあつては、当該業務が登録講習事務であると誤認されるおそれがある表示その他の行為をしないこと。

(登録事項の変更の届出)

- 第二十六条の六十四 登録講習機関は、法第二十四条の四十一の規定に

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

よる届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(講習事務規程の記載事項)

第二十六條の六十五 法第二十四條の四十二第二項の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 登録講習事務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 登録講習事務を行う事務所及び登録講習の実施場所に関する事項
- 三 登録講習の実施に係る公示の方法に関する事項
- 四 登録講習の受講の申込みに関する事項
- 五 登録講習の実施方法に関する事項
- 六 登録講習に関する料金の額及びその収納方法に関する事項
- 七 登録講習の内容及び時間に関する事項
- 八 登録講習に用いる登録講習教材に関する事項
- 九 修了証明書の交付に関する事項
- 十 帳簿(法第二十四條の四十七に規定する帳簿をいう。第二十六條の六十九及び第二十六條の七十三第二号において同じ。)その他の登録講習事務に関する書類の管理に関する事項
- 十一 不正受講者の処分に関する事項
- 十二 その他登録講習事務の実施に関し必要な事項

(登録講習事務の休廃止の届出)

第二十六條の六十六 登録講習機関は、法第二十四條の四十三の規定により登録講習事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする登録講習事務の範囲
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日
- 三 休止しようとする場合にあつては、その期間
- 四 休止又は廃止の理由

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第二十六條の六十七 法第二十四條の四十四第二項第三号の内閣府令で定める方法は、登録講習機関の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法とする。

(電磁的記録に記録された事項を提供するための方法)

第二十六條の六十八 法第二十四條の四十四第二項第四号の内閣府令で定める方法は、次に掲げるものうち、登録講習機関が定めるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
  - イ 登録講習機関の使用に係る電子計算機と主任者登録を受けた者その他利害関係人の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該主任者登録を受けた者その他利害関係人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を受取る方法
  - ロ 登録講習機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を電気通信回線を通じて主任者登録を受けた者その他利害関係人の閲覧に供し、当該主任者登録を受けた者その他利害関係人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
- 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、主任者登録を受けた者その他利害関係人がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。
- 3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、登録講習機関の使用に係る電子計算機と、主任者登録を受けた者その他利害関係人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(帳簿の備付け等)

第二十六條の六十九 法第二十四條の四十七の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 登録講習の実施年月日
- 二 登録講習の実施場所

よる届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(講習事務規程の記載事項)

第二十六條の六十五 法第二十四條の四十二第二項の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 登録講習事務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 登録講習事務を行う事務所及び登録講習の実施場所に関する事項
- 三 登録講習の実施に係る公示の方法に関する事項
- 四 登録講習の受講の申込みに関する事項
- 五 登録講習の実施方法に関する事項
- 六 登録講習に関する料金の額及びその収納方法に関する事項
- 七 登録講習の内容及び時間に関する事項
- 八 登録講習に用いる登録講習教材に関する事項
- 九 修了証明書の交付に関する事項
- 十 帳簿(法第二十四條の四十七に規定する帳簿をいう。第二十六條の六十九及び第二十六條の七十三第二号において同じ。)その他の登録講習事務に関する書類の管理に関する事項
- 十一 不正受講者の処分に関する事項
- 十二 その他登録講習事務の実施に関し必要な事項

(登録講習事務の休廃止の届出)

第二十六條の六十六 登録講習機関は、法第二十四條の四十三の規定により登録講習事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする登録講習事務の範囲
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日
- 三 休止しようとする場合にあつては、その期間
- 四 休止又は廃止の理由

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第二十六條の六十七 法第二十四條の四十四第二項第三号の内閣府令で定める方法は、登録講習機関の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法とする。

(電磁的記録に記録された事項を提供するための方法)

第二十六條の六十八 法第二十四條の四十四第二項第四号の内閣府令で定める方法は、次に掲げるものうち、登録講習機関が定めるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
  - イ 登録講習機関の使用に係る電子計算機と主任者登録を受けた者その他利害関係人の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該主任者登録を受けた者その他利害関係人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を受取る方法
  - ロ 登録講習機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を電気通信回線を通じて主任者登録を受けた者その他利害関係人の閲覧に供し、当該主任者登録を受けた者その他利害関係人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
- 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、主任者登録を受けた者その他利害関係人がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。
- 3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、登録講習機関の使用に係る電子計算機と、主任者登録を受けた者その他利害関係人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(帳簿の備付け等)

第二十六條の六十九 法第二十四條の四十七の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 登録講習の実施年月日
- 二 登録講習の実施場所

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

- 三 講義を行った登録講習講師の氏名並びに講義において担当した登録講習科目及びその時間
- 四 受講者の氏名、生年月日、住所及び貸金業務取扱主任者の登録番号
- 五 登録講習修了者にあつては、前号に掲げる事項のほか、修了証明書の交付年月日及び修了番号
- 2 登録講習機関は、帳簿を登録講習事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。
- 3 登録講習機関は、登録講習に用いた登録講習教材を登録講習を実施した日から三年間保存しなければならない。

(登録講習事務の実施結果の報告)

- 第二十六条の七十 登録講習機関は、登録講習事務を実施したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 一 登録講習の実施年月日
- 二 登録講習の実施場所
- 三 受講申込者数
- 四 受講者数
- 五 登録講習修了者数
- 2 前項の報告書には、登録講習修了者の氏名、生年月日、住所及び貸金業務取扱主任者の登録番号並びに登録講習の修了年月日、修了証明書の交付年月日及び修了番号を記載した修了者一覽表並びに登録講習に用いた登録講習教材を添えなければならない。

(内閣総理大臣が行う講習の受講手続)

- 第二十六条の七十一 法第二十四条の四十八第一項の規定により内閣総理大臣が行う講習を受けようとする者は、別紙様式第十七号による貸金業務取扱主任者講習受講申込書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(内閣総理大臣が行う講習の修了)

- 第二十六条の七十二 内閣総理大臣は、前条の講習の課程を修了した者に対して、講習の課程を修了したことを証する書面を交付するものとする。

(登録講習事務の引継ぎ等)

- 第二十六条の七十三 登録講習機関は、法第二十四条の四十八第二項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。
- 一 登録講習事務を内閣総理大臣に引き継ぐこと。
- 二 帳簿その他の登録講習事務に関する書類を内閣総理大臣に引き継ぐこと。
- 三 その他内閣総理大臣が必要と認める事項

(協会設立の認可申請書の添付書類)

- 第二十六条の七十四 法第二十七条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、役員履歴書、役員住民票の抄本又はこれに代わる書類及び役員が法第六条第一項第一号から第六号までのいずれにも該当しないことを誓約する書類とする。

(貸金業協会の金融庁長官等に対する協力)

- 第二十七条 金融庁長官若しくは財務局長若しくは福岡財務支局長又は都道府県知事は、次に掲げる事項に係る事務の一部について、貸金業協会に協力させることができる。
- 一 法第四条第一項の規定による登録の申請、法第八条第一項、法第十条第一項又は法第二十四条の六の二の規定による届出及び法第二十四条の六の九の規定による事業報告書の提出
- 二 法第二十四条の六の十第一項の規定による報告又は資料の提出

(信用情報の規模)

- 第二十八条 法第四十一条の十三第一項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、加入貸金業者(法第四十一条の二十第一項第七号に規定する加入貸金業者をいう。以下同じ。)の数及び保有する個人信用情報(法第二条第十四項に規定する個人信用情報をいう。以下同じ。)に係る貸付けの残高の合計額とする。
- 2 法第四十一条の十三第一項第五号に規定する内閣府令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 加入貸金業者の数が百以上であること。
- 二 保有する個人信用情報に係る貸付けの残高(加入貸金業者を債権者とする貸付けに係るものに限る。)の合計額が五兆円以上であること。

- 三 講義を行った登録講習講師の氏名並びに講義において担当した登録講習科目及びその時間
- 四 受講者の氏名、生年月日、住所及び貸金業務取扱主任者の登録番号
- 五 登録講習修了者にあつては、前号に掲げる事項のほか、修了証明書の交付年月日及び修了番号
- 2 登録講習機関は、帳簿を登録講習事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。
- 3 登録講習機関は、登録講習に用いた登録講習教材を登録講習を実施した日から三年間保存しなければならない。

(登録講習事務の実施結果の報告)

- 第二十六条の七十 登録講習機関は、登録講習事務を実施したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 一 登録講習の実施年月日
- 二 登録講習の実施場所
- 三 受講申込者数
- 四 受講者数
- 五 登録講習修了者数
- 2 前項の報告書には、登録講習修了者の氏名、生年月日、住所及び貸金業務取扱主任者の登録番号並びに登録講習の修了年月日、修了証明書の交付年月日及び修了番号を記載した修了者一覽表並びに登録講習に用いた登録講習教材を添えなければならない。

(内閣総理大臣が行う講習の受講手続)

- 第二十六条の七十一 法第二十四条の四十八第一項の規定により内閣総理大臣が行う講習を受けようとする者は、別紙様式第十七号による貸金業務取扱主任者講習受講申込書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(内閣総理大臣が行う講習の修了)

- 第二十六条の七十二 内閣総理大臣は、前条の講習の課程を修了した者に対して、講習の課程を修了したことを証する書面を交付するものとする。

(登録講習事務の引継ぎ等)

- 第二十六条の七十三 登録講習機関は、法第二十四条の四十八第二項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。
- 一 登録講習事務を内閣総理大臣に引き継ぐこと。
- 二 帳簿その他の登録講習事務に関する書類を内閣総理大臣に引き継ぐこと。
- 三 その他内閣総理大臣が必要と認める事項

(協会設立の認可申請書の添付書類)

- 第二十六条の七十四 法第二十七条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、役員履歴書、役員住民票の抄本又はこれに代わる書類及び役員が法第六条第一項第一号から第六号までのいずれにも該当しないことを誓約する書類とする。

(貸金業協会の金融庁長官等に対する協力)

- 第二十七条 金融庁長官若しくは財務局長若しくは福岡財務支局長又は都道府県知事は、次に掲げる事項に係る事務の一部について、貸金業協会に協力させることができる。
- 一 法第四条第一項の規定による登録の申請、法第八条第一項、法第十条第一項又は法第二十四条の六の二の規定による届出及び法第二十四条の六の九の規定による事業報告書の提出
- 二 法第二十四条の六の十第一項の規定による報告又は資料の提出

(信用情報の規模)

- 第二十八条 法第四十一条の十三第一項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、加入貸金業者(法第四十一条の二十第一項第七号に規定する加入貸金業者をいう。以下同じ。)の数及び保有する個人信用情報(法第二条第十四項に規定する個人信用情報をいう。以下同じ。)に係る貸付けの残高の合計額とする。
- 2 法第四十一条の十三第一項第五号に規定する内閣府令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 加入貸金業者の数が百以上であること。
- 二 保有する個人信用情報に係る貸付けの残高(加入貸金業者を債権者とする貸付けに係るものに限る。)の合計額が五兆円以上であること。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

- (協会設立の認可申請書の添付書類)
- 第二十六条の三十一 法第二十七条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、役員履歴書、役員住民票の抄本又はこれに代わる書類及び役員が法第六条第一項第一号から第六号までのいずれにも該当しないことを誓約する書類とする。

(貸金業協会の金融庁長官等に対する協力)

- 第二十七条 金融庁長官若しくは財務局長若しくは福岡財務支局長又は都道府県知事は、次に掲げる事項に係る事務の一部について、貸金業協会に協力させることができる。
- 一 法第四条第一項の規定による登録の申請、法第八条第一項、法第十条第一項又は法第二十四条の六の二の規定による届出及び法第二十四条の六の九の規定による事業報告書の提出
- 二 法第二十四条の六の十第一項の規定による報告又は資料の提出

第二十八条 削除

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

- (貸金業協会の金融庁長官等に対する協力)
- 第二十七条 金融庁長官若しくは財務局長若しくは福岡財務支局長又は都道府県知事は、次に掲げる事項に係る事務の一部について、貸金業協会に協力させることができる。
- 一 法第四条第一項の規定による登録の申請及び法第八条第一項又は法第十条第一項の規定による届出
- 二 法第四十二条第一項の規定による報告の徴収

(貸金業協会の金融庁長官等に対する協力)

- 第二十七条 金融庁長官若しくは財務局長若しくは福岡財務支局長又は都道府県知事は、次に掲げる事項に係る事務の一部について、貸金業協会に協力させることができる。
- 一 法第四条第一項の規定による登録の申請及び法第八条第一項又は法第十条第一項の規定による届出
- 二 法第四十二条第一項の規定による報告の徴収

(公告の方法)

- 第二十八条 法第三十八条第一項の規定による所在不明者の公告又は法第四十一条の規定による監督処分公告は、金融庁長官の登録を受けた貸金業者に係る場合にあつては、官報により、都道府県知事の登録を受けた貸金業者に係る場合にあつては、当該都道府県の公報によるものとする。

(財産的基礎)
第二十九条 法第四十一条の十三第一項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、法第四十一条の十四第二項第四号に規定する貸借対照表に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除した額が五億円以上であることとする。

(指定申請の添付書類)

第三十条 法第四十一条の十四第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 加入貸金業者の商号、名称又は氏名及び登録番号を記載した書面
二 法第四十一条の十三第一項の規定による指定を受けようとする者(次号及び第八号において「申請者」という。)の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権を保有している株主、社員又は出資者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面
三 申請者の親会社及び子法人(申請者が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。)の概要を記載した書面
四 役員(業務を執行する社員(業務を執行する社員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)、取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。))、監査役、代表者若しくは管理人又はこれらに準ずる者をいう。以下この条から第三十条の十第一項第三号までにおいて同じ。)の住民票の抄本(当該役員が外国人である場合には、外国人登録原票の記載事項証明書)又はこれに代わる書面(業務を執行する社員又は会計参与が法人であるときは、当該業務を執行する社員又は会計参与の登記事項証明書)
五 役員が法第四十一条の十三第一項第四号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書(役員が外国人である場合には、別紙様式第十八号により作成した誓約書)
六 別紙様式第十九号により作成した役員の履歴書(役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書及び別紙様式第二十号により作成した沿革)
七 信用情報提供等業務(法第二十五条に規定する信用情報提供等業務をいう。以下同じ。)に関する知識及び経験を有する使用人の確保の状況並びに当該使用人の配置の状況を記載した書面
八 申請者の事務の機構及び分掌を記載した書面
九 次に掲げるいずれかの法人である場合においては、それぞれ次に定める指定の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会計監査報告又は監査報告の内容を記載した書面
イ 会社法第二十一条に規定する会計監査人設置会社 会社法第三百九十六条第一項後段に規定する会計監査報告
ロ イに掲げるもののほか、公認会計士又は監査法人の監査を受けている法人 当該公認会計士又は監査法人の監査報告
十 その他参考となるべき事項を記載した書類

(役員の兼職の制限)

第三十条の二 法第四十一条の十五に規定する内閣府令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- 一 貸金業を営む法人
二 それと引換えに、又はそれを提示し若しくは通知して特定の販売業者又は役員提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けることができる証券その他の物又は番号、記号その他の符号(以下この条において「証券等」という。)をこれにより商品若しくは権利を購入しようとする者又は役務の提供を受けようとする者(以下この条において「利用者」という。)に交付し又は付与し、当該利用者がその証券等と引換えに、又はそれを提示し若しくは通知して特定の販売業者又は役員提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けたときは、当該利用者から当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を受領し、当該販売業者又は当該役員提供事業者が当該金額を交付する業務を営む法人
三 利用者が証券等を利用することなく特定の販売業者又は役員提供事業者からの商品若しくは権利の購入又は役務の提供を条件として、当該販売業者又は当該役員提供事業者が当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を交付し、当該利用者から当該金額を受領する業務を営む法人
四 債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第百二十六号) 第二条第三項に規定する債権回収会社

(財産的基礎)
第二十九条 法第四十一条の十三第一項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、法第四十一条の十四第二項第四号に規定する貸借対照表に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除した額が五億円以上であることとする。

(指定申請の添付書類)

第三十条 法第四十一条の十四第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 加入貸金業者の商号、名称又は氏名及び登録番号を記載した書面
二 法第四十一条の十三第一項の規定による指定を受けようとする者(次号及び第八号において「申請者」という。)の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権を保有している株主、社員又は出資者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面
三 申請者の親会社及び子法人(申請者が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。)の概要を記載した書面
四 役員(業務を執行する社員(業務を執行する社員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)、取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。))、監査役、代表者若しくは管理人又はこれらに準ずる者をいう。以下この条から第三十条の十第一項第三号までにおいて同じ。)の住民票の抄本(当該役員が外国人である場合には、外国人登録原票の記載事項証明書)又はこれに代わる書面(業務を執行する社員又は会計参与が法人であるときは、当該業務を執行する社員又は会計参与の登記事項証明書)
五 役員が法第四十一条の十三第一項第四号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書(役員が外国人である場合には、別紙様式第十八号により作成した誓約書)
六 別紙様式第十九号により作成した役員の履歴書(役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書及び別紙様式第二十号により作成した沿革)
七 信用情報提供等業務(法第二十五条に規定する信用情報提供等業務をいう。以下同じ。)に関する知識及び経験を有する使用人の確保の状況並びに当該使用人の配置の状況を記載した書面
八 申請者の事務の機構及び分掌を記載した書面
九 次に掲げるいずれかの法人である場合においては、それぞれ次に定める指定の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会計監査報告又は監査報告の内容を記載した書面
イ 会社法第二十一条に規定する会計監査人設置会社 会社法第三百九十六条第一項後段に規定する会計監査報告
ロ イに掲げるもののほか、公認会計士又は監査法人の監査を受けている法人 当該公認会計士又は監査法人の監査報告
十 その他参考となるべき事項を記載した書類

(役員の兼職の制限)

第三十条の二 法第四十一条の十五に規定する内閣府令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- 一 貸金業を営む法人
二 それと引換えに、又はそれを提示し若しくは通知して特定の販売業者又は役員提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けることができる証券その他の物又は番号、記号その他の符号(以下この条において「証券等」という。)をこれにより商品若しくは権利を購入しようとする者又は役務の提供を受けようとする者(以下この条において「利用者」という。)に交付し又は付与し、当該利用者がその証券等と引換えに、又はそれを提示し若しくは通知して特定の販売業者又は役員提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けたときは、当該利用者から当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を受領し、当該販売業者又は当該役員提供事業者が当該金額を交付する業務を営む法人
三 利用者が証券等を利用することなく特定の販売業者又は役員提供事業者からの商品若しくは権利の購入又は役務の提供を条件として、当該販売業者又は当該役員提供事業者が当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を交付し、当該利用者から当該金額を受領する業務を営む法人
四 債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第百二十六号) 第二条第三項に規定する債権回収会社

第二十九条 削除

第三十条 削除

第二十九条 削除

(事業報告書の様式等)

第三十条 法第四十一条の二の規定による事業報告書は、別紙様式第八号により作成しなければならない。

- 1 前項の事業報告書を提出しようとするときは、事業報告書に、金融庁長官の登録を受けた貸金業者にあつては、当該事業報告書の副本一部を添付して管轄財務局長に、都道府県知事の登録を受けた貸金業者にあつては、当該事業報告書の当該都道府県知事が定める部数の副本を添付して当該都道府県知事に提出しなければならない。
2 第一項の事業報告書には、次に掲げる参考書類を、金融庁長官の登録を受けた貸金業者にあつては各二部、都道府県知事の登録を受けた貸金業者にあつては当該都道府県知事が定める部数添付するものとする。
一 貸借対照表(関連する注記を含む。)(
二 損益計算書(関連する注記を含む。)(
三 株主資本等変動計算書(関連する注記を含む。)(若しくは社員資本等変動計算書(関連する注記を含む。))又はこれに代わる書面
四 令第四条に規定する密接な関係を有する貸金業者に係る前三号に掲げる書類
4) 令第四条に規定する密接な関係を有する貸金業者(以下この項において「関係貸金業者」という。))がある貸金業者について、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該関係貸金業者に係る前項第四号に規定する書類を添付することを要しない。
一 その事業年度の末日において、当該関係貸金業者の法第四十一条の二に規定する貸付けに係る残高(以下この号において「貸付けに係る残高」という。))が、当該貸金業者の貸付けに係る残高を上回る場合
二 当該関係貸金業者が、当該貸金業者の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権の直接又は間接の保有(以下この号において「過半数保有」という。))をしている場合(当該貸金業者及び当該関係貸金業者の間で議決権の相互の過半数保有をしている場合にあつては、当該関係貸金業者が保有する議決権が、当該貸金業者が保有する議決権を上回る場合)
三 その事業年度の末日において、当該関係貸金業者の資本金又は出資の額が、当該貸金業者の資本金又は出資の額を上回る場合

(新設)



- 五 業として債務の保証を営む法人
- 六 機械類その他の物品又は物件を使用させる業務（次項第六号において「リース業」という。）を営む法人
- 2 法第四十一条の十五に規定する内閣府令で定める事業は、次に掲げる事業とする。
  - 一 貸金業
  - 二 証券等を利用者に交付し又は付与し、当該利用者がその証券等と引換えに、又はそれを提示し若しくは通知して特定の販売業者又は役員提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けたときは、当該利用者から当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を受領し、当該販売業者又は当該役員提供事業者に当該金額を交付する業務
  - 三 利用者が証券等を利用することなく特定の販売業者又は役員提供事業者からの商品若しくは権利の購入又は役務の提供を条件として、当該販売業者又は当該役員提供事業者に当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を交付し、当該利用者から当該金額を受領する業務
  - 四 債権管理回収業に関する特別措置法第二条第二項に規定する債権管理回収業
  - 五 債務の保証
  - 六 リース業

（指定信用情報機関の役員の兼職の認可の申請等）

第三十条の三 指定信用情報機関の代表者及び常務に従事する役員は、法第四十一条の十五の規定により、前条第一項各号に掲げる法人（以下この条において「他の法人」という。）の代表者となり、若しくは常務に従事し、又は同条第二項各号に掲げる事業を営むことについて認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して、当該指定信用情報機関を経由して金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 理由書
  - 二 履歴書
  - 三 指定信用情報機関における常務の処理方法又は勤務状況を記載した書面
  - 四 他の法人の常務に従事しようとする場合には、当該他の法人における常務の処理方法及び指定信用情報機関と当該他の法人との取引その他の関係を記載した書面並びに当該他の法人の定款、最終の業務報告又は事業報告の内容を記載した書面、貸借対照表（関連する注記を含む。以下同じ。）、損益計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）、剰余金処分計算書若しくは損失金処理計算書又は株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）、その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
  - 五 現在営んでいる前条第二項各号に掲げる事業を継続して営もうとする場合には、その事業の種類及び方法、その事業の最近における業務、財産及び損益の状況並びに申請の日から起算して一年間における取引及び収支の予想を記載した書面
  - 六 新たに前条第二項各号に掲げる事業を営もうとする場合には、その事業の種類及び方法並びにその事業開始後一年間における取引及び収支の予想を記載した書面
  - 七 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面
- 2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請に係る指定信用情報機関の代表者及び常務に従事する役員が指定信用情報機関を代表すること又は指定信用情報機関の常務に従事することに對し、当該申請に係る他の法人を代表し若しくは常務に従事し、又は事業を営むことが何らの支障を及ぼすおそれのないものであるかどうかを審査するものとする。

（兼業の承認申請）

- 第三十条の四 指定信用情報機関は、法第四十一条の十八第一項ただし書の規定により承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。
- 一 兼業の承認を受けようとする業務（以下この条において「兼業業務」という。）
  - 二 兼業業務の開始年月日
  - 2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
    - 一 兼業業務の内容及び方法を記載した書類
    - 二 兼業業務を所掌する組織及び人員配置を記載した書面
    - 三 兼業業務の運営に関する規則

- 五 業として債務の保証を営む法人
- 六 機械類その他の物品又は物件を使用させる業務（次項第六号において「リース業」という。）を営む法人
- 2 法第四十一条の十五に規定する内閣府令で定める事業は、次に掲げる事業とする。
  - 一 貸金業
  - 二 証券等を利用者に交付し又は付与し、当該利用者がその証券等と引換えに、又はそれを提示し若しくは通知して特定の販売業者又は役員提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けたときは、当該利用者から当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を受領し、当該販売業者又は当該役員提供事業者に当該金額を交付する業務
  - 三 利用者が証券等を利用することなく特定の販売業者又は役員提供事業者からの商品若しくは権利の購入又は役務の提供を条件として、当該販売業者又は当該役員提供事業者に当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を交付し、当該利用者から当該金額を受領する業務
  - 四 債権管理回収業に関する特別措置法第二条第二項に規定する債権管理回収業
  - 五 債務の保証
  - 六 リース業

（指定信用情報機関の役員の兼職の認可の申請等）

第三十条の三 指定信用情報機関（法第二十六条に規定する指定信用情報機関をいう。以下同じ。）の代表者及び常務に従事する役員は、法第四十一条の十五の規定により、前条第一項各号に掲げる法人（以下この条において「他の法人」という。）の代表者となり、若しくは常務に従事し、又は同条第二項各号に掲げる事業を営むことについて認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して、当該指定信用情報機関を経由して金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 理由書
  - 二 履歴書
  - 三 指定信用情報機関における常務の処理方法又は勤務状況を記載した書面
  - 四 他の法人の常務に従事しようとする場合には、当該他の法人における常務の処理方法及び指定信用情報機関と当該他の法人との取引その他の関係を記載した書面並びに当該他の法人の定款、最終の業務報告又は事業報告の内容を記載した書面、貸借対照表（関連する注記を含む。以下同じ。）、損益計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）、剰余金処分計算書若しくは損失金処理計算書又は株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）、その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
  - 五 現在営んでいる前条第二項各号に掲げる事業を継続して営もうとする場合には、その事業の種類及び方法、その事業の最近における業務、財産及び損益の状況並びに申請の日から起算して一年間における取引及び収支の予想を記載した書面
  - 六 新たに前条第二項各号に掲げる事業を営もうとする場合には、その事業の種類及び方法並びにその事業開始後一年間における取引及び収支の予想を記載した書面
  - 七 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面
- 2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請に係る指定信用情報機関の代表者及び常務に従事する役員が指定信用情報機関を代表すること又は指定信用情報機関の常務に従事することに對し、当該申請に係る他の法人を代表し若しくは常務に従事し、又は事業を営むことが何らの支障を及ぼすおそれのないものであるかどうかを審査するものとする。

（兼業の承認申請）

- 第三十条の四 指定信用情報機関は、法第四十一条の十八第一項ただし書の規定により承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。
- 一 兼業の承認を受けようとする業務（以下この条において「兼業業務」という。）
  - 二 兼業業務の開始年月日
  - 2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
    - 一 兼業業務の内容及び方法を記載した書類
    - 二 兼業業務を所掌する組織及び人員配置を記載した書面
    - 三 兼業業務の運営に関する規則

（新設）

（新設）

四 兼業業務の開始後三年間における当該業務の収支の見込みを記載した書類

(兼業業務の廃止の届出)

第三十条の五 指定信用情報機関は、法第四十一条の十八第二項の規定により同条第一項ただし書の承認を受けた業務を廃止した旨の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を金融庁長官に届け出るものとする。

- 一 廃止したその業務の内容
- 二 廃止した年月日
- 三 廃止の理由

(業務の一部委託の承認申請)

第三十条の六 指定信用情報機関は、法第四十一条の十九第一項の規定により承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 業務を委託する相手方(以下「受託者」という。)の商号又は名称及び住所又は所在地
- 二 委託する業務の内容及び範囲
- 三 委託の期間

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 理由書

二 業務の委託契約の内容を記載した書面

三 受託者が法第四十一条の十三第一項第三号に掲げるものと同様の要件に該当する旨を誓約する書面

四 受託者の取締役及び監査役(理事、監事その他これらに準ずる者を含むものとし、委員会設置会社にあつては取締役及び執行役とする。以下この項及び次条において同じ。)が法第四十一条の十三第一項第四号に掲げるものと同様の要件に該当する旨を誓約する書面

五 受託者の登記事項証明書

六 受託者の定款又は寄附行為

七 委託する業務の実施方法を記載した書面

八 受託者の最近三年の各年度における事業報告、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面

九 受託者の取締役及び監査役の氏名を記載した書面

十 受託者の取締役及び監査役の住民票の抄本(当該取締役又は監査役が外国人である場合には、外国人登録原票の記載事項証明書)又はこれに代わる書面

十一 受託者の取締役及び監査役の履歴書

十二 受託者が会計参与設置会社である場合にあっては、受託者の会計参与が法第四十一条の十三第一項第四号に掲げるものと同様の要件に該当する旨を誓約する書面並びに当該会計参与の氏名又は名称を記載した書面、住民票の抄本又はこれに代わる書面(会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書)及び履歴書(会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面)

十三 受託者の取締役(理事その他これに準ずる者を含むものとし、委員会設置会社にあつては執行役とする。)の担当業務を記載した書面

十四 その他参考となるべき事項を記載した書類

(業務の一部委託の承認基準)

第三十条の七 金融庁長官は、前条第一項の承認申請書を受理した場合において、その申請が次に掲げる基準に適合していると認められるときは、これを承認するものとする。

- 一 業務の委託が当該業務の効率化に資すること。
- 二 受託者が社会的信用のある法人であり、かつ、その受託する業務について、適正な計画を有し、確実にその業務を行うことができるものであること。
- 三 受託者が法第四十一条の十三第一項第三号に掲げるものと同様の要件に該当すること。
- 四 受託者の取締役、会計参与及び監査役が法第四十一条の十三第一項第四号に掲げるものと同様の要件に該当すること。

(業務規程の記載事項)

第三十条の八 法第四十一条の二十第一項第十号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 信用情報提供等業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 従業者の監督体制に関する事項

四 兼業業務の開始後三年間における当該業務の収支の見込みを記載した書類

(兼業業務の廃止の届出)

第三十条の五 指定信用情報機関は、法第四十一条の十八第二項の規定により同条第一項ただし書の承認を受けた業務を廃止した旨の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を金融庁長官に届け出るものとする。

- 一 廃止したその業務の内容
- 二 廃止した年月日
- 三 廃止の理由

(業務の一部委託の承認申請)

第三十条の六 指定信用情報機関は、法第四十一条の十九第一項の規定により承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 業務を委託する相手方(以下「受託者」という。)の商号又は名称及び住所又は所在地
- 二 委託する業務の内容及び範囲
- 三 委託の期間

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 理由書

二 業務の委託契約の内容を記載した書面

三 受託者が法第四十一条の十三第一項第三号に掲げるものと同様の要件に該当する旨を誓約する書面

四 受託者の取締役及び監査役(理事、監事その他これらに準ずる者を含むものとし、委員会設置会社にあつては取締役及び執行役とする。以下この項及び次条において同じ。)が法第四十一条の十三第一項第四号に掲げるものと同様の要件に該当する旨を誓約する書面

五 受託者の登記事項証明書

六 受託者の定款又は寄附行為

七 委託する業務の実施方法を記載した書面

八 受託者の最近三年の各年度における事業報告、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面

九 受託者の取締役及び監査役の氏名を記載した書面

十 受託者の取締役及び監査役の住民票の抄本(当該取締役又は監査役が外国人である場合には、外国人登録原票の記載事項証明書)又はこれに代わる書面

十一 受託者の取締役及び監査役の履歴書

十二 受託者が会計参与設置会社である場合にあっては、受託者の会計参与が法第四十一条の十三第一項第四号に掲げるものと同様の要件に該当する旨を誓約する書面並びに当該会計参与の氏名又は名称を記載した書面、住民票の抄本又はこれに代わる書面(会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書)及び履歴書(会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面)

十三 受託者の取締役(理事その他これに準ずる者を含むものとし、委員会設置会社にあつては執行役とする。)の担当業務を記載した書面

十四 その他参考となるべき事項を記載した書類

(業務の一部委託の承認基準)

第三十条の七 金融庁長官は、前条第一項の承認申請書を受理した場合において、その申請が次に掲げる基準に適合していると認められるときは、これを承認するものとする。

- 一 業務の委託が当該業務の効率化に資すること。
- 二 受託者が社会的信用のある法人であり、かつ、その受託する業務について、適正な計画を有し、確実にその業務を行うことができるものであること。
- 三 受託者が法第四十一条の十三第一項第三号に掲げるものと同様の要件に該当すること。
- 四 受託者の取締役、会計参与及び監査役が法第四十一条の十三第一項第四号に掲げるものと同様の要件に該当すること。

(業務規程の記載事項)

第三十条の八 法第四十一条の二十第一項第十号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 信用情報提供等業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 従業者の監督体制に関する事項

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

- 三 信用情報提供等業務に関する記録の作成に関する事項
- 四 信用情報提供契約に関する事項
- 五 信用情報提供等業務において取り扱う信用情報についての資金需要者等の同意に関する事項
- 六 信用情報提供等業務の用に供する設備が、停電、地震、火災及び水害その他の災害の被害を容易に受けけないために必要な措置に関する事項
- 七 個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二十九条第二項に規定する開示等の求め（同条第一項に規定する開示等の求めをいう。）に係る措置に関する事項
- 八 その他信用情報提供等業務に関し必要な事項

（信用情報提供等業務に関する記録の記録事項等）

第三十条の九 法第四十一条の二十二の規定による指定信用情報機関が作成すべき信用情報提供等業務に関する記録は、次に掲げるものとする。

- 一 個人信用情報の提供を依頼した加入貸金業者の商号、名称又は氏名（他の指定信用情報機関の加入貸金業者の依頼に基づき当該他の指定信用情報機関から個人信用情報の提供の依頼を受けたときは、当該他の指定信用情報機関の商号又は名称及び提供の依頼のあった当該他の指定信用情報機関の加入貸金業者の商号、名称又は氏名）
  - 二 個人信用情報の提供を依頼された個人の氏名
  - 三 個人信用情報の提供の依頼のあった日時
  - 四 提供した個人信用情報の内容
- 2 前項に規定する記録は、作成後三年間これを保存するものとする。

（届出事項）

第三十条の十 指定信用情報機関は、法第四十一条の二十八の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める事項を含む。）を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 法第四十一条の二十八第一号に掲げる場合 信用情報提供契約を締結又は終了した日及び貸金業者の名称
- 二 次項第六号に掲げる場合 次に掲げる事項
  - イ 事故の概要
  - ロ 改善策
- 三 次項第七号及び第八号に掲げる場合 次に掲げる事項
  - イ 行為が発生した営業所又は事務所の名称
  - ロ 行為をした役員又は従業員（次項第七号及び第八号において「役員等」という。）の氏名、名称又は商号及び役職名
  - ハ 行為の概要
- 二 改善策

2 法第四十一条の二十八第三号に規定する内閣府令で定めるときは、次に掲げるときとする。

- 一 定款又はこれに準ずる定めを変更したとき。
  - 二 その親会社又は子法人（指定信用情報機関が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）が名称、主たる営業所若しくは事務所の位置又は事業の内容を変更したとき。
  - 三 その親会社が親会社でなくなったとき。
  - 四 その子法人が子法人でなくなったとき、又はその子法人の議決権を取得し、若しくは保有したとき。
  - 五 その総株主等の議決権の百分の五を超える議決権が一の株主、社員又は出資者により取得又は保有されることとなったとき。
  - 六 電子情報処理組織の故障その他の偶発的な事情により、信用情報提供等業務の全部又は一部を停止する事故が発生したとき。
  - 七 指定信用情報機関又はその業務の一部の委託先の役員等が信用情報提供等業務（業務の一部の委託先にあつては、当該指定信用情報機関が委託する業務にかかるとに限る。）を遂行するに際して法令又は当該指定信用情報機関の業務規程に反する行為が発生したことを知ったとき。
  - 八 加入貸金業者又はその役員等が法第四十一条の三十五、第四十一条の三十六及び第四十一条の三十八又は指定信用情報機関の業務規程に反する行為を行ったことを知ったとき。
- 3 前項第七号及び第八号に該当するときの届出は、これらの規定する事実を指定信用情報機関が知った日から三十日以内に行わなければならない。

（業務及び財産に関する報告書の提出）

第三十条の十一 法第四十一条の二十九第一項の規定による指定信用情

- 三 信用情報提供等業務に関する記録の作成に関する事項
- 四 信用情報提供契約に関する事項
- 五 信用情報提供等業務において取り扱う信用情報についての資金需要者等の同意に関する事項
- 六 信用情報提供等業務の用に供する設備が、停電、地震、火災及び水害その他の災害の被害を容易に受けけないために必要な措置に関する事項
- 七 個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二十九条第二項に規定する開示等の求め（同条第一項に規定する開示等の求めをいう。）に係る措置に関する事項
- 八 その他信用情報提供等業務に関し必要な事項

（信用情報提供等業務に関する記録の記録事項等）

第三十条の九 法第四十一条の二十二の規定による指定信用情報機関が作成すべき信用情報提供等業務に関する記録は、次に掲げるものとする。

- 一 個人信用情報の提供を依頼した加入貸金業者の商号、名称又は氏名（他の指定信用情報機関の加入貸金業者の依頼に基づき当該他の指定信用情報機関から個人信用情報の提供の依頼を受けたときは、当該他の指定信用情報機関の商号又は名称及び提供の依頼のあった当該他の指定信用情報機関の加入貸金業者の商号、名称又は氏名）
  - 二 個人信用情報の提供を依頼された個人の氏名
  - 三 個人信用情報の提供の依頼のあった日時
  - 四 提供した個人信用情報の内容
- 2 前項に規定する記録は、作成後三年間これを保存するものとする。

（届出事項）

第三十条の十 指定信用情報機関は、法第四十一条の二十八の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める事項を含む。）を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 法第四十一条の二十八第一号に掲げる場合 信用情報提供契約を締結又は終了した日及び貸金業者の名称
- 二 次項第六号に掲げる場合 次に掲げる事項
  - イ 事故の概要
  - ロ 改善策
- 三 次項第七号及び第八号に掲げる場合 次に掲げる事項
  - イ 行為が発生した営業所又は事務所の名称
  - ロ 行為をした役員又は従業員（次項第七号及び第八号において「役員等」という。）の氏名、名称又は商号及び役職名
  - ハ 行為の概要
- 二 改善策

2 法第四十一条の二十八第三号に規定する内閣府令で定めるときは、次に掲げるときとする。

- 一 定款又はこれに準ずる定めを変更したとき。
  - 二 その親会社又は子法人（指定信用情報機関が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）が名称、主たる営業所若しくは事務所の位置又は事業の内容を変更したとき。
  - 三 その親会社が親会社でなくなったとき。
  - 四 その子法人が子法人でなくなったとき、又はその子会社の議決権を取得し、若しくは保有したとき。
  - 五 その総株主等の議決権の百分の五を超える議決権が一の株主、社員又は出資者により取得又は保有されることとなったとき。
  - 六 電子情報処理組織の故障その他の偶発的な事情により、信用情報提供等業務の全部又は一部を停止する事故が発生したとき。
  - 七 指定信用情報機関又はその業務の一部の委託先の役員等が信用情報提供等業務（業務の一部の委託先にあつては、当該指定信用情報機関が委託する業務にかかるとに限る。）を遂行するに際して法令又は当該指定信用情報機関の業務規程に反する行為が発生したことを知ったとき。
  - 八 加入貸金業者又はその役員等が法第四十一条の三十五、第四十一条の三十六及び第四十一条の三十八又は指定信用情報機関の業務規程に反する行為を行ったことを知ったとき。
- 3 前項第七号及び第八号に該当するときの届出は、これらの規定する事実を指定信用情報機関が知った日から三十日以内に行わなければならない。

（業務及び財産に関する報告書の提出）

第三十条の十一 法第四十一条の二十九第一項の規定による指定信用情

（新設）

（新設）

（新設）

- 報機関が作成すべき業務及び財産に関する報告書は、別紙様式第二十一号により作成し、事業年度経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。
- 2 前項の報告書には、最終事業年度に係る会社法第四百三十五条第二項に規定する計算書類（会社でない場合にあつては、これに代わる書面）を添付しなければならない。
  - 3 指定信用情報機関は、やむを得ない理由により第一項に規定する期間内に同項の報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。
  - 4 指定信用情報機関は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。
  - 5 金融庁長官は前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした指定信用情報機関が第三項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

（信用情報の提供を必要としない契約）  
 第三十条の十二 法第四十一条の三十五第一項に規定する極度方式基本契約その他の内閣府令で定めるものは、第十条の十五各号に掲げる契約とする。

- （個人信用情報に含まれる事項）  
 第三十条の十三 法第四十一条の三十五第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、資金需要者である個人の顧客に係る次に掲げるものとする。
- 一 氏名（ふりがなを付す。）
  - 二 住所
  - 三 生年月日
  - 四 電話番号
  - 五 勤務先の商号又は名称
  - 六 運転免許証の番号（当該資金需要者である個人の顧客が運転免許証の交付を受けている場合に限る。）
  - 七 加入貸金業者が、本人確認書類（金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成十四年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）（第四条第一号八）に掲げる書類、外国人登録証明書又は同号ホに規定する旅券等をいう。以下この号において同じ。）の提示を受ける方法により本人確認（金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）（第三条第一項）に規定する本人確認をいう。）を行った場合には、当該本人確認書類に記載されている本人を特定するに足りる記号番号
- 2 法第四十一条の三十五第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 貸付けの残高（極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの残高の合計額）

- 報機関が作成すべき業務及び財産に関する報告書は、別紙様式第二十一号により作成し、事業年度経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。
- 2) 前項の報告書には、最終事業年度に係る会社法第四百三十五条第二項に規定する計算書類（会社でない場合にあつては、これに代わる書面）を添付しなければならない。
  - 3) 指定信用情報機関は、やむを得ない理由により第一項に規定する期間内に同項の報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。
  - 4) 指定信用情報機関は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。
  - 5) 金融庁長官は前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした指定信用情報機関が第三項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

（信用情報の提供を必要としない契約）  
 第三十条の十二 法第四十一条の三十五第一項に規定する極度方式基本契約その他の内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- （個人信用情報に含まれる事項）  
 第三十条の十三 法第四十一条の三十五第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、資金需要者である個人の顧客に係る次に掲げるものとする。
- 一 氏名（ふりがなを付す。）
  - 二 住所
  - 三 生年月日
  - 四 電話番号
  - 五 勤務先の商号又は名称
  - 六 運転免許証の番号（当該資金需要者である個人の顧客が運転免許証の交付を受けている場合に限る。）
  - 七 加入貸金業者が、本人確認書類（金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成十四年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）（第四条第一号八）に掲げる書類、外国人登録証明書又は同号ホに規定する旅券等をいう。以下この号において同じ。）の提示を受ける方法により本人確認（金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）（第三条第一項）に規定する本人確認をいう。）を行った場合には、当該本人確認書類に記載されている本人を特定するに足りる記号番号
- 2) 法第四十一条の三十五第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 貸付けの残高（極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの残高の合計額）

（新設）

（新設）

二 元本又は利息の支払の遅延の有無

(信用情報の提供等に係る同意を不要とする場合)  
第三十条の十四 法第四十一条の三十六第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる時より前に締結した貸付けに係る契約及びその時より前に締結した極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約に関する法第十三条の三第一項及び第二項の規定による調査を行う場合その他これらの契約に係る債権の管理に必要な場合とする。

- 一 貸金業者と信用情報提供契約を締結している信用情報機関が、法第四十一条の十三第一項の指定を受けた時
  - 二 貸金業者が指定信用情報機関と信用情報提供契約を締結した時
- 2 法第四十一条の三十六第二項に規定する内閣府令で定めるものは、第三十条の十五各号に掲げる契約とする。

(信用情報の提供等に係る同意に関する記録の作成等)  
第三十条の十五 法第四十一条の三十六第三項の規定により加入貸金業者が作成すべき同意に関する記録には、同条第二項に規定する書面又は電磁的方法の記載事項を記載しなければならないものとする。

2 前項に規定する記録は、当該同意に基づき指定信用情報機関が信用情報を保有している間これを保存するものとする。

(經由官庁)

第三十一条 法第四条第一項の登録申請書その他法及びこの府令に規定する書類を財務局長又は福岡財務支局長に提出しようとする者は、その主たる営業所等の所在地を管轄する財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所があるときは、当該財務事務所長又は出張所長を経由して提出しなければならない。

(標準処理期間)

第三十二条 内閣総理大臣、金融庁長官、財務局長、福岡財務支局長又は都道府県知事は、法、令又はこの府令の規定による登録、指定、認可又は承認に関する申請がその事務所に到達してから二月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

2 前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

- 一 当該申請を補正するために要する期間
- 二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間
- 三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

二 元本又は利息の支払の遅延の有無

(信用情報の提供等に係る同意を不要とする場合)  
第三十条の十四 法第四十一条の三十六第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる時より前に締結した貸付けに係る契約及びその時より前に締結した極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約に係る債権の管理に必要な場合とする。

- 一 貸金業者と信用情報提供契約を締結している信用情報機関が、法第四十一条の十三第一項の指定を受けた時
  - 二 貸金業者が指定信用情報機関と信用情報提供契約を締結した時
- 2 法第四十一条の三十六第二項に規定する内閣府令で定めるものは、第三十条の十二各号に掲げる契約とする。

(信用情報の提供等に係る同意に関する記録の作成等)  
第三十条の十五 法第四十一条の三十六第三項の規定により加入貸金業者が作成すべき同意に関する記録には、同条第二項に規定する書面又は電磁的方法の記載事項を記載しなければならないものとする。

2 前項に規定する記録は、当該同意に基づき指定信用情報機関が信用情報を保有している間これを保存するものとする。

(經由官庁)

第三十一条 法第四条第一項の登録申請書その他法及びこの府令に規定する書類を財務局長又は福岡財務支局長に提出しようとする者は、その主たる営業所等の所在地を管轄する財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所があるときは、当該財務事務所長又は出張所長を経由して提出しなければならない。

(新設)

(新設)

(經由官庁)  
第三十一条 法第四条第一項の登録申請書その他法及びこの府令に規定する書類を財務局長又は福岡財務支局長に提出しようとする者は、その主たる営業所等の所在地を管轄する財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所があるときは、当該財務事務所長又は出張所長を経由して提出しなければならない。

(標準処理期間)

第三十二条 内閣総理大臣、金融庁長官、財務局長、福岡財務支局長又は都道府県知事は、法、令又はこの府令の規定による登録又は認可に関する申請がその事務所に到達してから二月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

2 前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

- 一 当該申請を補正するために要する期間
- 二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間
- 三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間